

帝 京 大 学

地域活性化研究センター年報

2 0 2 1

第 5 卷

◆ 研究論文

観光受入国スイスの観光事業における発展要因	溝尾良隆	1
原発事故避難生活 6 年間の想い—浪江町民 1,381 人の自由記述—	山川充夫	17
官民ファンドの失敗の原因について—A-FIVE を事例として	加瀬和俊	30

◆ 報告

再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消の取組みに向けた一考察 —福島県葛尾村を事例に	大平佳男	48
栃木県立小山高校の探究プログラムにおける帝京大学経済学部地域経済学科との 高大連携事業について	宋 宇	57
那須烏山市の人口動態分析とライフデザイン調査	丹羽孝仁・丹羽ゼミナール	65
私たちの暮らしとベーシックインカムについて	宋 宇・宋ゼミナール	73
新型コロナウイルス問題下での学生による観光地支援の実践報告 —栃木県足利市での SNS を活用した観光プロモーション—	五艘みどり	80
静岡県浜松市農業生産法人との農産物流通に関する連携活動 —宇都宮市内飲食店・小売店への農産物提供・販売を事例として—	林田朋幸・林田ゼミナール	87
◆ 地域活性化研究センター記事		94

観光受入国スイスの観光事業における発展要因

溝 尾 良 隆*

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 3. スイス観光事業の発展要因 |
| 2. スイスの観光事業への「遅れ要因」 | 3.1. プッシュ要因—外部からの力 |
| 2.1. 国家形成の立ち遅れ | 3.2.プル要因—内発型開発 |
| 2.2. 山に対する嫌悪感と恐怖感 | 4. おわりに |

要 旨

アルプスという世界的に有数な観光資源を持つスイスに、観光客がやってきたのが19世紀後半と遅かった。ヨーロッパの人たちは、18世紀半ばころまで、山に対して、嫌悪感と恐怖感をもっていて、山に近づかなかったからである。もう一つ、スイス連邦という国家形成が遅れたこと。そのころカントン（州）はいまの半分の13であった。19世紀になると、ヨーロッパの人たちの山岳観が美や崇高へと転換し、アルプスの山々を眺めに来たり、登山をしたりする人たちが増えてきた。スイスは、イタリアとその他ヨーロッパの国々との交流に障壁となっていたアルプスの峠の整備に力を入れ、国内の移動にも鉄道を発達させて、旅行が容易になった。旅行者を受け入れるホテル業についても、移民や傭兵になって外国に出かけた関係から、外国の情報が入手しやすく、語学を含め外国人对応にも慣れており、スイスの人たちにより発展を遂げた。さらにスイスは永世中立国、安全な国なので、自国で政治や思想において危険を感じた亡命者や、美しい景色とすぐれた気候にアこがれた作家や音楽家などがスイスに居を構えた。その人たちがスイスのすばらしさを諸外国に伝えたのである。

キーワード：観光受入国 スイス連邦 カントン 山岳観 アルプス 観光事業発展要因

1. はじめに

世界一級の山岳景観をもつスイス¹⁾。その風景を求めて世界各地から、スイスに旅行者が集まる。わが国の『観光白書』によれば、2018年

のスイスの延べ宿泊者数は1,172万人泊である。スイスのように、優れた観光資源があれば、何もしくなくても人は集まると思うかもしれないが、スイスに旅行者が現われたのは18世紀後半で、アルプス登山が最盛期を迎えるのは、19世

* 立教大学名誉教授・帝京大学経済学部元教授

1) 本論は、日本人向けの論文なので、便宜上、「スイス」を用いるが、日本語のスイスは、英語 Switzerland の形容詞形の Swiss から来ているので、英語で名詞形に使用しても通じない。スイスで多い言語のドイツ語ではシュヴァイツである。シュヴァイツは、原初三邦連合の一つ、シュヴィーツからきている。仏語ではシュイスである。日本語でも、スイス連邦が望ましく、以前のソビエト連邦（通称ソ連）、アメリカ合衆国（アメリカ）の例もあるが、しかし日本でスイス連邦を使用するのはきわめて稀なので、スイスを使用する。

紀半ばとかなり遅い。この時期は日本の江戸時代になるが、富士山が霊山としてすでに万葉集（8世紀半ば）や竹取物語（10世紀半ば）に登場しているし、中国では中国五岳は陰陽五行説から前漢時代（紀元前200年ころ）にすでに選ばれ、多くの人が訪れていた。

本研究の目的は、一級の観光資源を持ち、周辺にフランス、ドイツ、イタリアが存在するのに、なぜスイスの観光事業は遅れたのか、その「遅れ要因」を分析し、後半においては、18世紀以降の観光事業の「発展要因」を分析することにする。

いうまでもなく、観光事業の発展には、地域の努力による内発型開発と、地域外資本による外来型開発がある。それに関連して、保有する優れた観光資源を生かして旅行者を呼び込む「プル要因」と、国外の旅行会社などがスイスを売り込んで送客する「プッシュ要因」とに分けて分析することにする。

筆者が、こうした観点からこれまで研究したのは、『観光まちづくり 現場からの報告 新治村・佐渡市・琴平町・川越市』（溝尾、2007）、小論であるが、ハワイ（溝尾、1990）、雑誌「観光施設」で、由布院温泉（溝尾、2011、2012）、草津温泉（溝尾、2013a）、高山市（溝尾、2013b）などがある。

2. スイスの観光事業への「遅れ要因」

スイスが観光事業への取組みが遅れた要因として、スイスという国家が出来上がるまでに、時間がかかったこと、すぐれた観光資源であるアルプス²⁾の山岳を擁していたが、ヨーロッパの、特にキリスト教を信奉する国々では、アルプスのような高峻で氷河地形の山々を忌み嫌っていた、この2点について論述する。

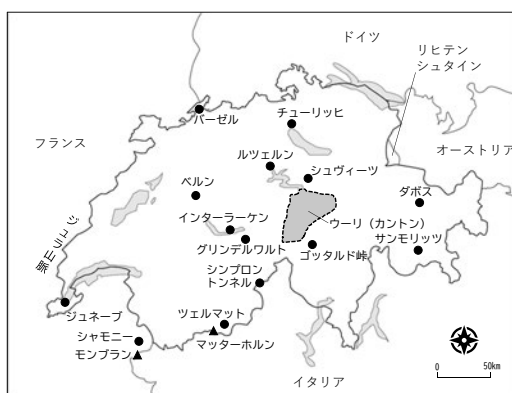


図 1

2.1. 国家形成の立ち遅れ

遅れ要因の第一は、「スイス連邦」が出来上がったのは1848年と遅く、そのためそれまで国家としてのしっかりとした強力な観光事業を含めた産業政策を打ち出すことができなかったことである。しかし、その後もスイスではカントンが実質の独立国であり、カントンが諸事業の政策を打ち出しているのである。隣国イタリアの国家統一は1861年とスイスよりさらに遅かったが、それ以前にはヴェネチアやジェノヴァのような強力な都市国家が存在していた。ガリバルディなどにより独立機運が高まったとき、それら都市国家が連携しつつ国家統一がなされたのである。スイスでは長い時間をかけて少しずつ、同盟地域が加わっていき、連邦国家の確立となった。この点でイタリアの国家樹立と異なっている。

スイスは急峻な地形のため、もともと山村に人が少なかった。日本もスイスと同じく国土の7割が山地だが、西アルプスは日本の高山よりも1000mも高く、雪線より山頂までも1000mもあり、氷河地形の景観となっている。山麓のアルプで牧畜を営むが、粗放農業でそれほど人手を必要としない。日本の山地は森林に恵まれ、

2) アルプという高地の放牧地を意味し、アルプスでヨーロッパの東西に走る大山脈となるが、ここで使用するアルプスは、アルプスのうち急峻な西アルプスで主にスイスとイタリアとの国境を形成する山々である。

森林国であって、山村には林業従事者が多く、人口が多かった。

スイス連邦国家の成立までの流れを、簡単に列挙する（以下は、『スイスの歴史』（ホーフ、1997）から筆者がまとめたものである）。

2.1.1. 13世紀、原初三邦の成立

13世紀に開削され往来の多かったゴットルド（ザンクト・ゴットハルト、サンゴタル）峠の周辺地域のウーリ住民・領主は、峠からの収入が多かった。領主は、河川税、通関税などさまざまな税を課し、住民は、替え馬の提供、蹄鉄の取替え、馬車の修繕、食事や宿泊の提供などから収入があった。領主は、神聖ローマ皇帝のドイツにおける代理王ハインリヒに多大な財政的援助をして、彼の擁護により1231年ウーリの支配権をハプスブルク家から取り戻した。皇帝から特許状をもらい、「帝国自由」の立場を獲得した。ここがスイス盟約者発生の地となる。1240年、皇帝に軍事的援助をしたシュヴィーツにも「自由特許状」を与えられた。1241年、ウンターヴァルデンのうち、東半分のニートヴァルデンが、ハプスブルク家の代官をその地から追い出した。西半分のオブヴァルデンはハプスブルク家の支配下のままだった。

ウーリ、シュヴィーツ、ニートヴァルデンの三邦の代表は、リュトリの丘に集まり、「森林邦同盟」を誓約する。後にオブヴァルデンも参加し、ニートヴァルデンと合わせてウンターヴァルデン（現在も、オブヴァルデンとニートヴァルデンは半カントンのままである）と呼ばれた。リュトリの丘がスイス建国の記念の地となる（第二次世界大戦で、スイスが危機に陥ったとき、後に救国の英雄と評価されるギザン将軍は、全部隊をリュトリに集合させ、作戦報告をした）。三地域の住民とともに相互援助同盟を結び、これがスイス盟約者団の成立起源となり、1291年8月1日に「永久同盟」が締結され

る。現在でも8月1日はスイスの祝日となっている。

1315年の戦いで、原初三邦はハプスブルク軍を破り（ハプスブルク家は1415年にオーストリアに追いやられる）、近隣の都市や溪谷共同体に、同盟の輪が広がっていく。

2.1.2. 八邦同盟

1332年に都市ルツェルン、51年に都市チューリッヒ、52年に溪谷共同体のグラールスとツーク、53年に都市ベルンが同盟に加わり、「八邦同盟」が成立する。

2.1.3. 十三邦同盟

それから100年以上を経て、1481年に都市フリブルとゾーロトゥルン、1501年にバーゼルとシャッフハウゼン、1513年に溪谷共同体アペンツェルが加わり、「十三邦同盟」が成立。この体制が18世紀末まで存続する。

その間、1470年代以降、西部から攻めてくる敵を撃破し、99年のシュヴァーベン戦争で勝利して、神聖ローマ帝国から事実上の独立を獲得した。中央ヨーロッパの宗教戦争である30年戦争（1618～48）では、スイス人傭兵がヨーロッパ全域の戦場に出たが、スイス諸邦は中立を守った。30年戦争の終結をさせたウェストファリア条約によって、スイスは法的にも神聖ローマ帝国から完全な独立を認められた。

2.1.4. ナポレオン支配と十九カントンによるスイス盟約者団

ナポレオンは、北イタリアを征服し、パリとミラノを結ぶ最短ルートを確保するために、スイスにナポレオンの傀儡政権「ヘルヴェティア共和国（1798～1800）」を樹立した。共和国は中央集権国家で、カントンなど国内の境界を撤廃した。スイス国内カントンなどでは、新制度の信奉者と旧制度の擁護者と激しく争い、プロテ

スタントとカトリックとの争いもあり、スイスは完全な無政府状態になった。

混乱が大きくなり、ナポレオンは1803年に連邦制を与えた。その間、ザンクト・ガレン、アールガウ、トゥールガウ、ティチーノ、ヴォー、グラウビュンデンの6地区の自立が認められ、十九のカントンの同盟体組織が成立した。議会は、1年ごとに順番で6つのカントンの首都において、スイス知事の称号が与えられ、招集された。「スイス盟約者団」という。ナポレオンは、連邦制を認めつつ知事を通じてスイスをフランスの衛星国化した。

2.1.5. ナポレオン体制の崩壊。復古時代、22カントン群連合体

同盟従属地域であったジュネーブ、ヴァレー、ヌシャテルの3地域が、カントンとして認められる。22のカントン群の連合体になる。バーゼルでは、都市部と農村部とで流血事件が起き、1833年に都市部と農村部とに半カントンを形成して自立した。それが今日まで残る。その他にも、二つの地方に半カントンがある。

2.1.6. 23のカントン、現在のスイス連連邦体制の確立

1979年に、カントン・ベルンから分割されたカントン・ジュラが成立して、カントンは23になる。

スイス連邦体制は、1848年憲法で定められ、改訂された1874年憲法が現在の連邦体制である。「23の主権を有するカントンの諸国民は、その全体でスイス盟約者団を形成する」となっている。

連邦とカントンの関係では、カントンは完全な主権を持つ。その意味でスイスは連邦国家といえないだろう。

外交官会議は、代表カントンの首都、チューリッヒ、ベルン、ルツェルンの三カントンが2

年ごとに交替で受け持つ。

連邦は、外交、国防、税関、大規模な国営事業（郵便、鉄道、電話等）、通貨を処理し、カントンは、司法、教育、税務、保健などを処理する。国家予算は、間接税で賄うが、国防費はカントンが徴収する。このように、カントンは準国家的性格を有している。

2.2. 山に対する嫌悪感と恐怖感

神々しいアルプスの山々はずっと昔から存在していた。しかし、ヨーロッパの人たちの眼は曇っていて、アルプスの山々には好感を持つどころか、嫌悪感さえ抱いていた。

風景は人間が空間を見て解釈したもので、同じ対象物でも見方は、時代によって変化し、国・国民によって相違がある。山を見て美しい、すぐれた風景に感動したというのは、そのような対象物に接して人間が感じたことで、それぞれの人々が感じた主観である。ある観光対象資源に、さまざまな人たちが感じた主観が、ある評価に収れんしてくると、それがその時代の客観性をもつ風景観になり、風景の評価が定まってくる。十和田湖と霞ヶ浦のどちらが「見て」美しいと感じるか、それは人によって違おうだろう。しかし、多くの人たちが十和田湖のほうが美しい、素晴らしい、というならば、それはその時代の日本人の二つの湖の間に評価が定まったとみてよいだろう。

深田久弥は、数多くある日本の山々のなかから、ひとりで「日本百名山」を選定した。深田が選定した百名山より素晴らしい山々は存在するはずである。深田自身が「百名山にはいる有力候補があったが、私が登っていないので除外した」と述べている（深田久弥、p.220）。であれば、日本山岳会で多くの識者が集まって百名山の入れ替えをすればよかったが、深田の名文もあって、深田の百名山は確立した。

ヨーロッパでは、山岳が美しいという見る目

が遅れた。スイスが誇るアルプスの山々に麓の住民は恐怖を抱いていたし、山を見に行く、山に登ろうとする人々もいなかった。古代ギリシア人の人間中心主義と中世のキリスト教が自然を見る人間の眼を曇らせてしまった。ギリシア人が好んだ自然は、耕地や果樹園など牧歌的、アルカディア的風景で、人間がかかわらない山岳や湖には関心がなかった。ルネッサンス時代になると、その傾向はさらに強くなり、絵画の世界では風景を廃し人物像だけで成り立った。14世紀初頭、ダンテは『神曲』煉獄編で森林を嫌い、地獄編では岩石からなる潤いのない山々を描いた（溝尾、2011 pp.45-48）。

神は完全な円を表し、山は丸い地球に凸凹をつくると、1611年にジョン・ダンは、詩の中で、山を「大地の顔の疣かあばたか、……世界の均整は歪められているのだ」（ニコルソン、1989、p54）と詠み、山を忌み嫌った。

キリスト教の世界では、キリストを最上位に、次が人間、人間が支配する自然が最下位という構造が支配していた。キリストが存在する天を絵画で描くのはもってのほかであった。こうした自然に対する支配が変わっていくのは17世紀からで、18世紀になると自然の美しさ、山に「美」、「崇高」を抱くようになるのであった。

19世紀初頭になっても、シャモニーやツェルマットでは、鉱物や植物の調査に来た学者たちを、地元民がタブーとしていた呪われた高山に入るのを拒否したりした。

スイスでは山岳景観とは関係ない温泉地バーデンやローカーバートでは、中世から現在まで温泉地として栄えている。

3. スイス観光事業の発展要因

ここでは、スイスの山岳が、外部から観光や登山の対象に変化したものをプッシュ要因、外来型開発と呼び、スイス側の努力、政策によっ

て、スイスの観光魅力が増したのをプル要因、内発型開発として、それぞれの要因を取り上げ分析する。

3.1. プッシュ要因—外部からの力

スイスの外からの要因が、スイスのイメージを変え、スイスに多くの旅行者が訪れるようになった。

3.1.1. 美と崇高に転換する山岳観

ルソーが著した『新エロイズ』、『社会契約論』、『エミール』は、政府や教会、友人と思われる人たちからも批判され、書物は発禁とされ、逮捕令がでた。かれは1763年フランスからの亡命で生地スイスへ戻った。しかし一般読者は彼の考えを熱狂的に歓迎した。著書は1770年ころベストセラーになり、18世紀フランスで最高部数に達した。ヴァレー地方の風景を描いた『新エロイズ』はスイス案内の本として、旅行には必ずもっていったといわれる。上記の著書のほかでも『告白録』、『孤独な散歩者の夢想』で、ルソーはアルプスの氷の山々より手前の牧歌的な山々や湖水の美しさを称賛した。舞台は、レマン湖畔のヴヴェとクラランであった。英国で出版されるスイス旅行ガイドブックにはルソーとかかわりのあるまちが紹介された（溝尾 2011 pp.50-51）。

バイロンやワーズワースなどの詩人に代表される19世紀初頭のロマン派主義運動で、山は畏敬と歓喜の感情に転換され、1837～1901年のヴィクトリア期では、画家ターナーを見いだしたジョン・ラスキンのアルプスを信仰する自然観が大きな影響を及ぼした。

外国人だけでなく、スイスにおいてもアルプスの研究をしていた人たちがいた。ヨハン・ヤーコブ・ショイヒツァー（Johann Jakob Scheuchzer）は、初めて山岳界に科学的な調査を導入した人といわれ、1723年に『スイスの自

然史』でローヌの氷河を取り上げる。彼は山に感じた幸福感を述べている。アルブレヒト・フォン・ハラー (Albrecht von Haller) は、植物研究が目的で山々を歩いたが、山の美しさに心を打たれ、詩人でもあった彼は1729年詩集『アルプスの山々』を発表した (河村、2013、pp.28-29)。

アルプスに関する本の出版やアルプスへの旅行者もふえてきて、アルプスに関する見方は完全に変わった。

アルプスの山々は、遠景、近景でも、氷河地形であるため、周辺の景観よりも際立ち、登山以外にも、「見る」対象になり、一般の旅行者もふえてくる。雪線が3300m くらいなので、さらに1000m その上に氷の山がそびえたつ。氷河地形のU字谷の上部は、比較的ゆるやかなアルプの牧場になっているので、登山鉄道などが敷設されて展望所になり、旅行者はアルプスの大観を満喫できるようになった。

次項で述べるイギリスからのグランドツアーの人たちが、アルプス越えをしてイタリアに向かったが、往復に眺めるアルプスの山々に感動するようになったのである。

3.1.2. スイス観光におけるイギリス人の存在 グランドツアーでアルプス越え

世界の観光史にかならず登場するグランドツアーは、17世紀末から始まり、18世紀に盛んに行われた (安島、2009、pp.101-102) 産業革命で、一躍、世界のリーダーとなったイギリスであるが、金持ちになったが教養がない、ヨーロッパのはずれ、田舎という認識を他国はともかく、自国でももっていた。息子たちが、名実ともに1人前の人間になるために、語学・マナー磨きにフランスに、さらにアルプスを越えて、古代ギリシア・ローマの文化を学びにイタリアに、長期間出かけた。大勢の若者たちが、家庭教師付きでアルプスを越えた。グランドツ

アーの人たちにより、アルプスの大観に接する機会が増えてきて、アルプスの山々の荘厳さを理解するようになった。

イギリスの近代旅行業者の祖、トマス・クックの存在

イギリスがスイスの観光を盛んにした功績は大きく、一般の観光客をスイスに送客するには、トマス・クック社の存在があった (以下、ブレンドン『トマス・クック物語 近代ツーリズム創始者』)。1841年、熱心な禁酒論者であったクックは、禁酒運動メンバー570人を連れて、イギリス国内で貸切り列車による団体旅行を行った。クックは列車の手配だけでなく昼食やダンスやクリケットなどの娯楽の提供までも行った。たくさんの携行品が必要だった当時の旅行において、それらがすべて不要になり、気楽な旅行が実現した。

その後もスコットランドへの旅行やロンドンでの万国博覧会などに多く送客していたが、やがてドーバー海峡を横断し、第一の目的地パリへと向かった。パリから派生して、イギリスとは違ったスイスの自然・山岳を見せるツアーを作成した。1863年、初めて約60名をジュネーブに送り、フランスに属するが、ジュネーブから身近に高山に接することができるシャモニーへ、氷河見物やモンブランなどの高山を見るために出かけた。クックの送客以前の1840年においても、シャモニーを訪れた約3千人は、ほとんどがイギリス人だった。

ジュネーブ以外でも、その名の通り二つの湖に囲まれたインターラーケンに滞在して、氷河見物やユングフラウやアイガーなどの氷の山の高山見物に出かけた観光客がいた。インターラーケン滞在者の3分の2はイギリス人だったといわれる。冬季観光では、比較的晴天に恵まれたサンモリッツは、1880年代、アイススケートやスキーを楽しむイギリス人で賑わった。

もともとイギリス人はスイスに限らず、海外

へ出ると、リゾートの適地を探す。あるいはゴルフや登山など自分たちの好みをその国に導入する。日本人が海外を支配した国で温泉を探すのと好対照である。

イギリス人にはジョンブル精神があるといわれる。ジョンブルとは、不愛想で黙々と働く雄牛（bull）のような農夫を、ジョン・アーバスノットが『ジョン・ブル物語』を著わしたのに始まる。ジョンブル精神をもっと前向きにとらえるなら、イギリスが島国から脱出して海外に打って出て7つの海を制覇したように、逆境にも打ち勝つ不屈な精神をいう。イギリスの人たちは、他人に干渉されたくないし、他人を干渉しない。他人と同じでない服装をしたり、行動したりすることに気につけないし、そうした人たちをおかしいと非難をすることもしない。こうした行動が登山にも現れた。

アルプスの山々を制覇する

山岳に対し忌避の念をもっていたヨーロッパの人々であったが、早い時期に登山をしていた記録がある。イタリアの詩人ペトラルカは、1335年、モン・ヴェントゥ1912mに登山をしている。チューリッヒ大学植物学・言語学者のコンラート・ゲスナーは1555年にピラトス山（2132m）ほか多くの山に登り、「登山に寄せる賛歌を出版した最初のヨーロッパ人」であった（ブラスティン、1991、pp.31-32）。

1690年にユングフラウ地域に「ツーリスト」が初めて来た目的は、グリンデルワルド氷河で、自然の驚異に接することだった。まだアルプスへの関心事は、氷河や滝であって山岳登山までは届かなかった（Hallwag, 1991, P9）。

アルプス登山が確立したのは、1786年8月アルプスの最高峰モン・ブラン（4810m）の初登頂に成功してからである。ジュネーブ生まれの植物学者・物理学者・地質学者オーラス・ベネディクト・ソシュールは、若いときから山に深い愛情を寄せ、周辺の山々を跋涉していた。な

かでもモンブランが強く彼を引き付け、25年間この山に情熱を注いでいた。彼の主導のもと、ジャック・バルマとミッシェル・ガブリエル・バックールの二人が登頂に成功した。翌年ソシュールは18名からなる登山隊を率いてモンブランの頂上に到達した。かれは、科学的な観察と山の荘厳さを書き綴った（河村、2013、pp.53-55）。

ドイツ人詩人ゲーテも、それ以前に1779年にジュラ山脈の最高峰、1677mのドール山に登頂し、ジュネーブで、モンブラン登頂を目指しているソシュールに会う。その関連でシャモニーに来て、モンブランをながめ、ここから冬季の11月初旬に、一人の猟師と二人のガイドを伴い、シャモニーからロース氷河のあるフルカ峠を経て、ゴッタルド峠まで、馬車、騎馬、徒歩で踏破している（ゲーテ、2011、pp.403-408）。

モンブラン登頂から10年はアルプスの開拓時代になる。各地の未開の谷や村に登山者らは入っていった。ルソーによって心をさまされ、産業革命によってスイス国内にも鉄道が開通し、宿舎ができてきた。1800年以降、アルプスへ登山者が続々と押し寄せてきた。1854年から65年、アルプスの黄金時代となり、4000m級の山はほとんど登り尽くされた。登山家の大半はイギリス人だった。

最後まで残ったのがマッターホルンだった。イギリス人エドワード・ウインパーは親の家業を引き継いだ挿絵木版画家であった。ウインパーはアルプスの本の挿絵を依頼され、現地取材の登山をしていた。やがて本格的に登山を志すようになり、最後に残っていたマッターホルンの登頂を目指した。1857年に設立された「イギリス・アルパイン・クラブ」からの要請もあり、イタリア側からマッターホルンを目指していたが、踏破できず7度目、1865年ツェルマットからの挑戦で、登頂に成功した。しかし、下山の途中、7名中4名のメンバーが遭難した。

(登頂から遭難までは、ウインパー、1961 pp.451-463 に詳しい)。遭難の原因を巡って隊長のウインパーは裁判沙汰となった。遭難は、結果としてマッターホルンの存在が世に知られることになる。こうしてアルプスのすべての山は踏破され、アルプス登山の黄金時代は幕を閉じた。

19世紀末には、イギリス人中心の外国人観光客は約35万人、スイスでは避暑目的のリゾートや冬季のスキー場の整備が進捗した。

3.2. ブル要因一内発型開発

スイスの人たち、スイスの国家的努力が、スイスの観光事業を推進した3点をあげる。

3.2.1. 熟達していたホテル経営者

『スイスの知恵』(ストウッキ、1974)から、なぜスイスにすぐれたホテル経営者が輩出したのかをまとめてみる。

スイスの人たちは、外国を旅行する機会が多く、外国語を学び、しゃべることが得意だった。人口過剰のため外国の傭兵になったり、移民となったりして、外国に定住した人たちが多く。そうした人たちから世界各地の情報がスイスに円滑に入ってきた。

早くも15世紀以降に、スイスは人口増加から穀物の輸入をするために、外国政府から穀物輸入の保証を得るとともに、傭兵徴募を認めてもらった。こうして中世の半ば、スイス兵はヨーロッパの国々で傭兵として雇われた。スイス兵はヨーロッパ第一の強い兵隊と言われた。戦争時に、スイス傭兵同士で戦うことあった。そのなかでも貧しいヴァレー人の傭兵がもっとも多かった。いまでもバチカンの傭兵はスイス兵で、半分はヴァレー人が占めているといわれる。ルツェルンの氷河公園の入り口にある「瀕死のライオン」は、1792年、パリの民衆の攻撃からルイ16世を守り、最後まで護衛して死んだスイス

人傭兵の物語による。

その経験を活かして、世界を知る貿易商は傭兵隊の将校か海外移住者になった。カントン同士間で高い関税があったので、各カントンは他国と積極的に貿易をした。交易に便利な海岸線の地域の港町が貿易の要衝の地に、数多くの領事館を設置した。これらは謝礼を払わない名誉領事による名誉領事館で、4番目のスイスの大使館をロンドンに検討していた時に、85の領事館が存在していた。スイス商品には各国が高関税をかけたので、スイスは独自に、外国に販売網、支店網を設けた。貿易商と製造業者との硬い結びつきで、海外に製品を売りさばいた。

一方、スイスには外国人を積極的に受け入れ、技術・経験を学んだ。一般的には、スイスでの外国人の居住規制は厳しく外国人嫌い、利用価値があるときだけ、外国人を歓迎し受け入れるといわれる。国内では、他国のように、支配と服従を基盤とする封建制度を経験していないので、民主主義的な体制をとるのがふつうで、ホテル業などの観光業にも、ごくあたりまえにそうしたやり方が導入されていた。国民は、第一次世界大戦まで宿泊者の5分の4を占める外国人に対して、気取らず自然な態度で接する習慣を身につけていた。

外国人をよく理解し、己の野卑な趣味や下賤で卑屈な態度を改め、深い教養と気品のある身のこなし方を習得するよう努めていた。

祖国を離れて、世界の国々のホテルで修業をしているスイス人が多く、一流ホテルの支配人になっていった。

スイスの「ホテル王国」の基礎は、19世紀から20世紀初頭に築かれた。

現在でも、ホテル事業を学ぶローザンヌのホテル学校は、アメリカのコネル大学とともに、すぐれたホテル学校として、世界の人気を二分する。ここのホテル学校は、早くも1893年にホテル協会によってつくられている。世界初のホ

テル・ガイドブック、ホテル建築本、ホテルチェーンが作られるが、これらはすべてスイス人によるものであった（河村、2013）。

何人かのホテル経営者をあげよう（ストウツキ、1974）。ヨーロッパ各地に豪華なホテルを経営したホテル王と呼ばれるセザール・リッツがその代表である。リッツは平地の少ないロース氷河がつくるヴァレーカントンのニーダーワルト村で生まれた。パリで修業し、ルツツェルンのホテルで支配人になる。有名な料理人エスコフィエと組み、リッツが経営するホテルの地位を上げる。1889年開業の、倒産状態にあったロンドンのサボイホテルを18カ月で立て直し、一流経営者として認められる。1898年にパリのホテル・リッツをオープンさせ、続いて、リッツ・ロンドン、ロンドンのカールトン・ホテルを開業した。1902年52歳で神経を侵され、治療のためスイスに戻る。16年間病床にあり、1918年68歳で亡くなる。

ツェルマットがリゾートとして整備されていくのには、ザイラー家の役割が大きかった。ツェルマットでは、1839年に医者ラウバーが夏営業だけの3ベッドの山小屋を開業した。1850年ころから夏に英国人登山客がやってくるようになる。1852年に、14ベッド数のホテル・モン・セルヴァンが開業した。

アレクサンダー・ザイラーが、1851年司祭の兄ヨーゼフを頼ってツェルマットへやってきた。53年ザイラー兄弟は、ラウバーの宿を2年契約で借りて、54年に、そのホテルを弁護士の弟フランツの協力のもと購入して、35ベッドにふやしホテル・モンテローザとして開業した（河村、2013）。1855年モン・セルバンもベッド数を68に増やす。ウインパーが1865年にマッターホルン登頂後、ツェルマットには登山客のほかに観光客もやってくるようになった。ザイラー兄弟は57年からモン・セルバンを借りて経営していたが、67年に買収、75年に増築した。

ザイラー家により、アルプス博物館や英国教会などができた。アルプス博物館には、ウインパー一行の切れたロープが展示されている。教会ができたということは、長期滞在のリゾート客がふえてきたことを意味する。1879年、後にザイラーのホテルを継承する息子アレクサンダーに150ベッドのホテル・ツェルマッターホフをつくる。84年に、マッターホルンを臨むゴルナーグラートへの途中にグランド・ホテルを開業した。

他の地域では、英国人旅行者に人気のあるロース氷河の麓のまちグレッツェに1830年代にヨーゼフが12ベッドの宿泊施設を営業し、60年に大幅な増改築をしてホテル・グラシエ・デュ・ロースで開業した。

リッツ、ザイラー家とくれば、次は、サンモリッツのリゾート化に果たしたバートルットになるが、紙数の関係で、ここではあまり知られていない次の二人を紹介しよう（ストウツキ、1974）。

フランツ・ヨーゼフ・ビュッヒャーとジョセフ・デューラーの二人はオブワルデン・カントン出身。1870年、ビュッヒャーは、エンゲルベルクにホテルを開業したが、ホテル経営に関心がなく1年後に売却。登山鉄道が開業し話題となっているリギ山の反対側のトリット・アルプ全山をデューラーと買収し、ビュルゲンストックと名付けた。彼は1873年から立て続けにビュルゲンストックに3つのホテルを建設した。電力会社を建設し、自社のホテルと登山鉄道を電化した。東ヨーロッパ各地の森を買収し製材所を建設、家具工場も建てた。同時にスイスの各地にケーブルカーや登山鉄道を建設した。

1895年、デューラーは、ルツツェルン、バーゼル、ルガーノにホテルを所有する。スイスを超えて、イタリアのジェノバ近郊のペリに、2年後、ローマにホテルを所有し、さらにエジプトに進出して、カイロの「コンチネンタル・ホ

テル」を開業。しかしカイロで「セミラミス・ホテル」を建設中の1906年に死去した。

3.2.2. 自立しているカントンと観光産業

上述したようにスイス連邦共和国は、諸外国との外交のほか、国防、税関、通貨、度量衡、その他大規模国営事業の郵便、鉄道、電話などを管理下におくだけで、26からなるカントンは、独自の憲法、議会、政府、裁判所などを持ち、教育を含め、政府の管理下にあるもの以外すべてカントンが受け持ち、1国に近い権限を持っている。したがって、観光を含め、カントンの産業政策はカントンで決める。日本のように、国が観光基本計画を定めて、たとえば現在のインバウンド観光促進のための障壁を解除したり、受入れの旅行のメニューを提示したりするようなことはない。

カントン別の産業構造については、現在のところ入手していないので、ここからは著者の推測である。1国のような権限をもつカントンであるが、各カントンは面積・人口ともに小さい。九州から沖縄県を除いたのがスイスの大きさで、ここに半カントンを含め26カントンがある。面積をみると、5千km²以上の大きな面積の3カントンは、グラウビュンデン、ベルン、ヴァレーである。比較的大きい2千～4千km²も3カントン。日本の面積最小県は香川県で、1,877km²は、スイスのカントンでは7位の大きさになり、20のカントンは香川県より小さいのである。2015年の人口では、半カントンを除くと最小人口のウーリのわずか3万5千人から最大の146万3千人のチューリッヒまでの規模格差は大きい。

スイスの地形は、大まかにジュラ、ミッテルランド、アルプスの3区分にされる。アルプスは、スイスの総面積の6割を占めるが人口は2割弱しかない。アルプスでの牧畜業があっても、主役は観光業になる。ミッテルランドは、面積

3割であるが人口は7割を占める。ここにはチューリッヒ、ルツェルン、ジュネーブなどの都市があり、農・工・サービスなどさまざまな産業を展開できる地域である。観光は都市型観光となる。ジュラは面積人口共に1割程度で、石灰岩産地であるため、農業は発達せず、時計工業が主産業になっている。

アルプス地域カントンでは、観光に特化した産業政策を採用する以外にはなかっただろう。その観光と結びついたアルプの農牧業、チーズやワインなど農産物の加工産業が成立していれば、複合的な産業政策が展開できよう。日本では沖縄県の状況が想定される。

3.2.3. 峠の整備と鉄道の発達

(この項をまとめるには、森田安一、1980、pp.51-91に負う)。

イタリアとフランス・ドイツなどヨーロッパ諸国とが往来するのに、アルプスの山々が大きく立ちはだかっていた。アルプス越えをさけようと、東では、ドイツからオーストリア・インスブルック経由でブレンナー峠を越えてイタリア・ボルツアーノへ、西では、フランスからの旅行者はモンスニ峠からイタリア・トリノ方面に入っていった。それでも2000mから3000mに達しようとする標高の高い、難儀するスイスの各峠にも、古代ローマ時代から中世にかけては、旅人の往来はあった。徒歩、馬を利用しての時代である。アルプスを越えて旅行する人たちは、安全かつ比較的楽な峠、迂回しないなるべく時間を費やさない峠を探していった。ライン川、チューリッヒ湖、ヴァーレン湖、イタリア側のマッジョーレ湖、コモ湖といった、物資運搬により湖水・河川をできるだけ利用して、峠と結ぶコースもよく選択された(森田、1984)。

峠への旅行者が増えれば、峠を管理している領主に税関からの収入が多く、財政が豊かに

なった。すでにみたスイス発祥の地ウーリなどは、ゴッタルド峠下に位置し、この恩恵に浴した。スイス国内をたどってくれば、といってもまだスイス連邦国家が確立されていない時代であるが、単なる税収目的だけでなく、湖や山の眺め、峠に用意されたホスピスやホテルなどでの温かいサービスを受け、そして何よりも峠でアルプスの大観に感動する人たちもでてきた。

上述したように17世紀末から18世紀、グランドツアーと呼ばれたイギリスの貴族たちは、アルプスの峠を越えていった。ナポレオン3世や画家ターナーなど多くの有名人が峠のホテルに宿泊している。ドイツ在住のゲーテは、1775年、1779年、1797年と三度のスイス旅行を試みている。ゴッタルド峠には、その都度訪れている。その間に、ゲーテは、1786年9月から、88年4月まで、イタリア旅行を行った。往路は、ドイツからの順路ブレンナー峠を、帰路88年6月に、イタリアのコモ湖からスイスのクールに抜けている。『イタリア紀行』には、峠名が明記されていないが、コモ湖からだ、マローヤ峠、ユーリア峠を越えたのだろう。

近年になると、自国の陰鬱な冬をさけて陽光きらめく南の国イタリアを目指す人たちが、アルプスを越えていった。

旅行者がふえ、車の時代を迎えると、古代、中世のアルプスの障壁を解消するよう、峠の道路整備が行われた。峠を単なる通過でなく、峠に達するまでにスイスの存在感を示す方向が採られ、峠が復活していった。

ドイツ・オーストリアからイタリアを結ぶユーリア峠、マローヤ峠、シュプリューゲン峠、サン・ベルナルディーノ峠などに道路やトンネルが整備されて、新しい時代に対応した。

ヨーロッパの国々とイタリアとを結ぶ大動脈となった現在、重要な役割を果たしている東西二つの峠を紹介しよう。

ゴッタルド峠（標高2108m）は、古くからス

イス建国のカントン、ウーリと結びついている。イタリアと南西ドイツを結び、スイスでもルツェルン、ルガーノ、バーゼル、チューリッヒといったスイスの主要都市が、峠からの線上に並ぶ。湖水や河川の利用（フィアヴァルトシュテッテ湖、チューリヒ湖、ライン川本・支流）が大変な利点だった。

峠の開削を繰り返しながら1200年前後くらいから利用されていたようである。ロイス川の源流部のシェレネン溪谷の激流に架橋するのが難しかった。1775年に馬車が通れるようになり、1830年、さらに整備された。峠の北側登り口のウーリ地方に税関が設けられて、この地方は経済的に豊かだった。

1888年には当時世界最長の15キロの鉄道トンネルが開通。100年遅れて、当時最長の道路トンネル16.9キロが開通した。2016年には第2の鉄道トンネル、ゴッタルドベーストンネル、57キロが開通した。青函トンネルを超えて世界最長である。ミラノ・チューリッヒ間は1時間短縮され、2時間半で結ばれる。スイスは絶えず、道路、鉄道の長大プロジェクトに挑戦していたのが理解できよう。

いまでもあるホテル・ボーデンハウスは1722年の宿駅（宿屋を兼ねる）で、1828年本格的ホテルになる。ナポレオン3世、ターナー他多くの有名人が泊まったと述べたのはここである。有名な悪魔橋は1728年に架けられた。1882年、ゴットハルト・トンネルが開通すると、他の峠の利用者は激減した。

もう一つの、西部の動脈シンプロン峠（2005m）は、ジュネーブ・ローザンヌからミラノを結ぶ重要な通路である。ローマ時代以前からローマ人が利用する峠道であった。13世紀中ごろから峠は知られていた。ナポレオン1世が1800年から7年かけて馬車道として建設してから重要路となる。冬季の10月中旬から4月上旬まで閉鎖される。それに代わって1959年から

1993年まで、自動車輸送のシャトル列車がブリークからイタリアのイゼツレ・ディ・トラスクエーラまで所要20分で結んだ。93年2月から廃止されたが、2004年に運行が再開され今日に至っている。

1906年、鉄道目的の単線のトンネルが完成。もう一つの単線の鉄道トンネルを1921年に完成。各19,803mと19,824mで、1982年まで世界最長のトンネルだった。鉄道は峠の5キロ東を通る。

鉄道トンネルを含めて、スイスが、イタリアとヨーロッパのフランス・ドイツとの時間短縮に挑んできたことは、スイスの存在を知らせる効果があったが、国内のリゾートを発展させるためには、国内の鉄道と登山鉄道を整備していく必要があった。

1847年、チューリッヒ・バーデン間38キロに、初めての鉄道がひかれる。1854年からの100年間に、鉄道距離は1300キロに拡大される。そのほとんどは民間鉄道だった。1880年、ゴッタルド・鉄道トンネルが開通し、1902年には鉄道の国有化がなされ、スイス連邦鉄道が創設された。

登山鉄道では、ルツェルン近郊のリギ山頂へ1871年にヨーロッパ最初の登山鉄道が敷設され、近くのピラトス山には、1889年にできる。1892年、蒸気機関車の登山鉄道がブリエンツ・ロートホルン間に開通。1893年シニゲ・ブラッテ間、1898年ツェルマットからゴルナグラードへ。現在、人気の高い、グリンデルワルトとインターラーケン・オストから標高3454mのユングフラウ・ヨッホまでの登山鉄道が1912年に開通した。

現在、スイスでは、スイストラベルパス、スイストラベルフレックス、スイス半額カードなどを用意して、鉄道利用者の便を図っている。

3.2.4. 安全、風光、人を求めて

スイスには、ヨーロッパの各地から移住をしたり、短期間でも生活をした著名人が多い。その著名人らが、世界の各地に素晴らしいスイスの情報を発信する。さらにその著名人を訪ねてきた人が、そのことを世に紹介し、スイスが知れ渡る。

永世中立国を宣言したスイスは、政治的、思想的に安全な国として知られる。永世中立国を16世紀から唱えていたが、対外的に認められたのはナポレオン体制崩壊後の1815年のパリ及びウィーンでの会議で、連合国がスイスの「永世中立」を承認してからである。

平和で安全なスイスに、自国の政権と思想的に合わないため、フランスを追われたルソーがジュネーブに、ヴォルテールがジュネーブ近郊のフェルネー（フランス領）に、やや遅れてスタール夫人がジュネーブ近くのコペーに亡命した。第一次世界大戦期、第二次世界大戦期に、ワーグナーも危険を感じて、スイスに逃れた。ローザ・ルクセンブルクやレーニンになると、時の政府を転覆させようと、スイスから遠隔操作に関わっていた。第二次大戦後の落ち着いた時期にも、チャップリンは、アメリカの赤狩りの対象となったため、スイスに亡命した。

政治的な問題から離れて、平和な時期には、すばらしいスイスの風光を、音楽家や小説家が、豊かな構想を練るため、スイスに定住した。ロマン・ロランやアミエルを慕って訪れたトルストイ。サンモリッツやダヴォスの快適な気象を求めて、療養生活をしたニーチェや療養生活を小説にしたトーマス・マン（『魔の山』）がいる。

現在、こうした人たちの足跡を伝えるため、博物館にしたり、使用した建物、部屋が残されたりして、観光対象として先人たちの活動を偲べるようになっている。

ジュネーブ、ベルン、チューリッヒなどを含

むスイスのまちは、19世紀末から20世紀初頭にかけて、“社会の変革を求めるひとびと”の“国際的な溜り場”となっていた。ある歴史家が「20世紀のはじめごろのチューリッヒは、こうした国際的運動の“巨大な常設クラブ”だった」と述べたが、「この状況は第一次大戦中も大筋において変わることはなかった」という（笹本、1988、pp.154-155）。

ジュネーブとチューリッヒは、人口も多くさまざまな人が暮らしており、学問水準も高かった。パリなどフランスからの入り口であり、フランス語圏のジュネーブは、西ヨーロッパで一番早くローマ帝国と接触し、その文明をどこよりも早く吸収した都市で、400年前にプロテスタントの発祥の地となり、その中心都市であった。市民は自由と寛容の精神を貫いた。一方、ドイツ方面からは、ドイツ語圏のチューリッヒに短期間の生活をしたり、終生すごしたりした人たちが多かった。

ジュネーブから、レマン湖北岸の地域は、景色は美しく、生活は豊かで、文明は高かった。レマン湖、ブドウ畑、湖越しにダン・デュ・ミディの山と、すばらしい景色を提供してくれる。なかなか見えないモンブランを探し求め、見えたとき、いまの時代でも感激はひとしおである。

ゲーテの『スイス紀行』を読み、バイロンの詩に心動かされた作家や画家たちは、アルプスを目的にスイスへやってきた。こうした景色に毎日接しながら、小説や音楽の着想を得たり、さまざまな人たちと接したりして、自らを切磋琢磨していった。ロマン・ロランは、ヴィルヌーブ滞在以前に、『ジャン・クリストフ』の執筆期間中（1903-10）、1906年を除いて、毎年夏に、スイスのフローブルク（スイス側ジュラ山脈）、シュピーツ、サンモリッツ、モン・ペルラン（ヴヴェーの背後地、標高800mの地、ホテル

に1か月滞在）に滞在し、創作活動を続けた（杉田、2003、pp.131-132）。

ふつうであれば、世の中に知れ渡ることがない小さな町や村が、著名人のお陰で注目を集める。レマン湖の東部からジュネーブに向かってそれらのまちを見ていくと（図2参照）、ヴィルヌーブ

『ジャン・クリストフ』で一流作家となったロマン・ロランが、16年間ここに住み、『魅せられた魂』を執筆。トルストイらの訪問のほかに、『マハトマ・ガンジー』を書いた関係から、インドのガンジーやネルー、タゴールらが訪れた。シオン城

19世紀はじめころ、欧州第一の詩人と言われたバイロンの詩により、シオン城やモントルーのまちが、全ヨーロッパに知られることになる。クララン

モントルーの隣り、斜面はブドウ畑で美しい。ここでもバイロンがルソーの『新エロイズ』の舞台を訪れ、ルソーを讃歌し、クラランの名を全欧に広めた。ゲーテ、シェリー、トルストイ、アミエルも訪れている。

ヴヴェー

ローマ人のつくったまち。ブドウ畑はその名残りである。ルソーの少年時代の保護者、“母さん恋人”となったヴァラン夫人の生地で、ルソーもしばしば訪れた。ロマン・ロランの反戦活動を生んだ町でもある。ドストエフスキー、画家クールベが、ここに滞在して創作活動をし

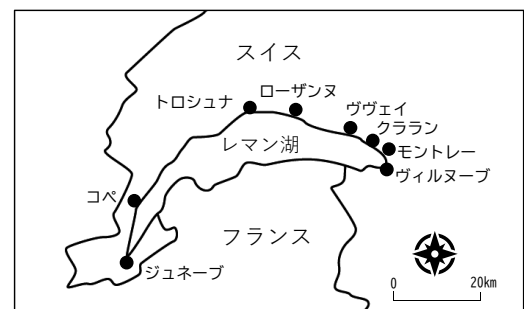


図2

ている。チャップリンは、亡くなるまで20年以上もこの地に住む。湖畔にチャップリンの像があり、山手の彼の住まいは、彼の偉業を伝える博物館になっている。

トロシュナ

映画界を引退してから、オードリー・ヘップバーンがこの地に住み、アフリカ支援などの活動を続けた。記念館がある。

コペ

ナポレオンからパリ追放となったスタール夫人が、1803年からここに館を構え、仏独英伊その他欧州諸国の政治家・思想家・文学者が集まり、談論風発をした賑やかな館であった。

最後に、二人のスイスに対する称賛の言葉でこの項を結ぶとしよう。

ローザ・ルクセンブルク

笹本は、ローザが選んだスイスは、外国からの亡命に対して寛大だった。チューリッヒは、大量の亡命客を親切に迎え入れ、学生の滞在許可も容易で、会合その他の自由も許したからという。

ローザは「感謝をすべき国があるとすれば、それはスイスだけです。わたしが一人前の人間として活動するのに必要な知識をスイスはわたくしにあたえてくれました。…善意に富むスイス国民…心地よい国土、人間の細やかさ、そのうえにすばらしく美しい風景」とスイスに感謝する。(笹本 1988, pp.4-25, p.39)。

トーマス・マン

「わたくしのお礼の言葉は、…スイス全国に向けられねばなりません。…この国の自由と平和を享受し、幸福であると感じているからであります。“幸福”、これは本質的には調和であり、環境との一致を意味します」。

「わたくしの故国となった国、その国の国家システムと文化秩序に対して、深い感謝のあいさつを致したいと思います。…森も湖のほとり

も、ドライブすればすばらしくきれいです」。

「私がいつも考えているのはスイスでした。わたくしの幸多き活動を五年に渡って庇護してくれた“なじみ深い町”チューリッヒを考えていたものです」(笹本 1988, pp.171-173)。

4. おわりに

観光史のような歴史関係の論文で一番むずかしいのは、第一次資料を使用するのが良いことはわかっていて、日本では国会図書館などで探すことはできても、古い歴史書は著者レベルでは判読できないこと。まして、日本でも奈良時代から昭和戦前まですべて第一次資料を使用することは困難である。さらに今回のような外国の文献になったらなおさらである。第一次資料を使用しようにも、使用できない。したがって、第二次、第三次資料に頼らざるを得ない。そのときは、選ぶ本は、著者と出版社からの判断になる。今回、多くの方々のご著書を使用させてもらったが、その扱い方、まとめ方の問題があれば、すべて著者の責任である。

今回の小論作成の意義は何があるのか。

スイスの観光事業がなぜ遅れたかの2要因、その後、観光事業がいかにして進捗したのかについては、プッシュ要因として2要因、プル要因として3要因を選んだことであろうか。もちろん、お読みいただいた皆様から、この要因に関して、御意見いただければ幸いです。

謝 辞

図1、図2は、千葉商科大学山田耕生、英語については明治大学佐藤郁、両先生に協力をお願いした。記して謝意を表したい。

帝京大学経済学部地域経済学科を退職してから6年、だいぶ時間が空いたが、拙文を掲載いただきました点、厚くお礼を申しあげます。

文 献

- Rossberg R.R. 1991『The Jungfrau Region』Hallwag Edition
- ウィンパー E. 石一郎訳 1961『アルプス登攀記』平凡社 世界教養全集22
- ゲーテ J.W.v. 木村直司編訳 2011『ゲーテスイス紀行』ちくま学芸文庫
- ゲーテ J.W.V. 相良守峯訳『イタリア紀行』1942 岩波文庫（上、中、下 の3冊に分かれる）
- ストウッキ L. 吉田康彦訳 1974『スイスの知恵』サイマル出版会
- ニコルソン M・H 小黒和子訳 1989『暗い山と栄光の山』国書刊行会
- ブアスティン D. 1991 鈴木主税・野中邦子訳「本はいつころから作られたか 大発見④」集英社文庫
- ブレンドン P. 1995 石井昭夫訳『トマス・クック物語 近代ツーリズム創始者』中央公論社
- ホーフ U.I 1997 森田安一監訳『スイスの歴史』刀水書房
- 河村英和 2013『観光大国 スイスの誕生』平凡社新書
- 笹本駿二 1988『スイスを愛した人びと』岩波

新書

- 杉田多津子 2003『ロマン・ロランの風景』武蔵野書房
- 深田久弥 1964『日本百名山』新潮社
- 溝尾良隆 1990 公共と民間の協力でつくりあげた観光地・ハワイ。『観光事業と経営』東洋経済出版社
- 溝尾良隆 2007『観光まちづくり 現場からの報告 新治村・佐渡市・琴平町・川越市』原書房
- 溝尾良隆 2011『観光学と景観』古今書院
- 溝尾良隆 2011 由布院温泉（その1）。『観光施設2011、No.297』国際観光施設協会 pp.21-23
- 溝尾良隆 2012 由布院温泉（その2）。『観光施設2012、No.298』国際観光施設協会 pp.20-24
- 溝尾良隆 2013a 草津温泉。『観光施設2013、No.302』国際観光施設協会 pp.36-40
- 溝尾良隆 2013b 高山市。『観光施設2013、No.305』国際観光施設協会 pp.35-39
- 森田安一 1984『スイス 歴史から現代へ』刀水書房
- 安島博幸 2009 観光史 外国編。溝尾良隆編著『観光学の基礎』原書房 pp.101-102

Development Factors of Tourism Industry in Switzerland as a Host Country of Tourism

Yoshitaka MIZOO

Emeritus Professor, Rikkyo University, and Former Professor of Teikyo University

Switzerland is very famous for the Alps, which is one of the world's leading tourism resources. However, it was incredibly late in the late 19th century when people recognized the country as a tourist destination. Why was it so late? There are two factors. Firstly, Europeans viewed the mountains with aversion and fear until the mid-18th century and avoided approaching them. Secondly, the Swiss Confederation was formed in the middle of the 19th century. However, it was difficult to develop a nationwide external industrial policy and exchanges between regions were not active.

However, in the 19th century, European's gaze upon mountains gradually shifted from fear to beauty and sublimeness, and more and more people came to see the Alps and started to climb mountains. The adventurous Englishmen played a key role in the popularization of mountaineering. In the meantime, Switzerland made efforts to improve the Alpine pass, which had been a barrier to exchanges between Italy and other European countries and made it possible to visit each destination via Switzerland. In addition, railroads have been developed to accelerate domestic movement. Thanks to such efforts, tourist destinations and resorts flourished in Switzerland.

In the Alps region, where there was little industry to develop other than tourism, the cantons put all their energy into the development of tourism industry to cope with population growth. As about 70% of the land is mountain areas and there was little domestic industry, Swiss people have been migrated or worked as mercenary outside of the country since the old days. Given such backgrounds, it was easy for Swiss people to obtain information on other countries and foreign language skills, and thus they were accustomed to dealing with foreigners. These factors contributed greatly to the development of the prestigious hotel industry in Switzerland.

Furthermore, the safety and security of the country were advantageous. Switzerland is one of the few countries which are permanently neutral. Those who felt violated their political beliefs or freedom of thought in their home country fled to Switzerland for safety. During peacetime, writers and musicians settled in Switzerland, longing for the beautiful scenery and excellent climate. Such people and those who visited them made the splendor of Switzerland widely known to the world. Although the development in tourism has been delayed, Switzerland became a world-class tourist receiving country today.

Key words: Host Country of Tourism, Swiss Confederation, Canton, View of mountain, The Alps, Development Factors of Tourism Industry

原発事故避難生活6年間の想い

—浪江町民 1,381人の自由記述—

山 川 充 夫*

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. はじめに | 3. 浪江町民避難生活の不安と納得できない文脈 |
| 2. 浪江町民自由記述と共起ネットワーク | 3.1. 主観的単語の属性別出現率 |
| 2.1. 単語抽出と品詞別出現頻度 | 3.2. 不安の文脈 |
| 2.2. 出現単語の共起ネットワーク | 3.3. 納得できない文脈 |
| 2.3. 回答者属性と想いの差 | 3.4. 想いの感性分析 |
| | 4. まとめ |

要 旨

福島第一原発事故から10年が経とうとしている。本稿では、原発事故災害後の6年間に於いて、浪江町民が避難生活の中でどのようなストレスを抱えていたのかを検証するために、福島大学調査(2018)による浪江町住民の自由記述1,381件のテキストを分析した。KHコーダーの共起ネットワーク分析からは、まず「避難－生活」を中心とする主軸クラスターが析出される。このクラスターは、一方では「東電－国－県－町」に対しては原発事故、放射能汚染、原子力賠償、帰還困難区域解除などの問題と、他方では自分たちの今後の生活や家に帰れるのかという「不安」と、強く結びついている。もう一つの主軸は今後の不安である。今後の不安は、放射能汚染から生ずる健康被害だけでなく、避難者の高齢化に伴う病気や介護への危惧、生活費・医療費・賠償金などの経済問題、家族・友人・ふるさとから切り離されたせつない思い、生きることへ大変さなど、避難者の心が崩壊しつつある内容とつながっている。このように原発事故による累積的被害は、外形的な支援だけでは避難者の不安を解きほぐせない厳しい段階にあり、賠償金で格差付けされた避難者には、これを話題にすらできないほどの気まずい雰囲気が出来上がっている。

キーワード：福島原発事故 浪江町民 テキスト分析 避難生活 不安の文脈 納得できない文脈 感性分析

*福島大学名誉教授・帝京大学地域活性化研究センター研究員・帝京大学経済学部元教授

1. はじめに

東日本大震災を契機とする東京電力福島第一原子力発電所事故は、福島県双葉郡を中心とする地域に放射能汚染をもたらした。政府はこの事態を受けて、原子力災害対策特別措置法に基づき、双葉郡8町村、南相馬市小高区、相馬郡飯館村、伊達郡川俣町山木屋地区、田村市都路地区などに避難指示区域等を設定し、区域内住民は強制避難を余儀なくされた。

原発事故発生から10年が過ぎ、避難指示解除準備区域や居住制限区域はすでに解除され、帰還困難区域もその一部が2020年3月に避難指示解除準備区域や立入規制緩和区域に再編されるなど、避難者の帰還促進に向けた動きが加速化している。しかし「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況既報(第1773報)によれば、福島県内に2021年2月5日時点では7,220人が、2021年1月13日時点では福島県外に28,952人が、なお避難生活を続けている。ただしこのデータでは復興公営住宅入居や自宅再建した場合には、避難者に数えられていない。

こうした多くの避難者がどのような想いでもって避難生活を送っているのかについて、国立大学法人福島大学うつくしまふくしま未来支援センター(以下、FURE, Fukushima Center for the Regional Revitalization)は、2017年2月に双葉郡7か町村¹⁾の全住民に対して「第2回双葉郡住民実態調査」を実施した。この調査は郵送方法で実施された。発送数は26,582人、有効回答数が10,081人であり、回収率は37.9%であった。この調査結果は、2017年9月に「第2回

双葉郡住民実態調査 中間報告書²⁾」として、2018年1月に「第2回 双葉郡住民実態調査調査報告書」として、その概略が取りまとめられた。また2018年3月に「三井物産環境基金成果報告書(R14-1018) 原子力災害からの復興と長期避難者のコミュニティ再建に向けた研究」としてより詳細な考察が進められ、これらを踏まえて、『ふくしま原子力災害からの複線型復興——一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて——』(丹波・清水、2019)が出版された。

これらの他に、部内資料として「第2回双葉郡住民実態調査自由記述一覧」が取り纏められ、ここには選択肢の回答分布からだけでは汲み上げきれない、2017年時点での避難者の生活や想いが赤裸々に語られている。それは例えば「浪江のこころ通信³⁾」では表現されていないきびしい内容に満ちている。この自由記述の一部については、上記「三井物産環境基金成果報告書」にも掲載され、またそれを素材にKJ法による定性的な分析が行われている。特に浪江町に関連しては、広井悠によって「ふるさとみなえの再生・創造・葛藤2017」が、またサトウタツヤによって「避難中の浪江町民から見た現状と展望に関する不満と不安」が、構造化されている。しかし浪江町住民の自由記述数は1,381件に及んでおり、それらが全体としてどのような傾向を持つかの数量的テキスト分析は行われていない。また性別や年齢別といった属性の分析も欠落している。本稿では、この浪江町住民の自由記述について、数量的なテキスト分析を行い、併せて性・年齢の属性別の解析を行い、

1) 対象となった7か町村とは、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、川内村、葛尾村のことであり、広野町は避難区域に指示されなかったため、調査対象からは外れた。

2) <https://fure.net.fukushima-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/09/ae01a53bdd8fac313e1d05750442a141.pdf> (2020年10月14日閲覧)。

3) <https://www.town.namie.fukushima.jp/site/kouhou/kokoro-tsushin.html> (2020年10月26日閲覧)

浪江町民の原発災害や避難生活などへの「想い」に接近したい⁴⁾。なおテキスト分析にあたっては、KH コーダー⁵⁾ や IBM SPSS Text Analytics for Survey などのテキスト・マイニング・アプリケーションを活用した。

2. 浪江町民自由記述と共起ネットワーク

2.1. 単語抽出と品詞別出現頻度

「第 2 回双葉郡住民実態調査自由記述一覧」から抽出した「浪江町民自由記述」は 1,381 件であった。年齢層別では、20～40 歳代 147 件、50 歳代 225 件、60 歳代 543 件、70 歳代 307 件、80～90 歳代 159 件であり、性別では男性 1,022 件、女性 359 件である⁶⁾。

さて KH コーダーの「抽出語リスト」を利用し、「抽出語リストの形式：頻出 150 語」×「出現回数 (TF)」により単語を抽出すると、「思う」794 件が最も多く、これに生活 560 件、避難 456 件、浪江 431 件、原発 415 件が続き、少し離れて賠償 353 件、「帰る」336 件、事故 331 件などが順次、登場する。

これを品詞別 (表 1) で、単語の出現頻度 10% 以上に限定して抽出すると、名詞では「原発 / 事故 / 自分 / 区域 / 震災 / 子供 / 線量」が、サ変名詞では「生活 / 避難 / 賠償 / 解除 / 帰還 / 復興 / 仕事」が、形容動詞では「不安 / 困難」が、動詞では「思う / 帰る / 考える / 出来る / 言う / 戻る / 住む / 帰れる / 見る」が、それぞれ登場す

る。形容詞、副詞、名詞 B では、10% 以上の出現率をもつ単語は登場しない。ただし形容詞では、「早い / 多い / 高い / 無い」が、副詞では、「本当に / 少し / 特に / 全く」が、名詞 B では「ふるさと / いじめ」が単語の上位にある。

2.2. 出現単語の共起ネットワーク

浪江町民自由記述における「想い」を文脈として理解するためには、まず単語がどのような関係性の中で出現しているのかを見る必要がある。これを KH コーダーの「共起ネットワーク」(以下、共起 NW) 分析によって、視覚的に接近したい。

単語間の共起 NW を係数⁷⁾ 及び中心性によって図解すると、「避難」の中心性が高いことがわかる。避難との共起関係は、解除 (係数 0.32) / 生活 (0.23) / 原発 (0.21) / 事故 (0.19) などが相対的に強い。それらの先の繋がりをみると、避難は解除 (0.32) を経由して「帰還 - 困難 - 区域」⁸⁾ (0.42～0.63) と強く共起し、さらにその先では「除 - 染」(放射性物質) と強く共起する。他方、避難は「原発 - 事故」(0.43) を経由して賠償につながり、さらにその先で東電とつながる (図 1)。

原発は、並行して、まず国 (0.19) と共起するが、その先で、東電 (0.29) / 県 (0.26) / 町 (0.22) と共起する。さらに、浪江 - 生活 - 思う (0.18～0.23) と結びつき、そして生活の先は「出来る / 不安 / 考える」といった想いの揺れ

4) 「第 2 回双葉郡住民実態調査」の結果 (2018 年 3 月) によれば、浪江町民は、双葉 7 町村のなかで「健康状態」と「将来への不安」で最悪の順位にあり、また「地域・友人・家族との交流が薄くなった」や荒廃等による「ふるさとへの『つらい』思い」を感じているのは悪い方から 2 番目に位置しており、心身共に最も悪い状況に置かれている (山川、2021a)。

5) KH コーダーは Web で公開されているフリーソフト (<https://www.soft222.com/kh-coder/>) であり、利用方法については、樋口耕一 (2020) を参照のこと。

6) 例えば浪江町について、住民票基準での避難者数を見ると、2020 年 8 月末時点では、福島県県内 14,092 人、福島県外 6,085 人、合計で 20,177 人である。ただし、調査は世帯主に対して行われているので、住民票人数とは一致しない。

7) 文章サンプルの中に 2 つの品詞が同時に出現する確率のことである。

8) 単語間の「-」は共起する確率が高く、しかも KH コーダーの「複合語」検出されることを表現している。

表1 浪江町民自由記述における品詞別単語の出現頻度

名詞	サ変名詞		形容動詞		動詞		形容詞		副詞		名詞 B									
件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%							
原発	415	30.1	生活	560	40.6	不安	281	20.3	思う	794	57.5	早い	122	8.8	本当に	108	7.8	ふるさと	62	4.5
事故	331	24.0	避難	456	33.0	困難	172	12.5	帰る	336	24.3	多い	95	6.9	少し	50	3.6	いじめ	31	2.2
自分	249	18.0	賠償	353	25.6	大変	105	7.6	考える	314	22.7	高い	81	5.9	特に	41	3.0	あと	16	1.2
区域	245	17.7	解除	289	20.9	安全	99	7.2	出来る	304	22.0	無い	74	5.4	全く	40	2.9	もと	15	1.1
震災	202	14.6	帰還	237	17.2	残念	50	3.6	言う	240	17.4	良い	61	4.4	又	33	2.4	かん	10	0.7
子供	172	12.5	復興	213	15.4	必要	47	3.4	戻る	220	15.9	悪い	51	3.7	バラバラ	29	2.1	しょう	10	0.7
線量	147	10.6	仕事	174	12.6	非常	44	3.2	住む	202	14.6	悲しい	49	3.5	もう少し	23	1.7	つながり	10	0.7
地域	132	9.6	除	124	9.0	健康	43	3.1	帰れる	151	10.9	強い	47	3.4	色々	21	1.5	ほんとう	10	0.7
住民	131	9.5	心配	116	8.4	自然	33	2.4	見る	143	10.4	新しい	45	3.3	時々	18	1.3	まわり	9	0.7
年間	130	9.4	廃	110	8.0	無理	32	2.3	感じる	101	7.3	少ない	39	2.8	二度と	16	1.2	ひな	7	0.5

注1) 抽出にあたっては、KH コーダーを使用。なお出現頻度については、注6) の樋口 (2020) の「多く用いられていた語」(p.35) を参照。また比率については、出現頻度を自由記述件数 (1,381) で除算したものである。

2) 上位10位まで。なお KH コーダーの品詞体系は「茶筌 (IPADIC) の形態素解析の結果をほぼ利用している」(樋口、2020: 126)。

出所：国立大学法人福島大学・うつくしまふくしま未来支援センター『第2回双葉郡住民実態調査自由記述一覧』2018年3月にに基づき、KH コーダーを使用して、著者作成。

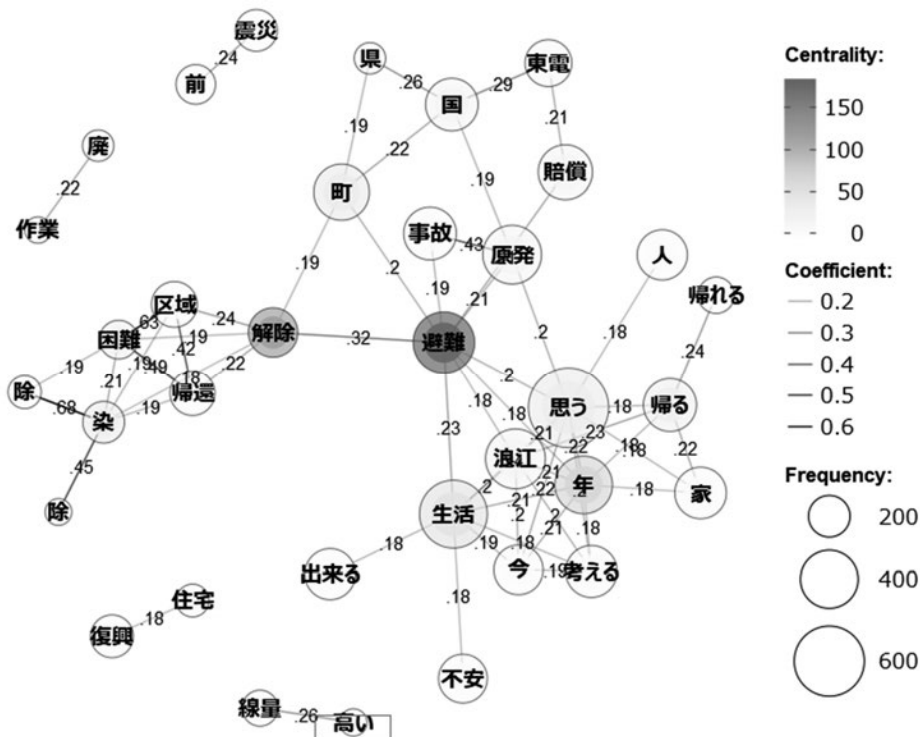


図1 浪江町民自由意見の共起ネットワーク分析：中心性

出所：国立大学法人福島大学・うつくしまふくしま未来支援センター『第2回双葉郡住民実態調査自由記述一覧』2018年3月にに基づき、KH コーダーを使用して、著者作成。

として共起する。「思う」のもう一つの揺れは、「家－帰る」あるいは「家－帰れる」ところにある。これらの他には、「震災－前」(0.24)、「廃(炉)－作業」(0.22)、「復興－住宅」(0.18)、「高い－線量」(0.26)などが、それぞれサブグループとして出現する。

このように、避難生活を続けている浪江町民の自由意見からは、共起的なまとまりとして一方では「東電－国－県－町」という一連のつながりをもつ企業や行政に対して、原発事故、放射能除染、原子力賠償、帰還困難区域解除などを諸問題として投げかけ、他方では自分たちの生活の将来を想うにつけ、特に家に帰ることができかどうか不安を抱いていることが、浮かび上がる。

2.3. 回答者属性と想いの差

こうした複雑な想いは、もちろん、年齢や性といった属性によって異なる。浪江町自由意見回答者の属性は、10歳刻みの年代別と男女による性別とで区分される。抽出語の年齢別対応分析の結果は、次のようになっている(図2)。すなわち、20-30歳代の周りに「子ども/感じる」があり、40-50歳代の周りには「気持ち/仕事/賠償/震災/戻る/住む/ひと/状況/人」などが分布する。60-70歳代では「廃/線量/困難/国/除/避難/解除/区域/責任」などが分布する。80-90歳代の周辺には「人生/出来る/生きる/居る/帰/心配」などが分布する。

もう一つの属性としての性別対応分析では、抽出語の塊りに明確な分離がある。女性の場合は、「子ども/今」をはじめ、家族や生活に直接

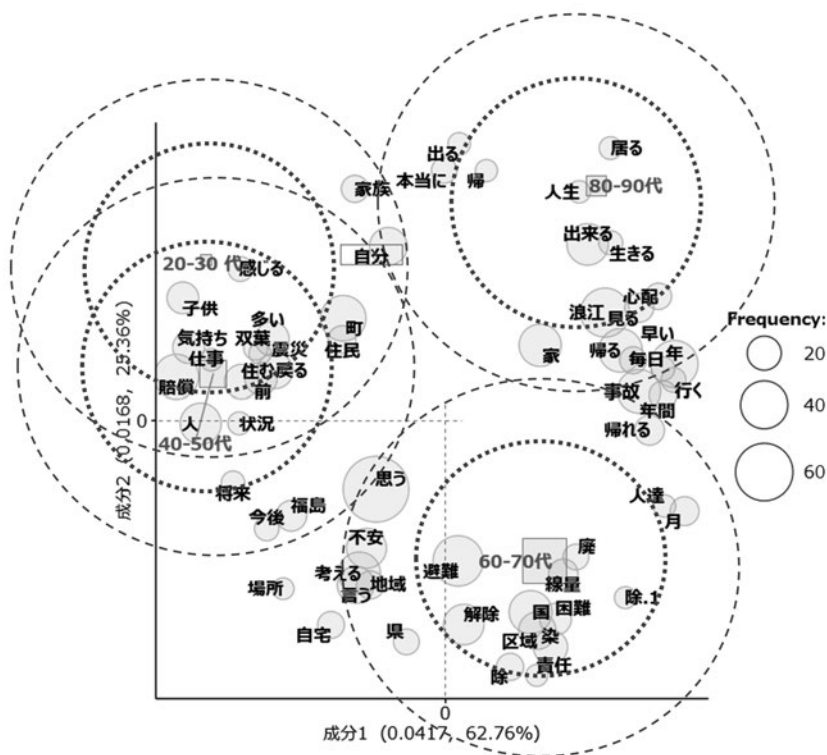


図2 浪江町民自由記述の抽出語の年齢別対応分析

出所：国立大学法人福島大学・うつくしまふくしま未来支援センター『第2回双葉郡住民実態調査自由記述一覧』2018年3月に基づき、KHコーダーを使用して、著者作成。

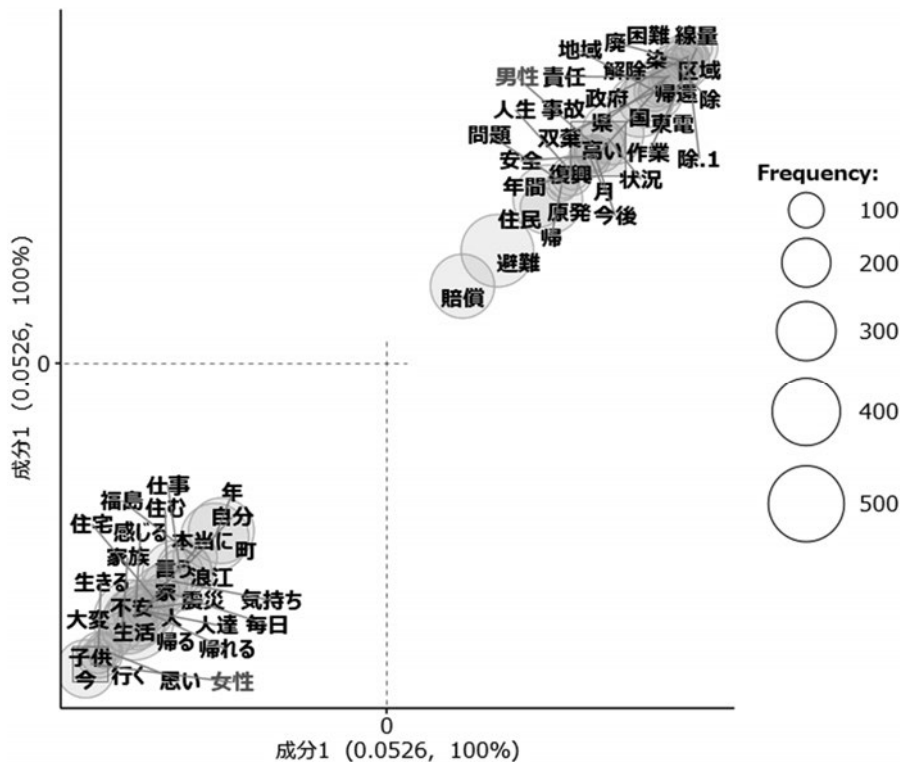


図3 浪江町民自由記述の抽出語の性別対応分析

注・出所は表2と同じ。

かかわる単語クラスターがある。男性の場合は、「原発/復興/賠償/避難」など、原発事故の責任や復興などにかかわる単語が、その周辺にクラスターとして分布する（図3）。

このように、年齢と性という2つの簡易な属性対応分析によっても、浪江町民の「想い」の主軸が属性によって異なるので、こうしたそれぞれの「想い」の文脈に対応できる人間の復興（山川、2020）に向けた廃炉・除染・避難・帰還・復興などの政策展開が、強く求められる。

3. 浪江町民避難生活の不安と 納得できない文脈

3.1. 主観的単語の属性別出現率

品詞のうち「名詞」等は、事実関係を客観的に表現できるが、主観的な「想い」を表現でき

ない。これに対して「サ変動詞」や「形容動詞」は、主観的な「想い」を表現できる可能性がより大きい（前掲、表1）。

KHコーダーは、自由記述から、名詞、サ変名詞、形容動詞、固有名詞、組織名、人名、地名、ナイ形容、副詞可能、未知語、タグ、感動詞、動詞、形容詞、副詞、名詞B、動詞B、形容詞B、副詞B、名詞C、否定助動詞、形容詞（非自立）、以上22の品詞を、「抽出語」一覧に抽出するソート機能を備えている。そこで浪江町民の想いや行動あり様について、サ変動詞、形容動詞、動詞、形容詞、副詞の出現頻度から、考察したい。

サ変名詞で出現頻度が最も高いのは、生活（する）40.6%であり、これに避難（する）33.0%、賠償（する）25.6%、帰還（する）17.2%、復興（する）15.4%、仕事（する）12.6%などが

表2 浪江町民自由記述でのサ変名詞・形容動詞の属性別出現頻度

サ変名詞								形容動詞							
	01 全体	20-30 代	40-50 代	60-70 代	80-90 代	男	女		01 全体	20-30 代	40-50 代	60-70 代	80-90 代	男	女
生活	40.6	56.5	41.5	40.0	42.1	34.6	57.4	不安	20.3	19.6	21.0	21.5	13.2	17.2	29.2
避難	33.0	39.1	41.2	35.4	24.5	33.5	31.8	困難	12.5	6.5	8.5	15.1	9.4	15.3	12.0
賠償	25.6	21.7	32.9	24.2	18.2	25.6	25.3	大変	7.6	6.5	7.3	8.0	9.4	7.6	6.1
解除	20.9	19.6	21.0	21.0	15.1	24.0	15.9	安全	7.2	6.5	6.1	7.7	8.2	6.1	5.8
帰還	17.2	19.6	17.4	18.9	12.6	20.1	12.3	残念	3.6	4.3	4.0	4.0	5.0	3.9	4.5
復興	15.4	17.4	13.7	15.9	11.3	16.5	12.3	必要	3.4	4.3	2.7	3.2	4.4	3.8	3.6
仕事	12.6	15.2	12.8	11.6	9.4	11.4	8.9	非常	3.2	4.3	2.7	3.1	3.8	2.9	3.6
除	9.0	13.0	7.3	10.0	8.8	10.8	8.1	健康	3.1	4.3	2.7	3.1	3.1	2.7	3.3
心配	8.4	8.7	7.3	9.2	6.9	9.7	6.7	自然	2.4	4.3	2.4	3.1	3.1	2.3	3.1
廃	8.0	6.5	6.1	8.8	6.9	8.5	5.3	無理	2.3	4.3	2.1	2.5	2.5	2.3	2.8
回答者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	回答者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答者	1,381	46	328	848	159	1,022	359	回答者	1,381	46	328	848	159	1,022	359

出所：国立大学法人福島大学・うつくしまふくしま未来支援センター『第2回双葉郡住民実態調査自由記述一覧』2018年3月に基づき、KHコーダーを使用して、著者作成。

続く。サ変名詞の出現頻度は、年齢別では、20-30歳代が最も高く、これに80-90歳代が続く。性別では男性よりも女性の方が明らかに高い。単語の出現頻度の順位は、年齢別・性別のいずれであっても、全体の出現頻度とほとんど同じである。

形容動詞で出現率が最も高いのは、不安（だ）20.3%であり、これに困難（だ）12.5%、大変（だ）7.6%、安全（だ）7.2%が続く。しかし出現頻度はサ変名詞の半分以下である。年齢別では、出現頻度が60-70歳代で最も高く、80-90歳代で最も低い。性別では、不安（だ）は女性の方が男性よりもかなり高い。逆に、男性が女性よりも高いのは、困難（だ）、大変（だ）、安全（だ）である。ただしその単語の出現頻度の順序は同じである（表2）。

3.2. 不安の文脈

「生活」との文脈的なつながりが強い単語は、「避難」とともに「今後/不安」である。ここでは「想い」としての不安を文脈として考えるために、共起NW分析を行うと、図4のように表現される。最も大きい不安の対象は「生活」に関することである。この不安に関わる繋がりを、共起NWとKWICコンコーダンス⁹⁾（樋口、2020；167-171）とを利用して、単語のつながり方を整理すると、以下のようになる。

第1は放射能にかかわる直接的な不安である。具体的には、「家」に「住む」にしても、それは「放射能」とか「放射線」が「孫」の「体調」の悪影響につながるという不安である。さらに浪江「町」という「場所」が「健康」への「被害」や「被ばく」をもらすという「不安」につながり、そこ（浪江町）には「戻る」¹⁰⁾ことが

9) KWICはKey Words in Contextの略である。またこれはコンコーダンスとも呼ばれ、特定の語がどのような文脈における前後関係を持っているのかを検索する機能のことである（樋口、2020；126）。

10) 「戻る」にかかわる文は220あるが、係り結びからは、態度がはっきりしているは「戻りたい」23.1%と「戻らない」19.5%とであった。態度がはっきりしていないのは過半の57.3%を占めており、その内訳は「戻ろうとしても」も今は「戻れない」ものの、条件が整えば「戻りたい」に代わる可能性がある。その条件つき「戻ろうとしても」が31.8%であり、諦めの「戻っても」は25.5%であった。

のことが95件にわたって語られている。それは「精一杯」生きていくとか、「前向きに生きていく」とかの肯定的な言説もあるものの、多くは「生きていくのが辛い」とか「福島ということを隠して」とか「一生背負ってとか」といった否定的な文脈である。そうでなくとも「全てを失ってしまった／どこにいても落ち着かない／『フラフラ』と『なんどなく』生きている感じがする／目標が持てない」という文脈が、彼らのおかれた現実を端的に表現している。

年齢別性別でみると、共起 NW 図は省略するが、「生活 (する)」が相対的に高く出ているのは、20-30歳代と女性である。「避難 (する)」¹⁴⁾とのつながりが強いのは、生活というよりはむしろ、「解除 / 指示」を経由して「帰還 - 困難 - 区域」や「居住 - 制限 - 区域」や「避難 - 指示 - 解除 - 準備 - 区域」とである。また「営業 - 損害」や「避難 (する)」は、年齢別では40-50歳代が41.2%と高く、80-90歳代で24.5%と低い。性別では大きな差はない。

3.3. 納得できない文脈

賠償は東電を経由して「国 / 避難」と最も密接につながる。これは浪江町民が原発事故の責任について、一方では東京電力に、他方では「精神 - 損害」とか「営業 - 損害」とかに結びつく。また住んでいた所が、「帰還 - 困難 - 区域」か「居住 - 制限 - 区域」かによって、賠償の格差があり、それについては一律にすべきとの意見が浪江町民には強い。深刻な問題は、この避難指示区域の種別による賠償金の違いが、被災・避難住民の間を分断していることである。具体的には、居住していた土地への賠償が安いとか、その差が大きいとか、住民が線量によって分断されているとかであり、浪江町民はこれに納得が行かない (43件) (表3)。年齢別では、賠償

(する)は40-50歳代で32.9%と高く、80-90歳代で低く、性別では差はほとんどない。

「解除 (する)」の出現頻度は、年齢別では80-90歳代で低く、性別では男性が高い。「帰還 (する)」は20-30歳代がわずかに高く、性別では男性の方が高い。「復興 (する)」は20-30歳代が高く、性別では男性の方が高い。「仕事 (する)」は若い世代の方が高く、また男性の方が女性よりも高い。

このように納得できない不満は、年齢別では若年・中堅世代で高い。性別では女性で「生活 (する)」問題が高いものの、これ以外のサ変動詞は男性の方で高く出ている。

3.4. 想いの感性分析

浪江町民がどのような感性的な「想い」をもっているのか。浪江町民「想い」の感性分析については、IBM-SPSS-Text Analytics for Survey 4.01 (以下、SPSS-T) の「タイプ - 感性分析」から接近したい。SPSS-T では、主として「名詞」を軸としたコンセプト分析と「サ変名詞 / 動詞 / 形容詞 / 形容動詞」などを中心としたタイプ分析が準備され、それぞれ単語間のつながり分析が可能である (内田他、2012)。

そのうち SPSS-T 感性分析は、「良い - 悪い」という価値判断から集計でき、そこから定性的な「想い」を数量的に読み取ることができる。

「良い」の範疇に入る単語比率は、回答者数対比でみると、全体では46.2%であった。これに対して「悪い」に括られる単語数比率は、同じく173.4%であった。つまり「良い - 悪い」の分布比率はおおよそ1:4であり、「悪い」と感じられる単語が、浪江町民の言説には、かなり多く含まれていることになる (表4)。

「良い」を年代別でみると、20-30歳代及び40-50歳代で3割弱、60-70歳代と80-90歳代で

14) 456件。

表3 浪江町民の「納得」できない文脈

「納得」の前文	C	「納得」の後文
いやです。さっさと賠償金払っていただきたい。じゃないと前に進めない。このまま解除はし	納得	が行きません。それと解除されたら復興公営住宅に入れないというのをなくして
まうのがやだ。◇賠償の差に不満がある。同じ時期に避難して	納得	がいけない。解除しても、住める状況(家)ではないのに、商業施設などばかりに
ます。◇自営業なので営業損害打ち切りと同時に廃業となってしまう。それでも打ち切る頃	納得	は出来ない。そのための宣伝広告も補償はしてもらえないし今後をどうしたら良いか
◇原発事故により仕事を失い、浪江町を通りに分断されてしまい、とても賠償にたいして	納得	できるものではありません。町を通りに分け、賠償に差をつける意味もわかりません
た仕事に誇りをもてる仕事にやっと巡り合うことができ(会社も含め) たと思ったのに、	納得	できない。東電と国のやっていることに。◇このような調査やアンケートが苦痛
ます。◇自営業なので営業損害打ち切りと同時に廃業となってしまう。それでも打ち切る頃	納得	は出来ない。そのための宣伝広告も補償はしてもらえないし今後をどうしたら良いか
◇原発事故により仕事を失い、浪江町を通りに分断されてしまい、とても賠償にたいして	納得	できるものではありません。町を通りに分け、賠償に差をつける意味もわかりません
た仕事に誇りをもてる仕事にやっと巡り合うことができ(会社も含め) たと思ったのに、	納得	できない。東電と国のやっていることに。いとおきるかかわらない震災。それによって引き起こる
ん。地域によって賠償差が大きすぎるのはおかしい。皆同じ避難してる。差があるのは	納得	できない。賠償も打ち切ってほしいんです。◇原発に関して子供達へのいじめ問題があり
は、誰ひとりとして責任をとっていない。社員全員の責任としていることが、	納得	できない。◇事故前の元の町に戻るには、まだまだ時間がかかるだろう。
へ避難する事になったらと考えると戻れない。地域によって賠償に差をつけているのも	納得	できない。帰れない戻れないのは基本的には同じだと思う。子供達は避難先で
(出来ない所) なのだから、政府又は、東電で土地、家屋を買取ってほしい。(	納得	の行く価格で) ◇避難生活が原因で体を壊し、今も通院しているの
ない事だと思いますが、それにとともに東電賠償に多大な格差が出たことに	納得	がいけない。お金で買えない何十年とかけで作ってきた人間関係がゼロになっ
暮らせないにもかかわらず、国は年間線量20ミリ以下なら良しとしているのが、	納得	できない。住民からの訴えも弱い気がするの。抗議集会などを積極的にすべき。
くし家も荒廃していき、こんな、悲惨な事になっているのに、こんな少ない賠償では	納得	いけません。賠償金入っても毎日の生活で失くなっていきます。これから課税される様に
はキッチンと全うして欲しいです。加害者側がルールを決定して押し付ける様な状況も	納得	していない。無駄にした人生時間は取り戻せない。失ったものは大きい。◇
に浪江町に住民票がないということで同じように賠償がうけられないというのは	納得	いけません。(仕事の都合で住民票を移さざるをえなかった) まだまだ周りの人達の
により賠償金等、かなり差別されているが、家、ふるさとを失ったのはみんな同じで	納得	できない。年よりにとっては失った6年間はありにも大きすぎる! 東電はそれがわかってい
、山林は除染はしないとを考え、変えませう。私はこんな理不尽な、対応を	納得	できません。私の考えは地区民生全員の考えであります福島大学でも、私達の思い
満ぎていない、原発も完全停止していないのに、「帰還しろ」と言うのは	納得	できない。前例のない事故なのにでなく時期尚早と思う。◇私は放射
6年は長い。◇3方帰還困難区域に囲まれている事に、どうしても	納得	いけません。それをおかしいと感じない町のトップも、政府ももし自分達だったらどうなんだろう
まですぐ解除する方向に国県、町が向っている。町民の思いも考えずこれには	納得	いけません。復興住宅を希望していたが、あまりに遅いのがまんの県界で中古住宅を買っ
で事故前の線量に戻っていないにも拘わらず精神的損害賠償がなされないのは	納得	できない。1mSv /年に到るまで継続すべきである。ふるさとかからおせんたたま
区域なので精神的賠償も0円、差が大きすぎる。避難している同条件なのに	納得	がいけない! 各人の賠償額を調査し不公平不公平のよう考えるべきである。額による格差
◇帰って、元の生活には戻れない。線量のある中、避難解除とは、	納得	できません。帰って安全に住む事ができない。現在、避難先で自宅はもとめ生活し
に。新しい土地での生活も、ままならないのに。まったく、あつては、ならない事である。	納得	できない。これから、どう生きていこうかどう思っている人は、私だけではないはず
思い。誰もうらんだり、過去を思いやらないように生活している。只、今の状態が	納得	しようと思うが自分の希望にかなわない面知らない場所に落ちつき、あとから入るという偏け
はあったがらの底から楽しむことができない。区域によって賠償金に差があるのが	納得	いけません。避難者はどの区域も同じだと思う。原発事故前の生活に戻してほしいです
悪者にするのば。県は被災した県民に対し、何の謝罪もないのは	納得	いけません。◇新しい所に引越し、少し落ち着いた。人間関係が大変です。知り合いがあまり
も東電の福島県の一部の人の意見だけで、あらゆる事柄と決定していくやり方には	納得	いけません。◇汚染ゴミのフレコンバックの破損等? 中間貯蔵について? 避難解除準備区域、
が遅すぎる。6年間を振り返って、帰還区域、解除区域、賠償金の差に	納得	しない。就労損害賠償に対してもっと考えてほしい。帰還しても廻りが戻らない。家の解体
たいと思う事は、自然な事ではないでしょうか。その為には、誰もが	納得	できる相応の期間、生活再建へのあらゆる支援(減免含) を、町・県・国は保証
で物事が進められている気がする。商圏が消失しているのに営業賠償の打ち切りは	納得	いけません。空地の除染は済んだが、南側一軒先の畑は2uSv、西側3
で避難指示を解除されても帰れない。帰れない状況の中で賠償打ち切り、借上げ退去を	納得	できない。◇震災以降、茨城県内で会社の再建で急がしくしていた。定年に
の対応にはウンザリしてる。まず除染の対応が遅い。3月の解除はまったく	納得	出来ない。自宅は居住制限区域にあるが、回りの森林は帰還困難区域に囲まれている
ても何解決されないまま除染が終わったから帰ってもいいと言われても	納得	する事は出来ません。浪江町が過疎地域に新聞にのった時とだけ悲しかった事
ていると思う。◇IFの事故で東京電力(株)の責任者の処罰が無いのは	納得	がいけません。裁判を徹底的にやるべきだ。特に思う。◇震災前までは浪江町
で欲しい。放射線量が最高まま避難解除(浪江町は17年3月31日予定)には	納得	出来ない。除染は「点」であり「面」でやらないと本当の効果は出
た。◇この頃は浪江町に2人で帰りたいと思いますが下記点に	納得	出来ず、帰るに帰れない状態です。生鮮品の売り場がない。南相馬市までオンデマンドバスを出す
◇各市町村の廃棄物が全部施設に運び集めない状況で避難指示解除するのは	納得	いけません。◇この6年間、復興に関して遅々として進まず、国・県の対応に
東電や国は「申し訳ない」というが、古里や生活が奪われた私たちにどうしても	納得	できない。間もなく避難生活6年になるが、この間、避難地の住民から種々嫌がらせを受け
たて、もらわない人は団地の親子、バラバラになり、仮設暮らし。被災者を差別して、	納得	できません。主人は体調をくづして、アルツハイマーに。私も、いろいろ思うと夜

注1) 浪江町民自由意見からKHコーダーのKWIC機能による抽出。

2) 言説は原文のままである。

出所: 国立大学法人福島大学・うつくしまふくしま未来支援センター「第2回双葉郡住民実態調査自由記述一覧」2018年3月に基づき、KHコーダーを使用して、著者作成。

4割台であり、年齢が高い方が「良い」と判断される単語がより多く含まれている。また性別では男性が4割強、女性が5割強であるので、女性の方が「良い」と判断する単語がより多く含まれている。

他方、「悪い」を年齢別でみると、最も高く出たのは、60-70歳代163.8%であり、最も低く出たのが、40-50歳代148.8%であった。性別では、男性125.1%、女性286.9%あり、女性の「悪い」

感性比率は、男性の2倍以上であった。

このように、本節では2つの異なるテキストマイニング・アプリケーションソフトを活用し、主観的ないしは価値観的視点から、避難生活を続ける浪江町民の言説を文脈として考察した。これらの言説は「悪い」意味での「不安」として括られ、その不安は放射能・放射線を起点とし、属性による差はあるものの、本意に離別した家族・友人・ふるさとへの強い想い

表4 浪江町民自由記述の属性別感性分析（良い－悪い）

良い－	実数	全世代	20-30代	40-50代	60-70代	80-90代	悪い－	実数	全世代	20-30代	40-50代	60-70代	80-90代
良い	163	11.8	17.4	6.7	12.9	15.1	悪い	582	42.1	45.7	43.3	42.5	37.1
安心	129	9.3	0.0	7.9	11.0	6.3	不安	289	20.9	15.2	18.9	22.1	20.8
嬉しい	48	3.5	2.2	2.7	3.7	4.4	悲しい	176	12.7	15.2	11.6	12.4	16.4
褒め・賞賛	30	2.2	2.2	1.2	2.5	2.5	不満	166	12.0	19.6	13.1	11.6	10.1
感謝	29	2.1	2.2	0.9	2.2	3.8	謝罪	120	8.7	2.2	13.7	8.3	2.5
期待	25	1.8	0.0	0.9	1.9	3.8	不運	90	6.5	2.2	1.8	8.5	6.9
楽しい	30	2.2	0.0	0.9	2.9	1.3	悲しみ全般	78	5.6	4.3	4.9	6.1	5.0
買いたい	16	1.2	0.0	0.0	1.9	0.0	残念	72	5.2	0.0	4.0	5.1	10.1
快い	20	1.4	0.0	1.5	1.4	1.9	困っている	70	5.1	6.5	4.3	5.3	5.0
満足	15	1.1	2.2	1.8	0.7	1.3	怒り	62	4.5	13.0	4.3	4.5	2.5
喜び全般	17	1.2	0.0	2.1	1.1	0.6	体が悪い状態	61	4.4	0.0	3.7	3.9	10.1
好き	10	0.7	0.0	0.3	1.1	0.0	恐怖	58	4.2	2.2	2.4	5.2	3.1
吉報	10	0.7	0.0	0.9	0.7	0.6	淋しい	53	3.8	2.2	2.4	4.1	5.7
体が良い状態	6	0.4	0.0	1.2	0.1	0.6	苦しい	51	3.7	4.3	3.0	3.9	3.8
幸運	4	0.3	2.2	0.0	0.2	0.6	諦め	46	3.3	6.5	1.8	3.7	3.8
幸福	3	0.2	0.0	0.0	0.4	0.0	不快	39	2.8	8.7	3.0	2.5	2.5
金額への賞賛	2	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0	悩み	35	2.5	0.0	4.3	2.5	0.0
対応への賞賛	2	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	怒り全般	30	2.2	0.0	0.6	2.7	3.1
楽しみ全般	1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	批判	22	1.6	2.2	2.1	1.4	1.3
好評・人気	1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	落胆	16	1.2	2.2	0.3	1.5	0.6
可笑しい	1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	哀れみ	11	0.8	0.0	0.6	0.8	1.3
小計（延べ）	562	40.7	28.3	29.6	45.3	42.8	恨み	10	0.7	0.0	0.6	0.6	1.9
その他－	実数	全世代	20-30代	40-50代	60-70代	80-90代	軽蔑	9	0.7	0.0	0.0	1.1	0.0
			28.3	29.9	28.5	32.7	後悔	8	0.6	0.0	0.6	0.7	0.0
			28.3	29.9	28.5	32.7	対応への不満	8	0.6	0.0	0.3	0.6	1.3
			10.9	11.6	7.8	4.4	返答なし	6	0.4	0.0	0.6	0.5	0.0
			8.7	6.4	8.1	5.7	凶報	5	0.4	4.3	0.3	0.2	0.0
			6.5	1.8	5.1	3.1	売れていない	5	0.4	0.0	0.9	0.2	0.0
			0.0	0.6	3.1	7.5	ショック	5	0.4	0.0	0.0	0.6	0.0
			0.0	0.9	1.7	1.9	お叱り	3	0.2	0.0	0.3	0.2	0.0
			0.7	2.2	0.9	0.0	買いたくない	2	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0
			67.4	64.9	61.0	3.1	嫌い	2	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0
			67.4	64.9	61.0	3.1	説明が悪い	1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
			67.4	64.9	61.0	3.1	対応が遅い	1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
			67.4	64.9	61.0	3.1	対応が不親切	1	0.1	0.0	0.3	0.0	0.0
			67.4	64.9	61.0	3.1	効果が不満	1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
			67.4	64.9	61.0	3.1	不評・不人気	1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
小計（延べ）	766	55.5	67.4	64.9	61.0	3.1	小計（延べ）	2,195	158.9	156.5	148.8	163.8	154.7

注1）IBM-SPSS-TextAnalyticsforSurvey4.01により解析。

2）感性分析の集計カテゴリーは、本表で取り上げた〈良い－〉〈悪い－〉〈その他－〉の他に、とその他の品詞（形容詞・形容動詞、地名、名詞、動詞、人名、組織名）の分布が解析されるが、本文の文脈では不要であると判断したので、省略した。

出所：国立大学法人福島大学・うつくしまふくしま未来支援センター『第2回双葉郡住民実態調査自由記述一覧』2018年3月に基づき、著者作成。

や、病気・介護などにかかる健康・生活問題などを抱えていることがわかる。さらに今後も「福島」を背負って生きていかざるを得ない理不尽さへと繋がっていることが浮かび上がる。そしてこの不安として括られる多くの言説は、東電の原子力賠償対応や国の原発事故・除染・帰還・復興対応に対する「納得できない」文脈の底流となっている。

4. まとめ

福島第一原発事故から10年が経とうとしている。この間、避難指示区域が漸次、解除され、残されたのは帰還困難区域の解除であった。その帰還困難区域にあっても、特定復興再生拠点区域復興計画が策定され、立入規制緩和区域が設けられた。しかし福島復興再生基本方針に基づいて進められてきた早期帰還定住プランにもかかわらず、その帰還の足取りは重い。また町

外の復興公営住宅に入った避難者であっても、そこを必ずしも定住の場所とは考えていない。ここに新たな「累積的被害」(山川, 2018) が付け加わっている。

本稿では、原発事故災害後の6年間に於いて、浪江町民が避難生活の中でどのようなストレス抱えているのかを検証するために、福島大学 FURE が実施した「第2回 双葉郡住民実態調査」の自由記述のうち、浪江町住民の1,381件を抽出し、2つのテキスト・マイニング・アプリケーションを活用して、テキスト分析を行った。

KH コーダーの共起 NW 分析からは、避難生活を中心とするクラスターが析出される。そこからは、一方では東電-国-県-町に対しては原発事故、放射能汚染、原子力賠償、帰還困難区域解除の問題と、他方では自分たちの今後の生活や家に帰れるのかという不安と、強く結びついていく繋がりがみられる。もちろんこうした「想い」の文脈は、性別や年齢別といった属性によって、その力点が子どもを軸とするか、原子力賠償に軸を置くのか、復旧・復興政策への批判に軸を置くのか、または今後の自分の人生に軸を置くのか、といった違いも見えている。

とはいえ、共通する主軸が避難生活とともに、今後の不安にもあることは確かである。その不安は、放射能汚染から生ずる健康被害だけでなく、避難者の高齢化に伴う病気や介護への危惧、生活費・医療費・賠償金などの経済問題、家族・友人・ふるさとから切り離されたせない思い、さらには「生きること」へ大変さなど、避難者の心が崩壊しつつある内容をすら含んでいる。

このように原発事故による累積的被害が、すでに6年目において、外形的な支援だけでは解

きほぐせない厳しい段階にまで来ていることを物語っているだけでなく、賠償金問題でも格差付けされている避難者には、このことを話題にすらできない気まずい雰囲気が出来上がっている。

避難者がなぜ自分たちの将来で復興というベクトルで前向きになれないのかの理由は、以上の考察からも明らかであるが、さらに浪江町民の多くが参加した集団 ADR 申立¹⁵⁾ に対する東京電力の和解拒否や、東電と国の事故責任を認めた仙台高裁の判決を不服として東電と国が上告するなど、被災者にとっては将来への不安が解消される見通しをなかなか持てない状況が、これに重く負荷されているのである(山川, 2021b)。

謝 辞

本稿を作成するにあたっては、帝京大学地域活性化研究センター研究員調査研究プロジェクト(2020年度)「原子力発電所の廃炉と地域経済の変容—福島県と新潟県の比較—」及び日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「震災アーカイブズを基盤とする複合型災害プラットフォームの日本国モデル構築」(研究代表者: 山川充夫, 18H03600)を活用した。

文 献

- 内田治・川嶋敦子・磯崎幸子(2012)『SPSS によるテキストマイニング入門』オーム社。
- 丹波史紀・清水晶紀編著(2019)『ふくしま原子力災害からの複線型復興—一人ひとりの生活再建と「尊厳」の回復に向けて—』ミネルヴァ書房。
- 樋口耕一(2020)『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—第2版』ナカニシヤ出版。

15) ADR とは損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続のことであり、集団とは申立者が100人以上の ADR をいう。浪江町集団 ADR 申立には町民約 1 万5000人が参加した。

- 山川充夫 (2018)「福島復興支援の基本問題」山川充夫・瀬戸真之編著『福島復興学』八朔社、1-36。
- 山川充夫 (2020)「原発事故とふくしまの復興課題―帰還促進から人間の復興へ―」『日本災害復興学会論文集』15、65-74。
- 山川充夫 (2021a)「ふくしま復興グランドデザイン再考」山川充夫・初澤敏生編著『福島復興学Ⅱ』八朔社、9-82。
- 山川充夫 (2021b)「原子力賠償制度を超える人間復興・地域再生」山川充夫・初澤敏生編著『福島復興学Ⅱ』八朔社、98-133。

Thoughts and Feelings on Six Years of Evacuee Life, following Fukushima Nuclear Power Plant Accident in 2011 -Unrestricted Written Comments from 1,381 Namie Town Residents-

Mitsuo YAMAKAWA

Professor Emeritus, Fukushima University and Researcher of Research Center for Regional
Revitalization, Teikyo University

Nearly ten years have passed since the Fukushima Daiichi nuclear disaster. In this paper, text analyses of 1,381 unrestricted comments written by Namie Town residents, depending on a survey of Fukushima University (2018), were conducted in order to examine the types of stress they experienced in their daily lives in evacuation shelters over the six years following the nuclear power plant accident. Clusters focused on evacuation-lifestyles are extracted via analysis of co-occurrence networks in KH coder. This enables an increasingly strengthening connection to be seen between issues directed at TEPCO as well as the national, prefectural, and municipal governments, such as the nuclear power plant accident, radioactive contamination, compensation for nuclear power-related damages and the lifting of “difficult-to-return” zone designations on one hand, and anxiety among residents about whether or not they will be able to return to their former lifestyles and homes on the other hand. Another core axis shared by evacuees is anxiety about the future. In addition to health-related harm resulting from radioactive contamination, these anxieties including other issues that continue to break the hearts of evacuees, including concerns about illness and nursing care as evacuees age, economic issues such as living expenses, medical expenses, monetary compensation, etc., sadness over being separated from family, friends and hometowns, and even the difficulty of living. In this way, the cumulative damage caused by the nuclear power plant accident has entered a harsh stage that cannot be resolved via external support alone, and among evacuees subjected to disparities in monetary compensation, an awkward atmosphere has developed in which the issue cannot even be discussed.

Key words: Fukushima nuclear power plant accident, Namie Town residents, text analysis, evacuee life, anxiety context, unconvincing context, sensitivity analysis

官民ファンドの失敗の原因について

－A-FIVE を事例として

加 瀬 和 俊*

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1. はじめに | 3. 経営不良の顕在化と批判・提言の主要論点 |
| 2. 官製ファンドの量産傾向と農林漁業への波及 | 3.1. 推移 |
| 2.1. 産業再生機構の成功と官製ファンド構想の定着 | 3.2. 『検証報告』による分析 |
| 2.2. A-FIVE の仕組み－原則と実態 | 4. 実態把握－統計による検討 |
| 2.3. A-FIVE の消滅 | 5. まとめに代えて |

要 旨

2010年代の日本では経済政策において官民ファンドの役割が高まっていた。そのシステムの下では、政府と地元の金融機関等が資金の出し手となって官民ファンドを作り、それをチャレンジングな企業に資本として活用させて、事業を発展させることを目指した。しかし現実には、大半のファンドは予期に反して事業規模が計画よりもずっと小さく、かつ赤字であったので、ファンド会社も国庫も損失を負ってしまった。そこで本稿は、その原因を検討し、暫定的に以下の結論を得た。まず第一次産業における事業家たちがファンドシステムに参加しなかった理由は、彼らが独立的に経営を続けたかったからである。それに対して政府は農業経営の規模を拡大するためにこの事業の支援対象になるためには他産業の企業と合併することを条件にした。他方で、民間ファンドの支援者であった地方銀行は第一次産業からは利益を得ることが困難だと分かったために、ファンドスキームを第一次産業で推進しようとする意思を失ったのである。

キーワード：官民ファンド サブファンド 農林漁業成長産業化支援機構 日本経済再生 農林水産省
モニタリング

- | | |
|----------------------|---|
| 1. はじめに | の実施主体の主体性を重視するとともに、市場メカニズムを活用できる手法として、補助金や低利資金融通方式に代わって官民ファンド（あ |
| 地域経済や農林漁業の振興策にとって、事業 | |

* 帝京大学地域活性化研究センター研究員・帝京大学経済学部元教授

るいは官製ファンド¹⁾を用いる方式が2010年代に多用された。支援先企業が用途を特定した補助金等を受け取るのではなく、行政と民間銀行等が支援先企業に出資し、それによって資本規模を大きくした企業が自主性を持って経営を拡大し、短期間に成果を上げれば、一定期間後に行政と金融機関等がファンドの所有株を売却して資金を回収するという方式である。

この手法は2003～2007年において小泉内閣の金融再生プログラムの中で重要な役割を果たした産業再生機構の成功を受けて、民主党政権（2009～2012年）が活用し、それに続く自民党内閣が、政権奪還直後の2013年から本格的に採用したものであった。具体的には、民主党内閣期の2009年に設置された産業革新機構、企業再生支援機構、安倍内閣が2013年に設置した農林漁業成長産業化支援機構（以後、A-FIVE、エーファイブという²⁾などがそれであった。これらの官民ファンドは2014年から今日まで10を数えている³⁾。

しかしながらこれらの官民ファンドの中の多くは、計画された案件形成の成果が乏しく、実施された案件も赤字が続き、役員の高額俸給問題が表面化するなど、期待を大幅に下回る成果しか上げることができなかった。特にA-FIVEはこれ以上存続すれば損害が大きいと判定され、2021年度以降の新規出資の停止と出資金回収後の速やかな解散が決定されている（2019年12月）。

本稿はこのA-FIVEを対象として、政府が新しい政策手法として高い位置づけを与えて運営した農林漁業分野における官民ファンドが、なぜ一度も黒字を出すことなく実質的に破綻したのかについて検討し、第一次産業を核とした地

域経済振興方策のあり方について、配慮すべき論点を明らかにすることを目指している。

この事例は産業政策の選択に関わる重要な論点に関わるものであり、時論にとどまることなく、実証的な検討が必要であると思われる。本稿は資料の制約によって表面的な検討しか行えていないが、取り急ぎ重要な論点を書き留めておきたい。

2. 官製ファンドの量産傾向と 農林漁業への波及

2.1. 産業再生機構の成功と官製ファンド 構想の定着

日本経済は1990-91年におけるバブル経済の崩壊以降、事業会社の不良債務、金融機関の不良債権が大きな障害となって「失われた10年」と呼ばれる長い不況が続いていた。2001年4月に発足した小泉内閣はこの問題を処理するための金融担当大臣に柳沢伯夫を充てていたが、銀行に対してより厳しい措置を採らなければ不良債権の整理は進まないと判断して、そのポストを竹中平蔵に代えた（2002年9月30日）。竹中は「金融再生プログラム」を発表し（2002年11月18日）、銀行に対して資産査定を厳格化を進めた。その方式はバブルの発生・崩壊に対する金融機関の責任を厳しく追及して、債権の減額・切り捨てを強行するとともに、官製ファンドたる産業再生機構を新設（2003年4月16日）して、これが金融機関から大幅に安い価格で不良債権を買い取り、従来の経営陣の責任を追及して経営陣を入れ替えるなどした。

1) 本稿では官製ファンド、官民ファンドの両者を文脈に応じて使用するが、前者は官庁の出資金の比率が圧倒的で官庁の意思によって運用実態が決まるものを、後者は民間の出資金の比率が相対的に高く、民間資本の意思がファンドの経営内容に強く影響するものを意味している。A-FIVEはそれだけを単体としてみれば官製ファンドといえるが、サブファンドと一体となって活用されている点を考慮すれば官民ファンドとなろう。

2) A-FIVEは Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan からとられている。

3) 通常主要14ファンドとされるが、大学を運用機関とし、機能が限定されている4機関を除外した。

この方式は一応の成功をもたらし、産業再生機構は国に出資金を返済した上で、利益額を国庫に納付して役目を終え、2007年3月に解散した。この成功は、事業会社の不良債務によって身動きがとれなかった金融難を、銀行の負担によって解消したものであり、マクロ的には事業会社の赤字が金融機関の損失として処理されたという構図であった。したがってこの事態は、市場原理主義的な手法とは異なり、指令型経済の成果というべきものであったが、銀行の利害への配慮から10年間にわたって解決を見なかった不良債権問題が解決の方向を示したことによって、その手法が官製ファンドのすぐれた成果としてマスコミにおいては高く評価されたのである⁴⁾。

この結果、与野党ともに経済政策の手法として官製ファンド方式を重視するようになり、政権交代に前後する2009年に産業革新機構⁵⁾と企業再生支援機構⁶⁾が発足することになったのである(西村2011: 501)。

2012年12月の総選挙によって政権を奪還した安倍内閣は、市場主義＝規制緩和の手法を重視してこの手法を多用し、A-FIVE(1月)、環境不動産普及促進機構(2月)、日本政策投資銀行・競争力強化ファンド(3月)、官民イノベーションプログラム(6月)、民間資金等活用事業推進機構(10月)、海外需要開拓支援機構(クールジャパンファンド、INC)(11月)などが矢継ぎ早に新設されたのである。

こうした各省のファンド新設の動きは、予算

増加の一手法ともなったので、農林水産省も競争に参加せざるをえず、折からの農政の大きなテーマであった「6次産業化」構想⁷⁾を看板にして官製ファンドを作る方針が立案された。財務省もまた各省庁のファンド要求の流れに同調したため、ここにかつてのバブル経済期の第三セクターの乱立に似た官製ファンド・ブームが発現したのである。本稿が対象とするA-FIVEは、地方経済の中で大きな比重を占めながら、生産額も就業人口も縮小を余儀なくされている第一次産業を、この手法を用いて「成長産業」へと転化させようという構想にもとづいて設立されたのである。

2.2. A-FIVEの仕組み—原則と実態

官製ファンド、官民ファンドはいくつかの共通の原則を有しつつ⁸⁾、各分野に独自の方式にしたがって設立・運営されることになっていた。A-FIVEについては以下のような方式がとられることになった。

2.2.1. 設立・運営の手順

支援案件は以下のような手順を踏んで設立・運営される。

A: 設立時点

① 農林漁業事業体がファンドから出資を受けることを計画した場合には、第2次産業・第3次産業の企業を誘ってその出資を得、合併企業として「6次産業化事業体」を株式会社形態で

4) この点については加瀬(2020)での評価を参照されたい。

5) 2018年9月に産業革新投資機構 JIC に改組された。

6) 2013年3月に地域経済活性化支援機構 REVIC に改組された。

7) 第一次産業の売上高(約10兆円)と食品関連消費額(約80兆円)を対比して、農林漁業が食品加工業・飲食店業等の第二次・第三次産業へ進出して売上高を増加させようとする構想であり、1次×2次×3次=6次産業化と称していた。

8) 民間の事業機会を奪ってはならないので民間企業が実施できる事業は避ける、負債で経営難の企業を短期間だけ支援することはあり得るが、経営難の企業を長く存続させ産業構造の変化を妨げてはならない、事業の採算はとり黒字決算にする必要がある等の原則が通常指摘されていた。

設立する計画を立てる⁹⁾。

② 6次産業化事業体になろうとする者はその地域または産業を担当するサブファンドの支援を受けて6次産業化に向けた事業計画をサブファンド、A-FIVE、農水相の各々に提出して事業認定を得る。すべての認定が得られるとA-FIVEとサブファンドとが同額の出資を当該事業体に提供する。

③ 事業体の資本金は4つの部分から形成される。a：支援対象事業体の固有の資本金、b：支援民間企業等の出資金、c：A-FIVE 拠出の資本金、d：サブファンド拠出の資本金の4者である。農林漁業者の意向を尊重するために出資金の比率は、「 $a > b$ 」、「 $a + b > c + d$ 」である必要があり、しかも a、b は資金を増加することが困難であることを想定して、a～d の4者がそれぞれ資本金の4分の1ずつを所有することが依拠すべき基準とされている。民間ファンドである d は、主として地域内（多くは県域ごと）の金融機関が資金を出し合っている。

B：継続期間中

① 最も単純な形は主として県域内の金融機関で一つのサブファンドを作り、これが案件ごとにA-FIVEと同額の出資金を域内の支援対象事業体に出す。ファンドの構成員のうち中心的な役割を果たす無限責任組合員GP（General Partner）が定められ、これが中心となってファンドとして必要な意思決定がなされる。

② A-FIVE が全国的な問題や役所との関係を

担当するのに対して、サブファンドは主として県域内の個別の支援対象事業体の経営指導等を担当する。

C：終了

個々の支援対象事業体の支援計画は3～5年程度で終了し解散するが、農林漁業は効果を得るまでに長期間を要するとみなされ、5～7年程度（最長は15年）とされた。解散に際してはA-FIVEとサブファンドは事業体の株を事業体に買い取らせるが、それが困難な場合には支援企業や事業体・支援企業関係の個人等に買い取らせて資金を回収する（この措置がEXITと呼ばれる）。

2.2.2. 実態

以上のそれぞれの場面で、それぞれの関係者がこの事業の仕組みを考慮して参加するかどうかを検討する。各局面で問題になる事情としては以下のような点がある。

A ①：この段階での大きな問題点は2点ある。第一点は、第二次産業・第三次産業の企業と合同事業体を設立することは大半の者にとって初めての経験であるため、躊躇する者が多いという点である。中小企業・中堅企業のオーナーとして、自分の判断で経営を進めてきた経営者が、他の経営者と調整して経営を進めていくことは双方にとってストレスなしにはすまないと予想され、この事業への参加を躊躇することにつながりやすい¹⁰⁾。第二点は、事業の目的が

9) 支援対象となり得る者は、農林漁業成長産業化支援機構法にもとづき、「農林漁業者と、そのパートナーとなり得る2次・3次産業の事業者が資本金を拠出する合弁の事業体」である。同機構『事業報告』第一期（2013年1月23日～同年3月31日）2頁。

10) 申請数の少なさに対する対策として、合同事業体を作らなくても事業の対象になれることが2017年から例外的に認められるようになったが、平野（2018）で紹介されている10事例のうち9事例で合同事業体が作られているように、第二次産業・第三次産業企業の構成員と一つの会社を作らせる方針は継続している。その理由は定かではないが、一説に依れば、農林漁業者には商行為の経験が少ないので、二次・三次産業の経営主だった者を新会社の社長とする方が意思決定も交渉ごとスムーズに行くと思われていたためではないかという。あるいは、経営が破綻した場合に従来の経営体のままでは全経営資産を失ってしまうが、農業法人以外に合併事業体を持てば一定の資産保全は図れる効果があるからだという理解もある。

「六次産業化」に限定されていたため、多くの案件がそれに該当せずに対象外におかれたことである。この二点は被支援対象となる企業を狭めていたことが明らかになったため、農業競争力強化法（2017年8月施行）によって改訂され、部分的に緩和されることになった¹¹⁾。とはいえ、運用面においては大きな変化は生じず、これらの新規則は例外扱いに近かったようである。

② サブファンド、A-FIVE、農水省それぞれが独立した審査・認定を実施しており、そのために要求される新たな資料作成、説明等が繰り返され、かつ時間がかかるため、その間に新しい事業への意欲を失ってしまうことが多いという。特に6次産業化事業体＝合同事業体に参加した企業にとってはその傾向が強かったようである。

③ 合同事業体の株主になるようにとの勧誘に対しては資金的に余裕がない企業が多いため、色よい返事は得られにくかったようであり、農水省との関係が強い企業でないと出資には結び付きにくかった。特に事業内容が知られるようになると、赤字が継続して配当がないことがあきらかになったので、その傾向が強まったようである。

④ サブファンドは県域を1単位として、県内の最有力地方銀行がリーダー＝GP（無限責任組合員）の役割を担う事例が多い。こうした結果になっていること自体が、行政による勧誘が不可欠であることを示唆している。サブファンドはいったん出来上がれば、後続の県域内の案件は同一のサブファンドが扱うことになる。サブファンドの中心となる無限責任組合員GPは企

業としては県内最大の地方銀行である場合が多いが、その担い手である個人は、公募によって募集されており、幹事企業が自社の社員に担当させるといった体制はとっていなかった。金融機関の職員には現場の農林漁業の具体的問題が処理できないと判断されての措置であろうが、このためにサブファンドの活動内容は担当者の個性によって相当の幅が生じたのではないかとと思われる。

B：官民ファンドの多くが不成績であることは2017年度には大きな問題として注目されるようになり、特にクールジャパンとA-FIVEが大きな累積赤字を抱えていることがやり玉に挙げられている。毎年義務付けられていた事業評価においては大きな問題点はないとしていたA-FIVEの経営陣も、不成績を認めざるをえなくなってきた。2017年度の事業報告では、「官民ファンド関係閣僚会議、財政制度等審議会において…当社については、経費に見合う出資が十分に行われていない等の指摘がなされた」こと、その結果、同年6月には2017～2019年度にわたる中期経営計画を策定し、「出融資額の拡大を図るため…当社による直接出資を重点的に推進し」たことが述べられている¹²⁾。その結果、A-FIVEは基本的にサブファンドが仮決定した案件に同意を与えるという消極的役割であった状態から、A-FIVEが独自に見出した案件にサブファンドを加えることなく出資するという部分ができ、その割合が増加するようになった。A-FIVEとサブファンドとが競争関係に立つことになったといえる。

C：期待されていたことはファンドによる出資

11) 2017年5月31日に「農林漁業を行う法人が別法人を作らずに6次産業化に取り組む場合における直接的な支援を可能とするための支援基準の改正を実施」した（農林水産省食料産業局「農林漁業成長産業化支援機構における今後の収支の見通し及び新規業務等について」2017年6月、4頁）。また、支援の目的は従来の6次産業化だけでなく、「事業再編・事業参入」（2017年施行の農業競争力強化法による）と「食品等流通合理化」（2018年10月に追加）（農林漁業成長産業化支援機構「農林漁業成長産業化ファンドのご活用について」2019年1月1日改訂、3頁、5頁）が加わっている。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kanmin_fund/dai8/siryous3.pdf

12) A-FIVE「事業報告」第6期、2頁。

から一定期間が過ぎれば、ファンドは株を売却して利益を得、当該案件からは離れ、新しい案件にとりかかれるはずであった。ところが現実には、後にふれるように、支援対象になってから程なくして合同事業体の側から契約を打ち切ってしまう事例が生じるようになった。ファンドの職員は金融企業・投資企業の勤務経験のある者が大半なので、EXIT の条件（農林漁業者・関連企業が株をいくらで買い取るか、いつEXITを行うか）をめぐる交渉はファンド側の論理に左右されやすい。合同企業体の中心を占める農林漁業事業者にとっては、EXIT の内容如何によって当該期間中の利益額が左右されるので、それまでの経営収支は仮の数値に過ぎないことになり、従来の資金の使用法（利益が出たら設備投資をするというような）と比べて大きな制約を負わされたことになってしまう。こうした状況のゆえに、ファンドの支援を受けながら事業を進めていくことは農林漁業者にとっては、次第に重荷になってきたように見える。

2.3. A-FIVE の消滅

2017年度を中心になされたファンド事業の手法の改訂も大きな成果を生むことなく推移している。農水省が官製ファンドを作れば、その想定に従って金融機関・市町村・農協・漁協等が資金を出し、民間ファンド＝サブファンドが作られて個別の案件の指導を行えるという農水省側の想定は外れたことが明確であった。審査の遅れという外観をとった事業の実際の姿は、優良な案件を見つけられない（あるいは優良な案件が存在しない）という厳しい状況であったと推測される。

こうした手詰まり状況の下で A-FIVE は投資の一挙拡大計画を立て、審査中の各種の案件を

一斉に認定し、2019年度の新規貸付額を急増させる計画を立てている。「昨年度実績で12億円だった投資額を今年度は110億円以上にする」という計画に対して、民間の専門家は「投資拡大で損失が膨らむのは目に見えており、解散させるべき」と指摘していた¹³⁾。こうした推移の最終的結果として、2019年12月の財務省を中心とした対策論議の末に、2020年度を最後とする A-FIVE の新規出資の停止（2020年度末で）と出資回収後の A-FIVE の解散（2025年度末で）が決定されたのである。

なお、2019年度に飛躍的に多額の投資が実施される予定であるという上述の記事にもかかわらず、後掲表1に見られるように実際の新規出資額は26億円にしかっていない。計画倒れで契約が得られなかったのか、批判に直面して計画を圧縮したのであろう。

3. 経営不良の顕在化と 批判・提言の主要論点

3.1. 推移

2013年における官製ファンド増設からしばらくの間は、マスコミも新しい仕組みがどの程度の普及をするかについて注目している状況であり、制度の立ち上がり期として理解されており、厳しい批判はそれほどみられなかった。

しかしながら毎年の大まかな事業報告は公開されていたから、過半のファンドが、計画と実績のズレ、赤字決算の継続など、その成績が期待を大きく下回っていることが明らかになると、2017年以降には事業の行き詰まりを強調し、事業の打ち切りを求める批判が多く出されるようになってきた¹⁴⁾。産業革新機構がジャパン・ディスプレイ、シャープ、東芝メモリーな

13) 朝日新聞、2019年6月15日、1面、「赤字の農水ファンド、投資700億円計画 黒字目指し急拡大、損失膨らむ懸念も」。

14) 読売新聞、2017年11月10日、11面、「M&A 最前線 揺らぐ官民ファンド」。

ど経営難に陥った大企業を救済しようとして効果が上がっていないこと、技術の海外流出阻止という国家的視点や経営悪化企業の救済が重視されて新興産業の育成という前向きな投資になっていないこと、官業肥大化、財政の無駄使い、民業圧迫等の批判などが増えてきたのである。

たとえば2018年4月には、会計検査院が官民ファンド全体に調査に入り、赤字のファンドが多い上に、「巨額の公的資金を持て余している」実情に警告を発していることが報道されている¹⁵⁾。また財務省も最大の赤字ファンドであった海外需要開拓支援機構（経産省管轄）やA-FIVEを中心に、計画の未達成、赤字の継続、損失処理した案件の多さ等を問題にし、監督を強化する方針を表明している¹⁶⁾。

こうした批判の高まりの圧力を受けて、既存ファンドの部分的手直しがなされていく。たとえば、大企業救済的な案件の多かった産業革新機構を、新産業育成を重点とする産業革新投資機構 JIC へ改組したこと（2018年9月25日）がその一例である¹⁷⁾。A-FIVE もこの流れに押されて、すでに述べたように、「6次産業化」に限定していた事業目的を広げたり、サブファンドを通して出資金を提供する方式から A-FIVE が直接に出資金を支援先事業体に流す方式を増やすように、その運用方法を変化させていた。

3.2. 『検証報告』による分析

A-FIVE の毎年度の事業の執行実態等についての評価は根拠法によって義務づけられており、農水省内で作成された調査報告書が毎年度公表されていた。とはいえ、すでにマスコミ報

道が厳しくなってから発表された農林水産省「A-FIVEの業務の実績評価について」(2017年度版、2018年度版)においても、省内で実施される調査の結果は現状を正当化し、批判されるべき明白な事項が指摘された場合には、それが特殊な事情の下で生じてしまったことを説明し、違法行為とまではいえないとした上で、今後は解決されることが必要だといった記述に留められており、事業成果の不調さの原因の究明にとっては役に立たなかった。

しかし全ファンドの中で A-FIVE だけが事業打ち切り・早期解散という厳しい処分の対象になったことを受けて、2020年1月に農水省食料産業局内に委員の全員が農水省関係者以外の者である「A-FIVEの検証に係る検討会」が設置され、7月に『株式会社農林漁業成長産業化支援機構に係る検証報告』と題する大部の報告書が提出されている¹⁸⁾。この文書のトーンは先に見た年次報告文書とは全く異なって、問題点を積極的に把握しようとする姿勢が示されており、経営実績が「当初想定していた投資規模等に比較すれば、これを大きく下回っており、その一方で、A-FIVEの累積損失は拡大している」(『検証報告』の1頁)という事実を深刻な事態として受け止め、多数の関係者からのインタビュー結果等を用いて、その原因と改善努力のあり方について重要な論点を提示している。収録されている関係者の証言は、それぞれの立場の自己合理化を含むとはいえ、問題のあり方を率直に表明しているものであって、本稿の問題意識にとっても重要なものといえる。

同報告は長い本文とは別に A4の1枚のもので要約版にあたる「A-FIVEの検証に係る検討会検

15) 読売新聞、2018年4月14日、1面「官民ファンド投資低調 検査院調べ 公的資金持て余す」。なお、この時の会計検査院の調査報告書のタイトルは「官民ファンドにおける業務運営の状況について」である。

16) 読売新聞、2018年11月9日、1面、「官民ファンド 投資低調 改善策求める 財務省方針」。

17) 読売新聞、2018年9月26日、8面、「官民新ファンド 投資強化 救済より成長重視 革新投資機構」。

18) <https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/renkei/200731.html> で閲覧できる。

証報告の概容」を公表しているが、その中では A-FIVE の不成績の原因を 4 点に要約している。それは、①「投資規模、投資収益等に見合わない高コストな組織体制」、②「投資対象が限定され、投資手続きが重層的」であったこと、③「EXIT 収入の最大化が図れていなかった」こと、④「サブファンドが十分に機能しなかった」ことの 4 点である¹⁹⁾。いずれも原因というよりは現象＝結果というべき指摘にとどまっているが、関係者の実感の反映であり、貴重である。

同報告書は、11 点の検討事項を定めて関係者のヒアリング内容と検討会の判断をまとめているので、それぞれの論点を簡潔に要約しておく。

① 設定された予算規模・事業規模が過大であり、根拠を欠くものであった。初年度である 2012 年度に政府から A-FIVE に 300 億円を投入して以降、2012～2016 年の「5 年間で 4000 億円、A-FIVE 投資分で 2000 億円の投資を行うことが想定されていた」が（2 頁）、それは政府が「6 次産業化の市場規模を平成 32 年度までに 10 兆円とする」（基準年次の実績は 1 兆円—引用者注）といった過大な目標を立てたことにあわせて A-FIVE の事業規模の拡張を予定してしまったためであると推測されるが、政府の方針は必要な「分析が行われず、希望的な目標に基づいたものに過ぎなかった（5 頁）。しかるに実績は 2019 年度までの 7 年度間の A-FIVE 分で投資実行済みは 103 億円にとどまっているうえ、個々

の案件の規模も計画よりずっと小さい。にも関わらず、「投資実態を超えた人件費、家賃等の管理費負担が大きい組織」（5 頁）を維持し続けたことが多額の累積損失につながっている。これは、現場のリアルなニーズを検討せずに、政府が定めた 6 次産業化の市場目標に安易に従った結果である²⁰⁾。ファンド所有の株式が出資額よりもはるかに高く売れるという想定も、「6 次産業化事業の成長性が過大に評価され」た結果であり（7 頁）、EXIT 時に株を高く買われる恐れから支援対象になろうとする農林漁業事業者の数を大きく減らすことにつながった。

② 当初は規則によって、規則改訂後は運用によって、事業の目的が「6 次産業化」に厳しく制限されていること、従来の事業体のままではだめで第二次・第三次産業の経営体と合併事業体を作らなければならないことという 2 つの条件は制度の普及を妨げている。案件ごとの株主構成で、A-FIVE とサブファンドの出資額の合計が全出資額の 50% を超えないこと、さらにファンドによる出資分以外の部分については、農林漁業者分が民間出資分の 50% 以上を占めることという制限があり、これが農林漁業者の出資額を増やす圧力として機能したことの影響も大きかった。この規則自体は、農林漁業者の意向が事業の中で尊重されることを保証するために設けられたのだが、それがかえって農林漁業者のファンド事業への参加を阻止していることへの配慮が足りなかった。さらに、6 次産業化関連

19) やや奇妙な点は、同報告書の末尾では失敗の原因を 6 点にまとめており、要約版で指摘されている 4 点に続いて、⑤「農林漁業・食品産業と投資という双方の知見を有し、これを実務において実践できる人材の確保」ができなかったこと、⑥「農林漁業者側のファンドの活用意欲の醸成」ができなかったことを上げている。この二点も見逃せない重要論点であり、要約版でこの論点への言及がない理由は明確でないが、失敗の原因を A-FIVE の外に負わせようとしているといった批判を恐れたためかも知れない。

20) A-FIVE が発足した直後の時期に公表された「日本再興戦略」（2013 年 6 月 14 日、閣議決定）において、安倍内閣は「世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会」の実現を掲げ、具体的目標として「6 次産業の市場規模を現状の 1 兆円から 2020 年に 10 兆円とする」、「2020 年に農林水産物・食品の輸出額を、現状の約 4500 億円から 1 兆円とする」と打ち上げている。こうした思いつきの根拠の無い過大な目標設定が影響して、6 次産業の現実的な拡大目標を設定できなかった事実がここでは指弾されているのである（『日本再興戦略』2013 年版、79 頁、81 頁）。

の事業は、利益率が低く、かつ効果を上げるには長い時間がかかる上、資金需要が多くはなく、補助金・借入金で足りていたといえる状況であったため、この事業の支援企業となることを強く希望した農林漁業事業体は限られ、結果としてファンド側が無理な案件探しをせざるをえなくなってしまった。

③ サブファンド方式が期待通りに機能しなかったこと、その原因として、サブファンドの中心になって働くことを期待されていた無限責任組合員（GP=General Partner²¹⁾）に人・企業を得ることが困難であったという事実があり、その背景には人選の方法や成功報酬体系の問題があった。サブファンド方式は民間資金の積極的活用の点で合理的選択といえるが、実態としては想定通りにサブファンドが積極的に投資案件を発掘する努力をした事例は限られており、「LPである地銀等の融資案件の中から投資案件の相談を受けている」程度であって²²⁾、「その投資実績等は、求められていた水準に比較して、著しく低調」であった（15頁）。これらの背景には、「LPである地銀とGPである投資会社等がともに、農林漁業分野等への投資経験が限られていた」ことがある（17頁）。

④ サブファンドが十分に機能しなかったのでA-FIVEが直接に投資案件を見出す努力をしたが、それは量的に不十分であっただけでなく、質的にも「地域に根差した小規模多数の案件に対しても、分け隔てなく支援を行っていく」面で問題があった（22頁）。また、A-FIVEがサブファンドを通さずに直接投資をしたことは、両者間に利益相反関係を生むことにもつながってしまった。

⑤ 投資決定のためにはサブファンド、

A-FIVE、さらに農水省の担当部局によるそれぞれ独立の審査が必要であったことなど、作業が重複していたうえ、それぞれの審査が長期間を要し、農林漁業事業者が新規の取組を計画してから実行するまでに機会を失う場合が少なくなかった。支援対象にならなければ経営者の判断ですぐ事業化できるのに、支援対象になっていると長く事業化を待たされ、その間に他の企業に先を越されてしまうといった危惧が農林漁業事業者にはあったと推測される。

⑥ 他のファンドに比較してA-FIVEは厳格なモニタリングがなされていたといわれるが、モニタリングが過度にわたるなどの不適切さによって失敗した案件もあり、そのことが事業者やサブファンドの自由な活動を阻害したとの批判もある。

⑦ 農林漁業事業者の立場を強くするためにファンド側は議決権比率で50%以下の出資に留めているが、その結果として、「経営体制の刷新を含む大幅な方針転換を迅速に行うこと等を困難にしている」（31頁）。また農林漁業の技術と経営の双方に通じた人材確保は現実には困難であった。A-FIVEが農林漁業事業体に専門家を派遣して行う経営支援については、肯定的に評価している事業者もいる反面、「経営支援の継続性がない、販路に係る経営支援が不十分」とした者もある（31頁）。

⑧ 出資によって得た株の売却によってファンドが当該支援対象者との関係を離れること（EXIT）に際して、ファンドは出資額の7割しか回収することができず、これがA-FIVEの赤字要因の一つとなっている。農林漁業事業者にA-FIVE所有の自社株を買わせることを優先したA-FIVEの方針に対して、「自社株買い負担を

21) サブファンドの出資者のうちGP以外の企業等が有限責任組合員LP（Limited Partner）となる。

22) 銀行へ借入金の申し込みをして審査に通らなかった案件がファンド方式の対象として拾われていることは、金融機関にとっては好都合であったろうが、その結果として、ファンド事業の対象が経営状況の悪い事業体に傾斜してしまったともいえそうである。

軽減させるため、事業者側が企業価値の向上に積極的に取り組まない」（33頁）傾向を生んだ可能性があるという意見がファンド側にある。「制度設計時点において、そもそも明確な EXIT 戦略が描けていなかった」（34頁）という欠陥が、EXIT をめぐる種々の困難に反映している。

⑨ A-FIVE の毎年の一般管理費は10億円、うち人件費が6億円に達しており、これが累積損失105億円の大半を占めている。「A-FIVE の職員は…7割以上が投資会社や金融機関の出身者」であり（36頁）、現場の知識を十分に持っている者は少なかったうえ、外部人材の活用も十分でなかった。設立当初で仕事が多くはない時期にも職員36人、役員10人の定員を満たしているなど、柔軟な配置をする努力がされておらず、ガバナンスにも問題があった。

⑩ A-FIVE の投資決定においては、「下位の職員が率直に問題提起を行える雰囲気」が A-FIVE 内部に必ずしもなかった」（p41）が、「その決定プロセス、審査内容はシステム化されており」、「個々の投資について、著しく不合理な審査や投資判断が行われていたとは考えられない」。ただし、「農林水産省、A-FIVE とともに、投資対象事業者の収益性に係る分析が十分になされない中で、農林漁業者の主導性等、政策性に重きを置きすぎた運用を行っていた可能性は否定できない²³⁾。」（41～42頁）

⑪ 農林漁業事業者側の「投資に係る理解は十分には進んでいなかった」が、その理由は「農業においては制度融資等が充実しており、コストをほとんどかけずに資金調達ができる」ので出資を受ける必要性が十分に理解されていなかった。支援対象企業が事業に参加した理由は、その大半が「地銀、農政局及び知人に紹介された」、「A-FIVE の知見に期待した」、「信用力

向上のため」と回答しており、「資本調達や資本充実のためと回答したのはわずか」であった（43頁）。

以上のように、法に依って義務付けられていた毎年の事業評価が、批判に対する反批判に終始して、制度とその運用に関わる農林水産省と A-FIVE の問題点をほとんど全く認めなかった姿勢に比較すると、事業の継続が否定された後に作成された『検証報告』は組織の基本的な問題点にも目配りしており、内容のあるものとなっている。それは5名の検討委員の構成が官僚を一切含まず、外部の財界人等のみで構成されていることの反映によるものと思われる。

とはいえ、その論旨は、投資の決定プロセスにも A-FIVE の事業運営の仕方にも大きな誤りはなく、投資を受け入れることについての農林漁業事業者の理解度の低さやサブファンドの不活発さ等に不成績の原因を求めていることなど、A-FIVE を設立し監督してきた農林水産省への配慮が過ぎている面は否定できない。また、原因を究明しようとする意思にも関わらず、サブファンドの不活発さや、農林漁業事業者が出資方式に魅力を感じていないことなどの現象を強調しつつ、それをもたらししている本来の原因の検討には及んでいない点も首尾一貫していないと感じられるこの報告書が遠まわしに言及している現場の実情に肉薄する分析が、さらに必要とされているというべきであろう。

4. 実態把握—統計による検討

すでに述べたように、計画によれば政府から A-FIVE への資金供与は当初の5年間で2000億円に及び、民間ファンド側も同額まで増加され

23) この一文の趣旨はわかりにくい、農林漁業者が事業の中で主導的役割を果たせるように、外部者の出資比率を制限するなど、農業政策一般で採用されている原則にこだわりすぎたことが投資決定のまずさをもたらしたという意味であろう。上述の論点⑦と同趣旨の指摘であると解される。

るはずであったが、当初の300億円も最後まで消化されなかったのが、計画と実態は大きく乖離していた。そこで本章では公表されているいくつかの統計等も活用しながら、A-FIVEの事業の実態を把握したい。

表1はA-FIVEが農林漁業事業体へ資本を出資した全案件（2020年10月9日まで）159件、168億5500万円の事業区分別・年度別・金額別の内訳を示したものである²⁴⁾。これによると、毎年の件数・金額分布はかなりランダムで、計画的に事業を進めることはむずかしかったことが推測される。また2017年の規則改訂によって事業種別として6次産業化以外に2つのジャンルが追加されたにも関わらず、6次産業化が最後まで大半を占めていたことがわかる（全159件中148件、93.1%が6次産業化案件である）。件数の多い階層は1000万円から5000万円台までの89件であるが、金額的には1億円以上の45件が合計125億8700万円で総額168億5500万円の74.7%を占めていることがわかる。評価は出資額でなされているので、職員は金額の高い案件を担当しようとする志向を持たざるをえなかったと推測される。

勧誘先の事業体が出資を受け入れるか否かの確率は、勧誘努力の投入を多くすれば上がるというものではない。というのは2021年度以降は新規の貸し出しは禁じるという決定が2019年12月になされ、それ以前からそれが予想されていたこともあって、2019年度の事業計画では前年度の実績の9倍に当たる110億円が計画されている。にも関わらず、実際に契約までこぎつけたものは前期は16億円とはるかに小額であった²⁵⁾、表1から算出した2019年度分は25億5800万円にとどまっている。100億円を上回る累積

負債を少しでも減らすために同年度は極端に大きな目標を立てていたにも関わらず、成果はなかったことがわかる。なお2019年度のこのような目標設定については、安易に出資を行うことになり、結果的に回収不能額が増える可能性があるとして警告を発している新聞記事もあった²⁶⁾。

表2はA-FIVEの貸借対照表を簡略化したものであるが、累積債務額を示す利益剰余金が2020年3月末のマイナス105億円に至るまで、一年間で10億円強のペースで増え続けていることがわかる。この中にはEXITの結果、出資金が回収されずに累積損失になった部分と、事務経費として支出された人件費・施設費等が含まれている。事務費の増加を吸収できないために利益剰余金のマイナス額が増加し、それに対応して資産合計額が減少していることが明らかであり、財務内容は大幅に悪化しているといわざるをえない。職員数は35名、常勤役員数は減少しつつ最終的には2名になっているが、報酬額についての批判も強い。

表3は、サブファンドの性格を見るために、一例として近畿エリアに存在するサブファンドを示したものである。各サブファンドの第一欄は出資額（単位は100万円）であり、そのうちの半額をA-FIVEが出資し、その他の部分を主として地元の地方銀行等が負担している。第二欄がサブファンドの運用者であって、名称からして筆頭地方銀行の子会社であることが推測される。第三欄はファンドの中で最も多く出資をした企業の名称であり（A-FIVEは除く）、第四欄は各ファンドがカバーする地理的範囲を示している。支援企業の勧誘方法は基本的には当該地方銀行の融資先等にファンドの運用会社である

24) 金額はA-FIVEとサブファンドで原則半額ずつ支出しているが2018年以降はA-FIVEの投資額の割合が高まっている。

25) 日本経済新聞、2019年10月1日、5面、「上期投資額、目標の半分 農林官民ファンド、16億円」

26) 日本経済新聞、2019年10月7日、3面、「官民ファンド 遠い累積解消 投資増圧力に危うさ」。

表1 ファンドからの出資件数・出資金額（出資額階層別・年度別）

	6次産業化									事業再編等				食品等流通合理化				総件数
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	件数計	2018	2019	2020	件数計	2018	2019	2020	件数計	
10億－			1		1				2									2
5億－			1						1		1		1	1			1	3
4億－		1		1	1		1		4						1		1	5
3億－		1						1	2							1	1	3
2億－		1	2		1	1	1		6		1	1	2					8
1億－	3	8	5		1	1	3	2	23	1			1					24
9000万－		1	2	1					4	1	1		2					6
8000万－			1			1		1	3									3
7000万－		2	1						3	1			1					4
6000万－	1	3	1						5									5
5000万－	1	7	2	2	4		1		17									17
4000万－	1	5	4	2	1				13									13
3000万－		6	6	3	3	4	2		24	1			1					25
2000万－	1	1	3	6	1	1	2		15									15
1000万－	1	5	6	5	2				19									19
500万－		2	1		2		1		6									6
0－		1							1									1
件数計	8	44	36	20	17	8	11	4	148	4	3	1	8	1	1	1	3	159
金額計 (100万円)	534	3360	3819	981	2722	706	1260	679	14061	389	849	200	1438	547	449	360	1356	16855

出典：農林漁業成長産業化支援機構のホームページより（公表資料→出資一覧）集計。

注：1件ごとの金額はA-FIVE負担分とサブファンド負担分の和である。

表2 A-FIVEの資産・負債状況

（単位：100万円）

		1期 2013 3月末 (100万円)	2期 2014 3月末 (100万円)	3期 2015 3月末 (100万円)	4期 2016 3月末 (100万円)	5期 2017 3月末 (100万円)	6期 2018 3月末 (100万円)	7期 2019年 3月末 (100万円)	8期 2020年 3月末 (100万円)
資産	資産	31736	31062	30059	28890	27505	25705	22856	21775
	流動資産	31498	30883	27941	25670	24110	23662	20808	19615
	固定資産	103	84	2066	3206	3388	2042	2048	2159
	投資その他の資産	45	36	2021	3171	3355	2031	2048	2159
	投資有価証券	0	0	1997	1997	1997	1998	2000	2114
負債・純資産	負債・純資産計	31681	30954	29951	28786	27355	25533	26663	21557
	株主資本	31681	30954	29951	28786	27355	25533	22663	21447
	資本金	17500	17500	17501	17501	17551	17551	17551	17351
	資本剰余金	14300	14300	14301	14301	14351	14351	14351	14351
	利益剰余金	△119	△846	△1851	△3016	△4547	△6369	△9239	△10455

出典：A-FIVEのホームページ所収の各年度「事業報告」より作成。

各「リース・キャピタル」などが勧誘を行い、了解がとればサブファンドからA-FIVEと農林省とに同意を求めるという手順を踏むことになる。ただし2018年度からは出資決定が少な

ぎるという財務省等の指摘を受けて、サブファンドへの依存を減らし、A-FIVEが「より直接投資に重点をおいて出資に取り組んでいく」方針をとったため、A-FIVEだけが出資金を出す案件

表3 近畿エリアに所在のサブファンド

(単位:100万円)

しが農林漁業成長産業化	500 しがぎんリース・キャピタル 滋賀銀行 205 滋賀県中心
きょうと農林漁業成長支援ファンド	1000 TSI/京銀リース・キャピタル 京都銀行 448 京都府内中心
ひょうご6次産業化ファンド	1000 みなとキャピタル みなと銀行 480 (空欄)
但馬・養父6次産業化支援ファンド	200 但馬リース 但馬銀行50、みずほ銀行48 但馬銀行の営業エリア内
ナント6次産業化サポート	500 南都リース 南都銀行249 奈良、大阪、京都、和歌山、三重
紀陽6次産業化	1000 紀陽リース・キャピタル 紀陽銀行390、みずほ銀行100 和歌山・大阪・奈良各県の紀陽銀行営業エリア

出典: A-FIVE のホームページ (公表資料→サブファンド情報) による。

注: ファンドの名称は表記に続いて「投資事業有限責任組合」が付く。

注: 各ファンドの4つの欄は上から順に、ファンドの金額、運用会社名、出資額が1位の企業名、カバーする地域である。

が増加している²⁷⁾。サブファンド方式が計画通りには機能せずに崩れつつあることが客観的にも明らかになったといわなければならない。なお、大阪府にはサブファンドは設立されておらず、隣接する他のファンドが部分的に代位していることがわかる。

表4は、2019年度までに形成されたA-FIVE傘

下のサブファンド53のうち同年度末までに解散した11のファンド名を示したものである。いったん形成されたサブファンドは、自身が担当する支援企業が支援期間を終えるまでは解散できないはずであるから、解散したサブファンドは支援企業を持っていなかったと考えられる。それが2割以上に及ぶのであるから、サブファンドの主要な構成団体である地方銀行の相当部分が、サブファンドに留まることに意義を見いだせなかったことを示しているであろう。

表5は事業体に出資して株式を所有していたA-FIVEが、株式を売却して支援関係を打ち切った31の案件(同じ期間での新規出資件数150件の20.7%に当たる)を書きだしたものである。記載の内容からは支援の効果によって支援を継続する必要性がなくなったのか、あるいは継続しても効果がないとして支援をうち切ったのか、さらには事業体側が支援を受けることを嫌って契約を解除したのかは不明である。この中で2015~2017年度にEXITした企業のうち3事業者は1年未満で契約を打ち切っていることがわかる。事業開始時点の試行錯誤の事例(たとえば支援を受ければ販路を拡張するための便宜が得られると期待していたのに、販売ルートの拡張についてはA-FIVEにもサブファンドにも何の用意もないことが分かり、書類提出の義務の重さやモニタリングに対処する際のわずらわしさなどを嫌って支援対象から抜けることを選択した可能性がある。また、会社清算の事例と、約束の事業を開始しないために支援を撤回した事例がそれぞれ1社ずつあり、3重の審査にも関わらず見込み違いが生じていることがわかる。その他の案件はほぼ2~5年に分布しており、表示の31の平均支援期間を計算すると3年1か月となっている。

出資分を誰に売却したのかについては、「株主

27) A-FIVE『事業報告』第7期、2頁。

表4 解散したファンドの内訳

	結成時	解散時	サブファンドの名称
2016年度上半期	2013.3.25	2016.4.18	上野村活性化
2016年度下半期	2013.3.25	2016.10.14	ぐるなび6次産業化パートナーズ
	2013.3.25	2016.12.1	大分農林漁業事業化支援ファンド
	2013.6.24	2016.12.21	十八6次産業化応援ファンド
2017年度上半期	2013.9.30	2017.6.7	埼玉りそな6次産業化応援ファンド
2018年度上半期	2014.2.24	2018.6.27	しぎん6次産業化応援ファンド
	2014.9.29	2018.7.17	福銀6次産業化
2018年度下半期	2013.3.25	2018.10.12	東北6次産業化ブリッジ
	2013.9.30	2018.12.3	トモニ6次産業化サポート
2019年度	2013.3.25	2019.12.25	だいし食品産業活性化ファンド

出典：「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告」の第1～第12回より集計。

注：ファンドの正式名称は表示の名称の末尾に「投資事業有限責任組合」がつく。

注：解散理由はいずれも「GPとLPの合意に基づく自主解散」とある。

である農林漁業者へ売却」が最も多く、その時点で農林漁業事業者が資金を調達せざるを得なかったことがわかる。「株主であるパートナー企業へ売却」、「パートナー企業のグループ企業（第三者）へ売却」などの記述からは、支援対象企業や農林漁業事業者自身が自社株を買い取れない場合には、その関連企業等が買い取らざるを得なかったことが推測される。

この時点までにEXITが終了した案件全体のA-FIVEの出資額は13.0億円、その回収額は9.1億円であり、ちょうど70%の回収率であるので、ファンド側にとっては出資額の30%が失われていることになる。A-FIVEの計画ではこの値は107%以上でなければならないとされていたので、この点では明らかに失敗であったといわざるをえない。

以上のように、全体的な成績は失敗といわざるをえない状況であった。しかもそれは外部からの指摘が厳しくなった2017年以降に生じたものではなく、事業開始当初から存在していた問題であったと思われる。もちろん、組織の立ち上がり時には黒字化までに一定期間を要することは自然であるが、基本的な無理があったと判断せざるをえない。

5. まとめに代えて

本稿でみた案件は、通常の農林漁業経営体とは異なって、家族経営を主体としたものではなく、事実上、すでに株式会社となっている企業の経営体のみを対象としていた。そもそも現実の農村の中には、そうした大規模な経営体はごく少数しか存在していなかったから、サブファンドの職員は支援対象者を見つけることが容易ではなかったであろう。このため彼らの日常的な努力は、サブファンドの構成員である地元金融機関の融資業務の対象となった人・企業を紹介された上で、ファンド事業を勧誘することが多い。その意味ではファンド事業は融資事業の代替物ではなく、融資事業と併存して企業側が資金調達力を高める機能を持ったといえる。融資事業の方が利益が多ければ、地方銀行としてはファンド事業が縮小しても問題はなかったことになる。そうであるとすれば、赤字を出し続け、出資額が戻ってこないことが予想されるばかりか、さらに追加の出資金が必要になりそうなファンド事業のために努力をする意味はなく、早急にそこから抜けることが合理的選択であったことになろう。

表5 EXITが終了した案件の一覧表

	支援 決定日	清算 終了日	案件名	実出資額	EXITの方法
2015年度下期	2014.5.12	2015.3.27	神名アグリイノベーション		株主であるパートナー企業へ売却
2016年度下期	2016.1.15	2016.11.18	プログレア		2016年4月の熊本自身により事業継続困難となり清算
	2014.5.12	2016.11.30	ひこま豚		株主である農林漁業者へ売却
	2016.4.15	2017.1.20	隠岐牛		株主である農林漁業者へ売却
	2014.8.8	2017.2.28	アグリゲート東北		株主であるパートナーへ売却
	2014.5.30	2017.3.30	フレッシュベーカーリ		パートナー企業のグループ企業（第三者）へ売却
	2014.12.12	2017.3.31	里山アグリ		株主である農林漁業者へ売却
2017年度上期	2013.9.2	2017.4.11	OcciGabi Winery		株主である農林漁業者へ売却
	2014.9.11	2017.4.28	アグリリンクエブリーイ		株主であるパートナー企業へ売却
	2014.3.10	2017.8.31	熊本玄米研究所		株主である農林漁業者へ売却
	2015.10.14	2017.9.29	JFA		株主である農林漁業者へ売却
	2015.4.7	2017.9.29	シイカトウ		株主である農林漁業者へ売却
2017年度下半期	2015.4.14	2018.2.28	新潟農商		株主である農林漁業者へ売却
	2016.7.13	2018.3.30	ザファーム		株主である農林漁業者へ売却
2018年度上半期	2016.4.14	2018.6.29	ピナン食飯		株主である企業の代表取締役（個人）へ売却
2018年度下半期	2016.2.12	2018.10.4	食の劇団		破産手続き開始
	2014.6.23	2018.10.10	にいがたワインビレッジ		株主であるパートナーへ売却
	2014.4.14	2019.2.5	いずも食品加工		破産手続き開始
	2014.4.14	2019.2.15	マイセンファインフード		株主である農林漁業者へ売却
	2014.4.14	2019.3.29	ベジタコーボレーション		パートナー企業のグループ企業（第三者）へ売却
2019年度	2016.3.11	2019.4.12	広島アグリサービス	1億円	株主であるパートナー企業へ売却
	2016.7.13	2019.5.29	むすびの	750万円	株主であるパートナー企業へ売却
	2015.11.10	2019.7.12	五島ライブカンパニー	4800万円	パートナー企業（第三者）へ売却
	2015.2.10	2019.7.31	どさんこミュゼ	8950万円	第三者へ売却
	2013.11.11	2019.8.9	MIRAI トレーディング	1000万円	株主であるパートナー企業へ売却
	2014.7.4	2019.8.30	米心石川	1.3億円	自社株買い
	2015.2.10	2019.9.018	創成	2500万円	株主であるパートナー企業へ売却
	2014.8.8	2019.9.20	ビュアディッシュ	3000万円	株主であるパートナー企業へ売却
	2015.11.10	2019.12.26	エスケエフ	500万円	株主である企業の代表取締役（個人）へ売却
	2019.2.19	2020.1.28	グランイート	1800万円	株主である農林漁業者へ売却
	2017.1.18	2020.1.31	イチコト	1250万円	株主である農林漁業者へ売却

出典：表4に同じ。

この事業は、農林漁業経営体の中で例外的な規模を有する大規模経営に対して支援を提供して、その経営をさらに大きくし、農林漁業を牽引するリーダー的経営を作ろうとするものであった。そうした経営体は、行政や農協や生産部会等の諸事業に依存することなく、商品経済的に純化した経営環境を形成しており、第二次産業・第三次産業との関係についても、必要に応じて関連企業との協力関係を作っている。そうした経営に対して、新たに合併企業を作って関連事業を同一企業内に集約しても、魅力ある訴えとして響くことは困難であったと思われる。

る。

それゆえ今回の経験は地方銀行にとっては、新たな経営環境の下での地元融資・出資について実地の経験を積む機会として機能したといえるだろう。行政機関は開始した事業を成功させなければならない立場にあったのに対して、関連した企業にとっては損失を重ねる事業に伴走して追加負担を甘受する必要はないと判断されたと思われる。今回の実験が明らかにしたことの一つは、ファンド事業の実際の主役ともいべき地方金融機関は、ファンド事業それ自体を価値あるものとして重視しているわけではな

く、貸出金・資本注入・預け金・有価証券投資等を適度な割合で組み合わせて、安定的で高い収益を求めているという当然の事実である。関連企業にとっては多様な経済政策手法の中で特定の手法の普及に固執する必要はないのだから、先行きの見通しがない事業からは手を引くことを考慮するのは当然であろう。

他方、行政機関としては今回の試みを開始した以上、それが失敗に終わった理由を検討することが必要である。そうした実践的立場に立てば以下のような諸点が重視されるべきであろう。

① 政府・与党の選挙対策的な過大な農林漁業発展目標の設定に合わせて、個別の政策手法においても同様に急拡大の目標を設定しなければならないと考えたこと。農林漁業者全体のごく一部の者にしか関わらない政策を初めて実施する際に、それに必要な慎重さを無視して、安易に予算増額のための各省間の競争に参加して過大な目標を設定したことは省幹部の責任である。

② 農林漁業事業体が政策の受益者になることによるマイナス面についての検討が欠如していたこと。たとえば、6次産業化合弁事業体となることによって農林漁業事業者が直面する経営の自由度の喪失、方針決定から実行までの迅速性の喪失等についての秤量がなかったために、申請者の少なさの原因が理解できず、成果がえられない原因はサブファンドの努力不足や農林漁業者の経済判断の非合理性にあると把握される傾向が強かった。

③ 競争者の存在について慎重な検討がなされなかったこと。たとえば、6次産業化は既存の第二次・第三次産業の企業から従前の市場を奪うことになるはずであるのに、行政機関は新たな市場が付加されると想定した楽観的な見方しかしていないので、現実には効果が出ない際の原因の追及がサブファンドへの批判などに向かってしまった。内製化が利潤の増加につながると

いう安易な想定が傷を大きくしたといえる。

④ 支援対象者が何を求めているのかについての分析が欠如していたこと。行政機関にとっての今回の案件の中心点は資本増強という新しい行政手法の定着であったが、農林漁業事業者の多くが求めていたものは販路の確保を中心とした経営関係の情報・ノウハウの提供であったから、その希望が満たされないとわかった時点で農林漁業事業者の多くが関心を失うことは経済合理的な反応であったろう。

⑤ 問題が生じた場合にも方針変更を拒否してきたこと。制度化されている行政機関内部の自己評価の機会が、外部者の批判に対する自己合理化の場となってしまっている実態がある。組織内部における厳しい自己反省が無かったことが問題状況の長期化をもたらしている。方針に大きな誤りはなく、その内容で努力を強化すれば目標は達成できるといった結論しか、機関内部の事業評価では出て来なかったという組織としての問題である。

⑥ 全体の立場に立って、関係者のそれぞれの観点での利害得失を調整する役割が機能しなかったこと。義務と権限とが厳格に仕切られている行政機関内部においては、問題点の表面化は各工程を担当する部署間の対立として現れやすい。この時にそれぞれの工程内で独立的に問題解決の努力を進めることは、かえって問題の深刻化をもたらすことがある。責任・権限の再調整を進める上位のマネジメントが欠如していたことが反省されるべきであろう。

以上の考察から本稿の暫定的結論は以下の通りである。サブファンドの事業を支えてきた地方銀行にとっては、EXITによって損失が出る事態が続いている状況の下では、ファンド事業による資金供給コストの方が貸付金のそれよりも高くなってしまい、それを継続する意義がなくなってしまった。したがって、財務省主導に

よるファンド事業の停止決定は、農林水産省にとっては打撃であったにしても、地方銀行にとっては歓迎すべき事態であったのであって、事態の推移は地方銀行の経営論理によって強く規定されていたと判断される。

文献目録

(1) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE と略称する)

- ・ホームページ <http://www.a-five-j.co.jp/>
- ・『農林漁業成長産業化ファンドのご活用について』2019年1月1日改訂。
(2020年11月30日現在、A-FIVE の関係頁には掲載無し。資料タイトルで閲覧可能)
- ・「出資決定済6次産業化事業体一覧」
http://www.a-five-j.co.jp/reporting/investment_consent.html
- ・『事業報告』各年度版
<http://www.a-five-j.co.jp/reporting/statement.html>
- ・「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」(2014年10月)、同一部改正(2017年5月)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/pdf/fund-19.pdf>

(2) 農林水産省

- ・農林水産省食料産業局(2017年6月)「農林漁業成長産業化支援機構における今後の収支の見通し及び新規業務について」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kanmin_fund/dai8/siryou3.pdf
- ・農林水産省「農林漁業成長産業化ファンド」(関係資料目録とも)
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/fund.html>
- ・農林水産省(2019)『平成30年度株式会社農林漁業成長産業化支援機構の業務の実績評価について』
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/>

<pdf/fund-137.pdf>

- ・農林水産省食料産業局(2020年7月31日)「A-FIVE の検証に係る検討会検証報告の概容」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/attach/pdf/kentou01-21.pdf>
- ・A-FIVE の検証に係る検討会(2020年7月31日)『株式会社農林漁業成長産業化支援機構に係る検証報告』(『検証報告(2020)』と略称する)。
<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/renkei/200731.html>

(3) その他の資料

- ・閣議決定『日本再興戦略』2013年版。
- ・官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議(2013.9.27~2020.11.20。この間に適宜、修正・加筆されている)「官民ファンドの運営に係るガイドライン」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_kkk/pdf/guideline.pdf
- ・総務省『農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価書』2019年3月、234頁。
https://www.soumu.go.jp/main_content/000610688.pdf
- ・「第180回国会衆議院農林水産委員会議録」第12号、2012年8月2日。
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=118005007X01220120802¤t=1>
- ・「第180回国会参議院農林水産委員会議録」第9号、2012年8月28日。
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=118015007X00920120828¤t=1>

(4) 論文等

- 加瀬和俊(2020)「バブル崩壊後の温泉旅館の負債整理問題—栃木県鬼怒川温泉を事例として」、『帝京大学地域活性化研究センター年報』第四巻、1-15頁。
- 西村尚敏(2012)「農林漁業の成長産業化に向け

- て一株式会社農林漁業成長産業化支援機構
法案」『立法と調査』No.327、34-43頁。
- 西村吉正（2011）『金融システム改革 50年の軌
跡』金融財政事情研究会。
- 平野智巳（2018）『農林漁業成長産業化ファン
ドーその仕組みと活用事例』東京水産振興
会。
- 松浦茂（2019）「官民ファンドの動向と課題」、
国立国会図書館調査及び立法調査局『レ
ファレンス』816号、2019年1月号、47-71
頁。
- *注：URL ページは2020年12月1日に閲覧し
て確認した。

The Reason of the Failure of Public-private Fund ~ Case of Fund for Agriculture ~

Kazutoshi KASE

Researcher of Research Center for Regional Revitalization Teikyo University

In Japan in the 2010s, depending on the Public-private Fund got popular as means of Economic policy. Under this system, the government and the local banks provided capital to challenging entrepreneurs to accelerate the development of their business. But the performance of the most funds were not good contrary to their expectations. The scale of the enterprises remained small and it was hard to get out of the red, particularly in case of fund for agriculture, forestry and fisheries, which was abbreviated to A-FIVE. This paper discusses the reasons of such a bad performance. Our provisional conclusion is as follows. The main reasons why the entrepreneurs in primary industries were not positive to participate in the fund system were based on their desire to continue to be independent as before. As the government planned to transfer the farms into joint managements, because the bureaucrats believed that “the bigger, the better” in small scale Japanese agriculture. So even big scale farmers, in Japanese meaning, were cautious about governmental plan. On the other hand, local banks, who are major supporters of private funds, lost the incentive to promote the fund scheme, finding that it is difficult to gain profit in Japanese agriculture.

Key words: Public-private Fund, Sub-Fund, A-FIVE, Japanese Economic Revitalization, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Monitoring

再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消の 取組みに向けた一考察 —福島県葛尾村を事例に

大 平 佳 男*

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. はじめに | 4. 葛尾村におけるエネルギー需要 |
| 2. 葛尾村について | 5. 葛尾村における産業と再生可能エネルギー事業の連携の可能性—エネルギーの地産地消に向けて |
| 2.1. 葛尾村の概要 | |
| 2.2. 葛尾村の復興計画 | |
| 3. 葛尾村における再生可能エネルギーの推進・導入 | 6. おわりに |

要 旨

本稿は東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興再生を進めている福島県葛尾村のエネルギーの需給や再生可能エネルギー（再エネ）の取組みについて論じている。葛尾村の復興・地域振興に向けて、復興に向けた取組み、村内での再エネ事業の動向、電力や熱エネルギーといったエネルギー需要、地域の様々な産業と再エネ事業との結びつきについて取り上げ、課題を明らかにすることが目的である。村内では、太陽光発電と風力発電の計画・導入が進んでおり、「葛尾村総合戦略」においてバイオマス発電の利用が検討されている。再エネは単にエネルギーを生産するだけでなく、様々な産業と結びつくことでその産業にも経済的メリットを見出すことができる。また、エネルギー需要の把握には実際にエネルギーがどのように利用されているのかを調査し、再エネとの結びつきについては事業内容を精査することなどが求められる。

キーワード：再生可能エネルギー 電力 福島県 葛尾村 エネルギーの地産地消 産業連携

1. はじめに

2011年3月に起きた東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）によって、福島県双葉郡の町村を中心に長

期的な避難を余儀なくされた。除染などが行われ、帰還が進んでいるものの、一部地域は帰還困難区域に指定され、立ち入り制限などがなされている。居住制限区域や避難指示解除準備区域が解除された地域においても、多くの住民が

* 帝京大学経済学部地域経済学科准教授

すぐに帰還しているわけではないため、帰還に向けた取組みが行われている。さらに産業の再生や雇用の創出といった取組みが行われ、復興に向けた動きが進んでいる。

本稿では福島県双葉郡葛尾村に焦点を当て、新たな産業として様々な取組みが行われている再生可能エネルギー（以下、再エネ）を中心に、地域の産業振興について論じていく。葛尾村では、復興の施策として再エネの活用が盛り込まれ、村内では再エネ設備の導入や再エネを用いた電気事業への参入などが進められている。また、葛尾村では従来から農畜産業が盛んであり、現在も胡蝶蘭の栽培や畜産が営まれている。このような背景から、本稿では葛尾村の復興・地域振興に向けて、葛尾村におけるエネルギーの需給や再エネ事業の取組み、地域の様々な産業と再エネ事業の結びつきについて検討を行い、課題を明らかにしていきたい。

2. 葛尾村について

2.1. 葛尾村の概要

葛尾村は福島県の東側に位置する阿武隈高地の中山間地域であり、農畜産業が盛んな地域である。東日本大震災および原発事故によって避難を余儀なくされたが、2016年6月に居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除され、帰還が進んでいる。ただ、葛尾村北東部に位置する野行行政区は帰還困難区域に指定されており、立ち入りの制限が残されている。

次に葛尾村の人口を見てみると、震災前は477世帯1,567人（2011年3月11日現在）であったが、2020年12月1日現在は478世帯1,380人と

なっている¹⁾。このうち、帰村者数が152世帯325人、避難者数が935人、解除後新規転入者数が120人となっており、400人を超える人たちが葛尾村で生活を送っている。「葛尾村人口ビジョン」によると、1955年の3,062人をピークに減少しており、そこに原発事故に伴う避難などもあり、何ら対策を講じなければ2040年には540人まで減少するという推計をしている。そこで葛尾村では2040年の定住人口を900人とする目標人口を設定している。避難者数が900人を超えており、避難者の帰村や新規転入の増加がポイントになってくる。さらに葛尾村に限らず日本全体で人口が減少していることから、いかに人口減少を抑えるのかも重要な課題である。

人口の減少を抑制するためには雇用の場の確保・拡大も重要な役割を果たすことから、葛尾村の産業についても見ていきたい。葛尾村では農畜産業が盛んであり、水稻栽培、花卉栽培、畜産（繁殖、肥育、酪農、養鶏、緬羊、山羊）、地元産品を使った凍み餅やエゴマ油といった加工食品の製造・販売などが行われ、ふるさと納税の返礼品にもなっている。水稻栽培は、居住制限区域および避難指示解除準備区域の解除後に実証栽培を行い、現在は通常再開され、作付面積も増えている²⁾。花卉栽培は、2018年からハウスで胡蝶蘭の栽培が行われている。他にもトルコキキョウや小菊が栽培されている。畜産は東日本大震災前から盛んに行われており、震災後は緬羊や山羊の飼育が新たに行われている。農業や畜産は「かつらお再生戦略プラン」においても復興再生に向けた主要施策に掲げられている。では次に、東日本大震災および原発事故からの復興再生に向けた葛尾村の取組みについ

1) 葛尾村より提供いただいた資料「葛尾村の復興状況と課題」を参照。データは最新のものを提供いただいた。

2) 福島県で生産された米（玄米）は全量全袋検査が行われており、食品衛生法に定める一般食品の基準値とされる100Bq/kg以下であることを確認してから出荷される。ふくしまの恵み安全対策協議会で全量全袋検査の結果を確認することができ、葛尾村で生産された玄米も全量全袋検査が行われており、震災後から2020年11月13日現在まで、全ての玄米が測定下限値である25Bq/kg未満となっている。

て見ていきたい。

2.2. 葛尾村の復興計画

葛尾村では、東日本大震災および原発事故からの復興に向けて、2012年2月に「葛尾村復興ビジョン」が策定され、その理念や方向性に基づいて村が目指す将来像の実現のために2012年12月に「葛尾村復興計画」が策定された。これらのビジョンや計画の実現に向け、村民の意向を踏まえた計画として2014年6月に「かつらお再生戦略プラン」が策定された。さらに「かつらお再生戦略プラン」を上位計画とし、実行・見直しをしていくために「葛尾総合戦略」が策定されている。

ここから、「葛尾総合戦略」（以下、総合戦略）を踏まえながら葛尾村における再エネ政策を中心に概観していく。総合戦略では3つの柱と13の主要施策を掲げている（表1）。復興再生に向けて、集落再建や生活インフラの整備、畜産再建、さらに産業振興・雇用創出といった主要施策が掲げられており、産業振興・雇用創出では企業誘致や地域資源を活かした観光交流・観光関連産業の振興が盛り込まれている。そのような中で「資源循環・再生可能エネルギー」が盛り込まれており、再エネの活用が復興に貢献すると期待されている。

3. 葛尾村における

再生可能エネルギーの推進・導入

ここからは、総合戦略における「資源循環・再生可能エネルギー」の内容について詳しく見ていく³⁾。総合戦略では、「太陽光パネルの設置支援」、「自然と共生するエコ村づくり」、「多様

表1 再生戦略プランにおける主要施策全体の体系

3つの柱	13の主要施策
住まい・絆	①集落再建
	②公営住宅整備
	③絆強化
安全・安心	④医療・福祉施設整備
	⑤子育て支援環境充実
	⑥広域道路整備
	⑦公共交通支援
	⑧放射能安全対策
産業再生・活力	⑨安心産業基盤・体制整備
	⑩畜産再建
	⑪商店再生
	⑫資源循環・再生可能エネルギー
	⑬産業振興・雇用創出

出典）葛尾村（2020）、p.9

な新エネルギー利用の展開」といった事業内容が示されている。太陽光パネルの設置は固定価格買取（FIT）制度によって住宅においても太陽光パネルの設置が進んでいるが、総合戦略ではエネルギーの自給と地域活性化の支援、公共施設への太陽光パネル設置によるエネルギー自給と緊急時等対応の強化が盛り込まれている。資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」に公表されている市町村別の再エネ設備の導入状況を見ると、葛尾村の導入件数は、2020年6月末時点で10kW未満の太陽光発電が43件、10kW以上50kW未満の太陽光発電が26件となっており、住宅向けや小規模の太陽光発電事業が導入されている。一方、まだ発電を開始していないものの、設備認定を受け、設置工事をこれから行う分を含めた認定件数は、10kW未満の太陽光発電が43件、10kW以上50kW未満の太陽光発電が72件、20kW以上の風

3) 葛尾村では、葛尾創生電力株式会社が配電の自営線を敷設し、太陽光発電設備や蓄電池を導入するなどして、電気事業を行う計画がある。詳しくは大平（2021）を参照されたい。さらに大平（2021）では、電力に関する再エネによるエネルギーの地産地消に向けた取組みに関する課題と資源エネルギー庁（2006）のガイドラインの概要について論じている。

力発電が3件となっており、小規模の太陽光発電事業と風力発電事業が進められていることがわかる。福島県全体で見ると1,000kW以上の太陽光発電事業が多いのが特徴であるが、葛尾村内については小規模の太陽光発電事業となっており、中山間地域という地形の影響が要因の一つと考えられる。

また、風力発電も3件ある。葛尾村内の風力発電計画を調べると、資源エネルギー庁「事業計画認定情報公表用ウェブサイト2020年7月31日時点」の福島県のデータを見ると、福島復興風力合同会社の20,000kW、中ノ森山風力合同会社の24,000kW、葛尾風力株式会社の15,000kWがそれぞれ示されており、発電所の所在地はいずれも国有林となっている。国有林での風力発電事業は葛尾村以外の地域でも計画されており、関東森林管理局（2019）の議事録を見ると、福島復興風力や葛尾風力の事業について、国有林野の活用や管理といった観点から議論がなされている。

公共施設での太陽光パネルの導入事例として、環境省「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」の「平成29年度状況報告書」を見ると、葛尾村では村役場や地域福祉センター・診療所、復興交流館、健康増進センターに太陽光発電設備や蓄電池が設置されている。公共施設に再エネ設備と蓄電池が設置されていることで、自立電源として災害時などに活用することができる。

総合戦略の「自然と共生するエコ村づくり」と「多様な新エネルギー利用の展開」の事業内容の両方で木質バイオマスに関する言及がなされている。その中では、森林資源を活用した木

質バイオマス発電等の検討が示されており、発電だけでなく宿泊交流施設（せせらぎ荘）への熱供給が検討されている。さらに復興交流施設への木質バイオマスの導入も検討されている⁴⁾。熱エネルギーの利用に関して、熱エネルギーの供給場所と需要場所が離れていると、熱を供給する仕組み（例えばパイプラインの敷設）が必要になってくる⁵⁾。葛尾村ではエコ・コンパクトビレッジを目標に掲げており、主要な施設は村の中心部に集中している。大平（2021）では村の中心部における自営線を敷設して電力供給を行う事業について言及しているが、熱供給においても同様のことが言える。例えば、熱供給に関して、熱エネルギーの需要がある施設と併設されることで、熱エネルギーの輸送の際の温度低下の抑制やパイプラインの敷設費用の削減が可能になってくる。

4. 葛尾村におけるエネルギー需要

次に葛尾村の家庭や事業所におけるエネルギー需要について概観する。エネルギー需要は、大きく電気エネルギー（電力）の需要と熱エネルギーの需要に分けられる。電力の需要は、発電によって作られた電力に対する需要であり、様々な家電製品や工作機械を動かすことができ、熱エネルギーに転換できるなど、汎用性の高いエネルギーと言える。一方、熱エネルギーは冷暖房や給湯などで用いられる。多くの産業においてエネルギーの消費は必要不可欠であり、電力や熱エネルギーの形で消費している。また、電力に関しては送電線の連系で供給が可能であるが、一般的に熱エネルギーの場合

4) 復興交流施設は復興交流館あぜりあが該当すると考えられ、復興交流館あぜりあは葛尾村の復興のシンボルに位置づけられている。

5) 例えばデンマークでは、熱供給会社で生産された熱エネルギーを、導管を敷設して各世帯に熱を供給している地域がある。導管は全長110kmにもなり、断熱材で覆われ、パイプ自体も細くして、高い熱効率を保つように工夫がなされている。

はタンクなどに燃料を貯蔵し、それを利用するケースが多い。ここで問題となる点として、地域（具体的には市町村ごと）の中でどのエネルギーがどの程度の需要があるのかの把握が難しいことである。電力需要については大平（2021）において、資源エネルギー庁（2006）で示された各種統計データから推計する方法を取り上げているが、熱エネルギーについても電力と同様、需要の把握が難しい。そこで、市町村単位でのエネルギー需要を把握するため、まずは現在の葛尾村の人口や産業から、どのようなエネルギー需要が考えられるのかを論じ、課題を明らかにしていきたい⁶⁾。

まず家庭のエネルギー需要について見ていく。上記したように、葛尾村の人口は2020年12月1日現在478世帯1,380人となっており、その内訳は、帰村者数が152世帯325人、避難者数が935人、解除後新規転入者数が51世帯120人である。葛尾村内のエネルギー需要ということに焦点を当てれば、帰村者と新規転入者が主に村内でエネルギーを消費していると考えられるため、203世帯445人となる。1世帯当たりのエネルギー需要については、資源エネルギー庁の「都道府県別エネルギー消費統計」から算出することができる。例えば、2017年度の福島県の実家庭における電力のエネルギー消費は4,656,766,100kWhである。一方、福島県（2020）を見ると、2017年10月現在の福島県の世帯数は746,014世帯である。よって、1世帯当たりの電力のエネルギー消費は6,242kWh/年となる。年によって多少の変動があると考えられるが、1世帯当たりの電力のエネルギー消費を6,242kWh/年とすると、葛尾村の実家庭における

年間の電力のエネルギー消費量は1,267,126kWhとなる。

熱エネルギーに関しては、資源エネルギー庁（2006）に従って総務省統計局の家計調査のデータを用いる方法がある。家計調査のうち、「＜品目分類＞1世帯当たり年間の品目別支出金額」の「都市階級・地方・都道府県庁所在市別」のデータの中に、「光熱・水道」「ガス代」「都市ガス」「プロパンガス」「灯油」などの項目を活用することになる。地方と県庁所在市ごとにデータがあることから、葛尾村の熱エネルギーの需要を推計する場合は、東北地方もしくは福島市を用いることになる。また、他の方法として、上記の電力と同様に「都道府県別エネルギー消費統計」を用いて算出する方法も考えられる。家庭で用いる熱エネルギーとして灯油やLPG（液化石油ガス（プロパンガス））、都市ガスなどがあるが、これらは「都道府県別エネルギー消費統計」の石油製品のうち、灯油は軽質油製品に含まれ、LPGは石油ガスに含まれる。ただ、軽質油製品にはガソリンや軽油が含まれており、これらは自動車などの燃料となる。同様に石油ガスには製油所ガスが含まれる。つまり、電力のように単純に世帯数で計算することができない。さらに家庭によって灯油を用いたりLPGを用いたり、あるいはオール電化を導入していたりと熱需要の種類が異なることが考えられる。移動手段が自動車中心の地域では、ガソリンや軽油の消費量が多く、こういったことからエネルギー資源の活用状況に関する調査が必要になってくる。

次に葛尾村内の事業所におけるエネルギー需要について見ていく。事業所についても上記し

6) ここでは具体的な推計は行わず、エネルギー需要の内容や課題について検討を行う。葛尾村は一部地域が未だ帰還困難区域となっており、避難を余儀なくされている地域がある。また、葛尾村（2016）を見ると、帰村していないが将来的に戻りたい人、まだ判断がつかない人が多く、そのような中で新規転入者数が100人を超えており、人の動きが流動的である。さらに復興再生に向けて様々な取組みが行われており、例えば企業誘致で企業が1社立地するだけで村のエネルギー需要の構造が変化する。このように葛尾村は常に変化している地域と言え、統計データだけでは見えてこないエネルギー需要が多いと考えられ、調査を重ねた上で推計を行う必要がある。

た資源エネルギー庁（2006）のガイドラインや「都道府県別エネルギー消費統計」を参考に推計することが考えられる⁷⁾。例えば葛尾村内では胡蝶蘭がハウスで栽培されているが、一般的に農畜産業においてはハウス栽培での熱エネルギーの利用が考えられる。特に冬場でも栽培できるように重油を用いてハウスを暖めるなどの対策が取られている。畜舎においては、換気扇による空気の調整やカーテンの利用などが挙げられる。農畜産業以外については、葛尾村には、宿泊施設、飲食店、スーパー、診療所、ガソリンスタンド、自動車整備、食品加工、村役場、小中学校など日常生活に必要な事業所のほか、東日本大震災後に開業した事業所も多い。また、企業誘致を積極的に行っており、すでに1社が操業を開始している。それぞれの事業所においてそれぞれ電力や熱エネルギーの需要がある。例えば宿泊施設での入浴施設や冬場の暖房器具が挙げられる。このように事業所での熱エネルギーの利用は様々であり、どのような利用があるのかを調査する必要がある。

5. 葛尾村における産業と 再生可能エネルギー事業の連携の可能性 —エネルギーの地産地消に向けて

ここでは、葛尾村内にある主な産業において、どのような再エネ事業の導入が考えられるのかを検討する。その際、地域産業と再エネ事業の連携に着目する。再エネ事業の多くは企業によって実施されている。企業は専門的な技術や知識を有し、再エネ事業を行うにあたってその技術や知識を用いることで、費用削減や付加価値の向上につながっているケースがある。例えば、大平（2016）では、静岡県茶畑におけ

るソーラーシェアリングの事例を取り上げている。茶畑の上に設置した太陽光発電設備の支柱にワイヤーを張り、寒冷紗を設置することで茶畑を日陰にする。こうすることで、付加価値の高い抹茶の原料となる茶葉を生産している。シェード栽培の設備の一部を太陽光発電設備が担う手法になるが、これにより太陽光発電の売電収入の他に、本業においても太陽光発電設備の利用による費用削減と付加価値の高い抹茶向けの茶葉栽培による収入増加につながっている。このように、再エネ事業を行うことで本業に経済的なメリットが得られるケースを地域産業と再エネ事業の連携と位置づける。これにより本業に経済的なメリットが得られ、再エネ事業が普及し、さらにその再エネ事業で得られたエネルギーが地域内で活用されることでエネルギーの地産地消にも貢献するというものである。

まず、農畜産業について見ていく。ハウス栽培のケースでは、バイオマス発電や地熱発電から出る熱エネルギーを利用したハウス栽培が挙げられる。大平（2017a）は岩手県八幡平市の松川地熱発電所から出る熱水を温泉施設やハウス栽培で利用している事例を取り上げている。熱水を引いた配湯管の総延長は約35.8kmにも及ぶ。大平（2018）は青森県平川市で行われているリンゴの剪定枝を燃料とした木質バイオマス発電の事例を取り上げている。木質バイオマス発電所から出る熱を利用し、発電所に隣接した農地でハウス栽培を行っている。いずれも青森と岩手の事例であり、再エネ事業から出る熱を利用して冬場でも農作物を育てることができる。また、畜産に関して、大平（2017b）では岩手県二戸市の養鶏業におけるバイオマス発電の事例を取り上げている。養鶏業から出る鶏ふん

7) 「都道府県別エネルギー消費統計」は2008年にホームページが開設されたことから、資源エネルギー庁（2006）よりも後に発表されるようになったことになる。よって、「都道府県別エネルギー消費統計」を用いた推計も一考の価値がある。

を燃料とした直接燃焼するバイオマス発電である。この他にも岩手県雫石町では酪農から出るし尿を利用したバイオマス発電事業（メタン発酵）がある。これらは売電による収入の他に、産業廃棄物となるし尿の処理にかかる費用が削減できるという経済的なメリットがある⁸⁾。地熱発電は全国的にも発電できる場所自体が限定されるため葛尾村では難しい。バイオマス発電についても、確保できる燃料の量から発電規模がどの程度になるか検討されており、費用面を含めてコンスタントに一定量の燃料を確保できるかが課題となる。一方で、バイオマス発電は地域内で資源が循環する仕組みであり、電力の生産だけでなく、熱エネルギーの有効利用につながる。葛尾村では、エコ・コンパクトビレッジを提唱しており、中心拠点の整備・集約化を推進している。総合戦略では地域福祉センターや復興交流施設での導入が考えられているが、他の熱エネルギーの利用先としては、ハウス栽培などが挙げられる。バイオマス発電の熱供給は、距離が短いほど費用も少なく、効率よく供給することができ、バイオマス発電は有用な手段の一つに位置づけられる。

それ以外の地域産業と再エネ事業の連携については、ガス事業や建設業などでの連携が見られる。大平（2017c）は、ガス事業やガソリンスタンド事業を展開する企業に焦点をあて、自ら再エネ事業を展開しつつ、電力小売り自由化に参入しているケースを取り上げている。また、建設業においては、太陽光発電設備の架台を自ら建設するケースがある。例えば大平（2017d）は、地元のヒノキの間伐材を利用し、木造住宅を作る技術を活用した木製架台で太陽光発電事業を行っている事例を取り上げている。この他にも不動産業において、土地取引のネットワークを活用した太陽光発電事業の展開を行ってい

るケースもある。公益事業においても、廃棄物処理場や下水処理場でのバイオマス発電もある。このように、様々な業種の企業が自らの技術や知識、あるいは資源を活かして再エネ事業を展開している。葛尾村内にも様々な業種の企業が立地していることから、事業内容を精査し、再エネ事業との連携の可能性を見出すことができれば、再エネ事業の普及につながる。

6. おわりに

本稿は、福島県葛尾村における再エネによるエネルギーの地産地消に向けた課題を明らかにしてきた。葛尾村は復興計画の中に再エネの活用を盛り込んでおり、さらに再エネ事業に必要な資源も有している。実際に再エネ事業の導入も進んでいる。葛尾創生電力による電気事業も進められており、村全体で再エネによるエネルギーの地産地消の計画が進んでいる。電気事業者を設立させ、自ら自営線を引いて電気事業を進めるケースは全国的にも少ない。しかし、このような取組みは、地域のエネルギーの自立につながり、地域内で資金や資源が循環し、さらに独自に電源ネットワークを構築していることから災害時の停電への対応も期待される。葛尾村の取組みがモデルケースとなり、他の地域へ広がることで、日本全体でのエネルギー・セキュリティの強化にも貢献できるようになる。

本稿で見てきたように、エネルギーは需要と供給に分けることができ、さらに別の視点から電力と熱エネルギーに分けることができる。例えばエネルギー需要は、家庭と事業所に分けることができ、事業所はさらに業種、事業内容、規模によって様々である。エネルギー供給においても、電力なのか熱エネルギーなのか、あるいは太陽光発電なのかバイオマス発電なのかな

8) その他にも、酪農の畜舎の屋根に太陽光パネルを設置したことで、直射日光が遮られ、夏場の畜舎の気温上昇が抑制され、搾乳量が増えたという事例もある。

ど千差万別である。そこから、個々の主体間でどのような関係があるのか、エネルギーの需要と供給がどのようになされているのかを整理することで、地域の再エネによるエネルギーの地産地消の取組みを把握することができる。そのためにも、実態に即した調査が必要不可欠である。

謝 辞

本稿の執筆には JSPS 科研費基盤研究（A）（研究課題番号18H03600、研究代表者：山川充夫）の助成を受けた研究成果を使用している。また、本稿を執筆するにあたり、葛尾村役場の方にヒアリング調査および資料提供の協力をいただいた。記して感謝申し上げます。

参考文献

- 大平佳男（2016）「静岡県菊川市のお茶栽培における太陽光発電設備の活用」『文化連情報』日本文化厚生農業協同組合連合会、No.456、pp.40-43。
- 大平佳男（2017a）「農業における地熱発電の熱水利用―岩手県八幡平市の事例」『文化連情報』日本文化厚生農業協同組合連合会、No.469、pp.48-51。
- 大平佳男（2017b）「岩手県の鶏ふんバイオマス発電の取組み」『文化連情報』日本文化厚生農業協同組合連合会、No.476、pp.56-59。
- 大平佳男（2017c）「地域密着のガス事業者による再エネ事業と電気事業」『文化連情報』日本文化厚生農業協同組合連合会、No.467、pp.46-49。
- 大平佳男（2017d）「地域の建設業が実践する再生可能エネルギー―福島県棚倉町の事例」『文化連情報』日本文化厚生農業協同組合連合会、No.473、pp.52-55。
- 大平佳男（2018）「リングの剪定枝を活用したバイオマス発電―青森県平川市の事例」『文化連情報』日本文化厚生農業協同組合連合会、No.484、pp.52-55。
- 大平佳男（2021）「エネルギー政策と再生可能エネルギー」、山川充夫・初澤敏生編著『福島復興学Ⅱ』八朔社（2021年刊行予定）。
- 葛尾村ホームページ <https://www.katsurao.org/> 2020年11月24日アクセス。
- 葛尾村（2012）「葛尾村復興ビジョン」<https://www.katsurao.org/uploaded/attachment/27.pdf> 2020年11月24日アクセス。
- 葛尾村（2012）「葛尾村復興計画」<https://www.katsurao.org/uploaded/attachment/42.pdf> 2020年11月24日アクセス。
- 葛尾村（2014）「かつらお再生戦略プラン」<https://www.katsurao.org/uploaded/attachment/2065.pdf> 2020年11月24日アクセス。
- 葛尾村（2016）「葛尾村人口ビジョン」<https://www.katsurao.org/uploaded/attachment/1357.pdf> 2020年11月24日アクセス。
- 葛尾村（2020）「葛尾村総合戦略」<https://www.katsurao.org/uploaded/attachment/2332.pdf> 2020年11月24日アクセス。
- 環境省「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」https://www.env.go.jp/policy/local_re/funds.html 2020年11月24日アクセス。
- 関東森林管理局（2019）「第27回関東森林管理局国有林野管理審議会の議事概要について」<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/kouhyou/191225.html> 2020年11月24日アクセス。
- 原発災害・避難年表編集委員会編（2018）『原発災害・避難年表―図表と年表で知る福島原発震災からの道』すいれん舎。
- 資源エネルギー庁（2006）「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン」https://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/3rd_edition/ref3.pdf 2020年11月24日ア

クセス。

資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表
用ウェブサイト」[https://www.fit-portal.go.jp/
PublicInfoSummary](https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary) 2020年11月24日ア
クセス。

資源エネルギー庁「事業計画認定情報公表用
ウェブサイト2020年7月31日時点」[https://
www.fit-portal.go.jp/PublicInfo](https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo) 2020年11
月24日アクセス。

資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費
統計」<https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/>

[energy_consumption/ec002/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/energy_consumption/ec002/index.html) 2020
年11月24日アクセス。

総務省統計局「家計調査」[https://www.stat.go.jp/
data/kakei/index.html](https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html) 2020年11月24日ア
クセス。

福島県 (2020)「福島県統計年鑑2020」[http://
www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/
nenkan134.html](http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045b/nenkan134.html) 2020年11月24日アクセス。

ふくしまの恵み安全対策協議会「ふくしまの恵
み」[https://fukumegu.org/ok/contentsV2/index.
html](https://fukumegu.org/ok/contentsV2/index.html) 2020年11月24日アクセス。

栃木県立小山高校の探究プログラムにおける 帝京大学経済学部地域経済学科との高大連携事業について

宋 宇*

1. はじめに	2.2. 高校生・大学生との合同ゼミ
2. 小山高校と地域経済学科の高大連携プログラム	2.3. 大学生としての気づき
2.1. 大学教員から高校生への課題提示と高校生の取り組み	3. まとめに代えて

要 旨

本報告は、帝京大学経済学部地域経済学科が栃木県立小山高校の依頼を受け、高校の進学探究プログラムにおける高大連携の実施内容とその成果についてまとめるものである。担当する筆者は今年の夏頃、参加する高校生に課題を提示した。高校生は、その課題に取り組み、プログラムを実施する1週間前に、高校教員から課題の中間報告がなされた。小山高校の意向に答え、当日の高大連携プログラムは、まず筆者による対話授業が実施された。その後、高校生らの宋ゼミ参加の運びとなった。2年・3年宋ゼミは4人の高校生を迎え、ボードゲーム「森の社長さん」¹⁾を高校生に紹介し、一緒に行いながら、「租税」を巡って意見交換し、考えを深めることができた。さらに、他大学の学生がスペシャルゲストとして、宋ゼミに参加し、若者の不投票問題について熱く語り、投票率を上げるために、大学生としての活動を紹介し、2020年11月15日の栃木県知事選にぜひ県民として、一票を投じるようにと呼びかけた。

キーワード：高大連携 高校生の大学ゼミ見学 ボードゲーム 租税 若者の不投票問題

1. はじめに

「高大連携」とは、「高」の高校と「大」の大学が連携して行う教育活動のことを指し、高校生が大学レベルの教育に触れる機会を作り、大学と高校の違いを感じ取りながら、大学で学ぶ意欲を高校生に持たせる取り組みである。1999年、文部科学省中央教育審議会による答申「初

等中等教育と高等教育との接続の改善について」で、高校教育から大学教育への円滑な移行を図るため、高大連携が提言された。これを契機として高大連携事業が始まり、2000年度から高大連携プログラムは次第に実施されるようになった。

その影響で近年、大学教員は高校に出前講義をしたり、高校生を受け入れて大学で模擬講義

*帝京大学経済学部地域経済学科講師

1) 2017年に初版され、著作はフィンランドエデュケーション協会にある (<http://fin-kids.com/>)。

を行ったりする機会が増えている。地域によっては、教育委員会と大学が協定を結び、高校生が大学で一部の授業を学び、それを高校の単位として認めるといった取り組みもある。ベネッセ教育情報サイトの調査によると、大学と連携している高校はスタートした当初の15校から、2006年では991校となり、この数年は急増している。一方、連携の大学側からみると、地元の国立大学と連携するケースが最も多いが、複数の私立大学と連携を行っているケースも少なくない（吉田2002：39）。

帝京大学では高大連携に力を注いでおり、なおかつ経済学部地域経済学科はそもそも地域との連携、地域に密着することを重視している学科でもある。小山高校は2019年、高校の「進学探求プログラム」を立ち上げるため、「ぜひ高大連携の形で協力してほしい」との依頼が本学にあった。経済学部地域経済学科に所属している筆者と宋ゼミはその依頼に応じ、2020年11月5日に宋ゼミ生と小山高校の引率教員1名、高校生4名、計16名で高大連携のプログラムを実施した。

当日は表1で示したスケジュールと概要で行われた。すでに小山高校との高大連携は2019年度中に話し合われ、本来、2020年度の前期に実施する予定であった。しかし、予想外の新型コロナウイルスの対応等の影響により、2020年度後期に変更せざるを得なかった。

2. 小山高校と地域経済学科の 高大連携プログラム

2.1. 大学教員から高校生への課題提示と 高校生の取り組み

2020年8月、高校から事前課題の提示が要請され、その後、筆者は3ステップの課題と、課題の取り組みに関する説明文を送った。説明文では、大学教員として特に2点を強調した。1つは、高校の教員による教えが必要なく、高校生に悩んでもよいので、独自に考えさせてほしいと要求した。もう1つは、課題に取り組む前に、高校生の肌感覚による回答を記録させ、取り組んだ後の回答と比べ、変化の有無に注目すること、完璧な回答を要求する必要はなく、自らの主張と考えを根拠ありきで示せばよいとする指導の方向性を示した。

提示した詳細の課題内容は表2から確認できる。一見すると、高校生向けの課題として、少し難しいかもしれない。しかし、国際的に多くの国、特に北欧諸国では、小学生から社会、法律、政治、経済、および租税について学んでいる事実がある。回答の正しさというより、取り組むこと自体に意義があり、そして能動的な学習を通じて、物事に関心を持つようになるという指導上の意図が織り込まれている。大学の教育現場においての痛感ではあるが、大学に入ってから能動的な学習態度を育てるというのは実際は手遅れであり、学生らもその重要性につい

表1 11月5日の高大連携のスケジュール

時間	概要
10：20	帝京大学宇都宮キャンパスに集合
10：30～11：00	大学事務からの説明、大学キャンパスの自由見学
11：00～12：00	大学教員による事前課題についての対話授業（地域棟316）
12：00～13：00	コロナ対策ありきの大学食堂での合同食事
13：00～13：20	高校生の自由時間&休憩
13：20～16：30	2年・3年合同宋ゼミとの交流（地域棟202）

てなかなか理解に至らないのである。

10月下旬、参加する予定の高校生4名の中間報告が送られてきた。表2の課題1について、4名の高校生とも、需要と供給の関係から説明し、「需要が供給を大きく上回ったことにより、一時的にマスクの値段が高騰したが、多くの企業がマスクの生産に挑み、供給が需要に追いついたので、マスクの値段が安定した」と似たような回答が見られた。マスクの事例はコロナ禍での実感を呼び起こし、堅苦しいと思われる経済理論も理解しやすくなったことが証明されている。

一方、表2の課題2と課題3の回答を見る限り、課題提示されるまで、おそらく高校生は考えもしていなかったと思われる。課題2の場合、調べてみて、日本の税が安いとわかり、そして高校生にも、日頃に負担している消費税の存在に気づき、関心を抱かせることができた。しかし、課題3に関しては、ほとんどの高校生は触れず、ただ教育の観点からオンライン授業の対応が遅れて、不十分であることを問題視した。これはまさにアジアの伝統的な教え方の欠点が露呈したのではないかと筆者は思う。つまり、一方的な教えによる勉強型である。成績が良ければ優秀な学生と見なし、学生はただ教員から一方的に教えられたことを丸暗記し、正解を挑んで受験に合格することを望み、なおかつそれ

が正しい勉強、学習であることと信じられてきた。しかし、このような勉強は本来、学生がもつべき考える力を損ない、物事への関心を持たなくなるという弊害を伴う。近年、既に日本の若者は物事について関心がないといったような批判や調査結果が多く存在し、世間を賑わしている。

要するに、いわゆる能動的な学習は大学の課題と方針ではあるが、本来、高校からそれを意識させる必要がある。場合によっては、初等の義務教育から考えても良いと思われる。ところで、平常の教育では従来の勉強型で学ばせ、わずかに数回かの高大連携に頼って、能動的な学習を上達させようとするのは、当然無理がある。大学教育としても、単に高校からの勉強型の延長線にならないように、学生にどのようにインセンティブを与えたら良いかが課題として残され、今後、試行錯誤が繰り返される中で考え続けていきたい。

2.2. 高校生・大学生との合同ゼミ

この節では、高大連携ハイライトの宋ゼミ参加について述べる。高校生との合同ゼミとして、筆者は2つの活動内容を用意した。1つはスペシャルゲストによる「若者の不投票問題」のスピーチである。もう1つは、ボードゲーム「森の社長さん」から租税を考えるとというもの

表2 高校生に提示した課題の一覧

ステップと課題ナンバー	課題の内容
ステージⅠ：課題1	・経済とは何か、教科書的な定義ではなく、あなたの理解を自らの言葉で述べなさい。 ・新型コロナウイルスの当初は、マスクの値段が高騰したことに対して、現在、常態としてマスクの購入ができるうえ、値段も下落している。この事例を通して、その理由と市場メカニズムについて説明しなさい。
ステージⅡ：課題2	・租税とは何か、租税への印象を述べなさい。 ・日本の「税」は安い？高い？どちらだと思えるのか。 ・我々はなぜ、税を納めるのかについて、説明せよ。
ステージⅢ：課題3	・コロナ禍での雇用、医療、福祉、教育危機のほとんどは、一過性のものではなく、既存システムの問題が露見したものであるとの主張がある。これについて、あなたは思うのか。

あった。

写真1はスペシャルゲストの宇都宮大学国際学部国際学科の現役4年生のスピーチの様子である。彼女は2020年11月15日に開かれた栃木県知事選を機に、若者の投票率の低さを知り、愕然とし、それが問題だと訴えた。

「学生の私たちは、社会に対して、政治に対して、何らかの思いがある。しかし、それを意思表示しようとしない、しても意味がないと思ひ込む人は多くないか」との問いかけからスタートした。さらに、以下の数値を用いて、彼女は説明し続ける。昨年の栃木県知事選挙の投票率は30%に過ぎなく、30%の投票率のうち、20代の投票率が20%、50代の投票率が50%であった。「そもそも投票率が低い中で、50代の意見が多く反映されていること、どう思うのか」というのも、彼女の問題提起であった。出されたデータ数値について、会場の大学生と高校生は驚いた様子で、「なら、私達は何ができると言うのか?」と興味津々で聞いていた。

彼女はその後自分の活動について紹介した。まず、自分はきちんと選挙に行く。次に、多くの人に投票してもらうように投票の呼びかけを行い、様々な場面で説明活動を行った。さらに、「選挙割」を考え、選挙に行った人にはスタンプがもらえ、そのスタンプで登録されている協力店でクーポンまたは消費商品の割引が適用されるとのアイデアを提案したということである。

次に、高大連携のもう1つの目玉プログラムである「ボードゲームから租税を考える」についてまとめる。前述したスペシャルゲストの話は高大連携プログラムの中、当交流会の間際に入れたものであり、本来的には、ボードゲームが当初計画した高大連携のユニークな合同活動である。というのは、今年度の宋ゼミは「租税について考える」をテーマとしている。そのため、租税の仕組み、そして「我々はなぜ税を払うのか」を理解するまで、どうしても難航するとの印象があることがゼミ生の輪読作業等から感じ取られた。そこで、輪読の学習から離れ、租税について学生自らの考えを引き出し、租税の必要性を実感するために、「森の社長さん」のボードゲームを起用しようと筆者は考えた。他方、高校生との高大連携を有意義にするために、課題提示をする際に、彼らにも租税について意識してもらいたいとの強い思いがあった。筆者はゼミ担当教員としても、この合同ゼミの機会にもゼミ生に何らかの刺激を与え、租税について深められるようにと期待した。

「森の社長さん」のボードゲームはフィンランド式キッズ体験ゲームで、参加型体験学習を目指している例え話のゲームである。どんぐりは金とたとえ、良いことをしたら、例えば納税や雇用等といった社会貢献の場合、ハートがもらえる。そして、借金をしたら、赤いどんぐりを受け取らなければならないと設定されている。さらに、プレイヤーのあなたは森の中に住んで

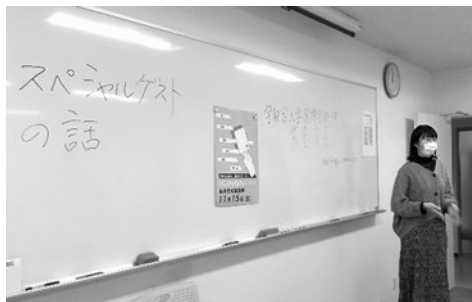


写真1 他大学の大学生による「若者の不投票」への問題提起

いる住民として、そしてある店の経営者、つまり社長であることが前提とされる。プレイは2人から4人まで参加ができ、子どもから大人まで考えさせられるゲーム内容となっている。社長のあなたは店の品物を仕入れて客に売る。売れた金から納税し、その財源が使われ、森のみんなのために役に立つように、道路を作ったり、学校や老人ホーム等の施設を建設したりする。そして、納税したら、ハートがもらえて、森のために貢献した証になる。納税だけではなく、例えば店の従業員を雇ったら、森のために働く人が増え、森の総所得も増えるので、森での生活もより豊かになる。この場合もハートがもらえる。

換言すると、すべてが社会のたとえとする森での生活を良くしていくためという構想から成り立っている。なぜなら、我々は森の中に住んでおり、森が良くならない限り自分の生活も良くなるはずがないからである。しかし、場合によって思わぬトラブルも起こる。例えば、品物が売れないことや、予想外の天気で店を休まないといけない時もある。品物が入ってこない、または店が休業し、日頃のどんぐりの貯蓄もな

いと、当然納税ができない。だが、その場合でも、借金して（赤いどんぐりを受け取る）まで納税する必要があるとルール上、決められている。言い換えれば、店の経営に関する判断や運営等、社長のプレーヤーに任せられるが、納税は事情問わず必須であり、場合によって借金してまで、税を納めることになる。

写真2はボードゲーム「森の社長さん」が行われる中、盛り上がっていた様子である。事前に黄、緑、青という3つのグループに分け、1つのグループに少なくとも高校生が1名参加するようにグループ分けをした。最後に、引率の高校教員も黄色グループに入って、学生らと一緒に考える姿が見られた。

ボードゲームは2段階に分けて行われ、第1段階では、ルールの説明や手順について理解してもらう工程である。全員にやり方を理解させるため、まずゲームをスタートするための作業である。大学生はリードし、高校生にゲームのやり方を教える立場である。ここにはわかりやすく説明するためにどうすれば良いかを宋ゼミ生に考えさせるという目的があった。次に、ゲームのやり方について全員が理解できたら、



写真2 ボードゲーム「森の社長さん」への取り組み

第2段階に入る。今度はただゲームを最後まで進行するのではなく、順番でアクションの選択が迫られる時に、なぜそのアクションを選択したのか、自分の考えをメンバー全員に話しながら行う必要がある。ここでは、店の経営方針や森の生活について、さらに自分の意識はどのような形で森の共同生活に影響したのかについて、考えさせる狙いがある。例えば仕入れをするかどうか、店員を雇用するかどうか、社長の判断に委ねられるが、なぜもう一方の選択肢を取らないのかといった理由も踏まえて、意見交換する必要がある。最後に、各店の経営状態について話し合い、「森」全体の変化について注目し、支払った税について納税できたかどうか、納税への考えを話してもらった。

ゲームが進行中、筆者は各グループを回り、質問に対応したり、進行状況を観察したりした。ここでは特に学生自身が森の現状について問題を提起し、学生自身の思いを発展させるために、プッシュ型の授業形式を試みた。

最後に、このプログラムにおけるすべてのグループが共通したある認識について紹介したい。ゲーム終了後、赤いどんぐりばかりで、経営としてよろしくない反面、ハートが多く集まった店がある。多くの学生は、経営として失敗だとの一面しか捉えていなかった。つまり、経営者として、赤字に陥ることはとにかく悪いと認識されている。しかし、本当にそう言い切れるのだろうか。赤字に陥る店は運営費、投資金等の費用を銀行から借り入れ、経営状況の改

善を努めようとする場合がある。この時点で世の中は資金の供給量が増え、続いて所得が増え、次にそれを前提としたモノが生産され、消費される。さらに言うと、納税された金で見事に森の生活環境が変わり、インフラ整備が整い、人々の生活をカバーするシステムが整備され、店の経営が改善される前提となる周辺環境も良くなったはずである。そういった環境整備が良くなると、商売にも役に立つことになる。

このように、ボードゲームを通じて、参加した学生らは難しいと思われる経済原理、理論、定義について、自らのことに置き換えて理解し、自分自身の考えを持つようになる。大学生は大学生なりに、高校生は高校生なりに、お互いの意見・感想を聞きながら、自らの意見・感想を発言しようとする姿がプレイの中で、明らかに確認することができた。

2.3. 大学生としての気づき

写真3で確認できるように、ボードゲームが行われる前には、租税についての考えをホワイトボードの左側に書かせた。様々な交流・共同作業が行われた後、再度租税について考えさせ、右側に書いてもらった。すると、租税は「納める」、「払いたくない」、「強制的に支払われる」、「払わざるを得ない」といった意見から、「経済が豊かになる」、「地域に貢献できる」、「納税しようよ」、「身近である」といった表現、認識に変わったことが確実に見て取れる。

高大連携プログラムが終わり、次のゼミで高

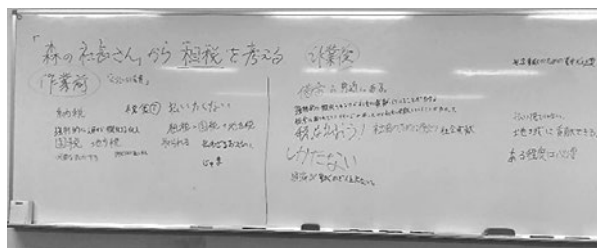


写真3 ボードゲーム前と後における租税への考えの変化

大連携プログラムについて話し合った時に、宋ゼミ生らは以下のことに気づかされたという。

- ・高校生は緊張している様子だったが、とてもまじめで、感心した。
- ・高校生は税について、真剣に考えている姿が素晴らしい。
- ・税は取られるものとずっと思っていたが、今回の作業で印象が変わった。
- ・払った税はハートのように見える形で戻ってくるとわかりやすく、払う意義があると感じた。
- ・ただゲームをやるだけではなく、どうして、なぜの姿勢が大事だと改めて実感した。
- ・留学生の私は投票したくてもできないのに、なぜ皆が有権者なのに、投票しないのだろうか、理解できない。
- ・日本の投票率は低いと良く言われているが、つい最近の米大統領選では、投票権を持っていない日本人なのに、SNS等で自国の投票よりも盛り上がっていた。不思議で仕方がない。留学生から「なぜ投票権があるのに、投票に行かないのか」と聞かれた時に、答えられない自分は情けなかった。その気持ちはずっと忘れられない。

上記に列挙した気づきはあくまでもプログラムを実行した後、宋ゼミ内での一部の発言に過ぎないが、高大連携を通じて高校生だけではなく、大学生らにも良い刺激になり、考えを深まらせていることは明らかであり、喜ばしいことである。

3. まとめに代えて

今回、小山高校と宋ゼミの高大連携は、両者にとっては初めての取り組みであり、模索しながら行われた。プログラムが終了後、高校の担当から高校生の感想等が送られ、「体験学習は

普段の高校で経験できない興味深い学習活動で、感銘を受け、おもしろかった」、「期待以上でよかった」、「関心が高い学習活動であった」、「魅力的であった」と次々とうれしい反響ばかりである。

このように、大学の授業・ゼミに参加するのは高校生にとって、新鮮で何らかの刺激を受け、興味を持つ学習効果が期待できそうである。そして、一般的にも高大連携は高校生のために行われているプログラムと認識されている。しかし、今回の活動を通じて明らかになったのは、大学生への教育にもインセンティブを働かせることができ、大学教育にとっても非常に意義があった。

もちろん、プログラム自体、および高大連携の取り組み自体には要検討の事項が少なくはない。例えば、高校と大学における教育方針の相異、高校教育のために大学教員にも負担をかける問題、さらに場合によって、管轄機関の文部科学省が推進している事業だからやるといった成果主義の問題等が考えられる。しかしながら、これらの問題を改善してゆき、大学にとっても、高校にとっても、さらなる有意義な教育活動を行えるためにも、まずは連携活動ができるような制度作りが必要であり、なおかつそれが「量」的に増えることによって、「質」が高められる過程につながると考えられる。

謝 辞

今回の試みから、高大連携は高校と大学の両者にとって、それぞれの教育内容の充実と改善にウィン・ウィンになれる事業だと実感した。高大連携を提案していただいた小山高校の進路指導主事・田中正樹氏、同高校の進路学習部長代理・津布楽一樹氏、そして当日、学生引率した高校担当教員の渡辺尚人氏に感謝を申し上げたい。

また、プログラムの実施主体である高校生4名（千葉大司、中山涼雅、濱田悠斗、森田大輝）と、

2020年度2年・3年宋ゼミ生（2年生：近江駿太、落合輝、加賀修也、保見友博；3年生：泉アレス、趙志浩、星野輝、豊野谷一諒、山田滯矢、吉成栞里）、計14名の学生らのご協力とご活動にも感謝の意を記したい。

参考文献

ベネッセ教育情報サイト <https://benesse.jp/>

[kyouiku/200808/20080825-2.html](https://www.kyouiku/200808/20080825-2.html)（2020年11月27日アクセス）。

吉田武大（2002）「高大連携実施の経緯とねらい－普通科高校の事例検討を中心に－」『教育制度研究紀要』（3）筑波大学教育制度研究室、pp.37-45。

那須烏山市の人口動態分析とライフデザイン調査

丹 羽 孝 仁^{*1}・丹羽ゼミナール²

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 研究調査課題 | 4. 那須烏山流の「ライフデザイン」の調査 |
| 2. ゼミ活動の概要 | 5. まとめ |
| 3. 那須烏山市の人口動態の分析 | |

要 旨

本報告は、人口減少に直面して深刻な状況にある那須烏山市を事例地として、人口動態の分析と地域に暮らす方のライフデザイン調査を実施した、経済学部地域経済学科2年生の丹羽ゼミの活動内容をまとめたものである。市の人口減少をマクロな視座から対策しようとするならば、転出した若者の帰還あるいは新規転入者の獲得が重要な課題だと考えられる。ただし、同市においても多様なライフデザインを持つ人々が暮らしている。那須烏山と関わりのある人たちとの対話を通じて、人生のあり様を那須烏山の魅力としてとらえることができた。長期的な人口減少に少しでもあらがうという視点に立てば、地域の外にいる多くの人々にこうした魅力を伝え、那須烏山の関係人口を増やしていくことが肝要である。そこで、2020年度中に紙面媒体とWeb媒体の双方で記事の情報発信を行うべく、とりまとめている。

キーワード：人口減少 ライフデザイン 情報発信 那須烏山市

1. 研究調査課題

平成の大合併により誕生した新たな市の中には、合併特例の要件である人口3万を割り込み、なおかつ現在人口減少が深刻なペースで進んでいるところがある。栃木県では那須烏山市

がこれにあたる。同市の出生率は県内11市で最も低く、人口減少率も最も高い。将来に向けて深刻な状況にある那須烏山市において、人口動態を理解し、対策に結実させる必要がある。

国策として地方創生が動くなか、それぞれの地域が多様な「ライフデザイン」¹⁾の可能性を示

^{*1} 帝京大学経済学部地域経済学科准教授

² 参加学生は学籍番号順に、多賀龍弥・田村伊織・原田裕希・藤原鎌・石井祐樹・小野恭佑・齋藤拓磨・深石義倫、の8人である。

1) 内閣府の「地方創生×少子化対策検討会」において、出生の向上事例が示されており、この事例集は①子育てと仕事の両立、②就業・生活環境、③地域愛を柱に整理している。そこで、本報告でもこれらの3点を「ライフデザイン」の重要なポイントとして議論する。また、滋賀県近江八幡市はライフデザイン構築事業を実施し、若年男女を対象としたライフデザインの見直しに取り組んでいる。

し、独自の対策を検討していく必要がある²⁾。具体的に次の2点を課題として認識する。第1に、人口減少についての知識を深める必要がある。那須烏山市の総合戦略では人口推計や年齢別転出数の分析を行っているが、さらに詳細を分析し、その対応を検討していく必要があろう。第2に、地域に暮らす方の「ライフデザイン」を掘り起こす必要がある。その際に、地域の中の視点だけでは見つけられない魅力を外の視点から発見することを重視する。

なお本報告は、『2020年度大学コンソーシアムとちぎ 研究発表要旨集』(大学コンソーシアムとちぎ・学生&企業研究発表会実行委員会2021)に提出した原稿に加筆修正したものである。

2. ゼミ活動の概要

ゼミ活動は、前期(演習Ⅰ)においてオンラインでの演習を余儀なくされた。丹羽ゼミでは、那須烏山市を対象に地域課題の研究調査を続けており、ゼミ募集の段階では那須烏山市でフィールドワークに取り組むことのみを学生に周知している。ゼミの年間の活動テーマ、すなわち研究調査課題は、演習Ⅰの最初に学生とディスカッションして決定する。2020年度は、ゼミ活動の当初から新型コロナウイルス感染症対策としてフィールドワークを前提にしない研究調査課題を模索し、人口をテーマに上述の研究調査課題に取り組むことにした³⁾。

新しい生活様式が定着するなどして、対面授業が実施可能な状況になった後期(演習Ⅱ)で

は基本的に対面でゼミ活動を行った。あわせて9月14日に初めて那須烏山市を訪問し、まちなかの巡検を実施した。その後、那須烏山市に縁のある方や関連組織への取材の準備を進め、2020年11月26日から12月7日にかけて那須烏山市と東京都で取材を実施した⁴⁾。取材に先立ち、学生を2人ずつ4チームに分け、チーム内で取材担当と撮影担当を切り替えながら1人1記事の執筆を担当している。

3. 那須烏山市の人口動態の分析

まず、国勢調査のデータなどをWebベースで可視化しているRESASを用いて那須烏山市の人口推移を確認する(図1、2)。那須烏山市は2005年に旧南那須町と旧烏山町が合併してできた市であるが、合併時にはすでに人口減少の時代にあることがわかる。出生数よりも死亡数が多く、転入数よりも転出数が多いことから、深刻な人口減少に直面しているといえる。また、この減少のペースは今後も継続することが予想される。

次に、国勢調査のデータを用いて那須烏山市のこれまでの人口動態を確認したい。1980年から2015年の国勢調査の5歳階級別人口(コホート)から読み取れる特徴は、第1に、1980年時点で25-29歳の世代(1950-55年コホート)が、その後も那須烏山市に定住し続けていることである。第2に、1990-95年に転入してきた5-9歳の世代(1985-90年コホート)は、10歳代後半から20歳代前半にかけて、転出していったとみられる。第3に、2015年時点でも15

2) たとえば柴田(2017)は、保育サービスを充実させることが、合計特殊出生率や経済成長率の向上、子どもの貧困率の低下に寄与する、と少子化対策の費用対効果を推計しており、全国レベルで実施可能な対策案を提案している。他方、たとえば藤山(2015)は、中山間地域の事例をもとに人口の1%分の転入を毎年受け入れることができれば、地域の人口減少を食い止められると主張する。

3) 調査研究課題を決定する前には、那須烏山市まちづくり課の職員にオンラインでのゼミに参加してもらい、市の概要や特徴を解説していただいた。

4) 新型コロナウイルス感染症対策に十分に注意して実施した。

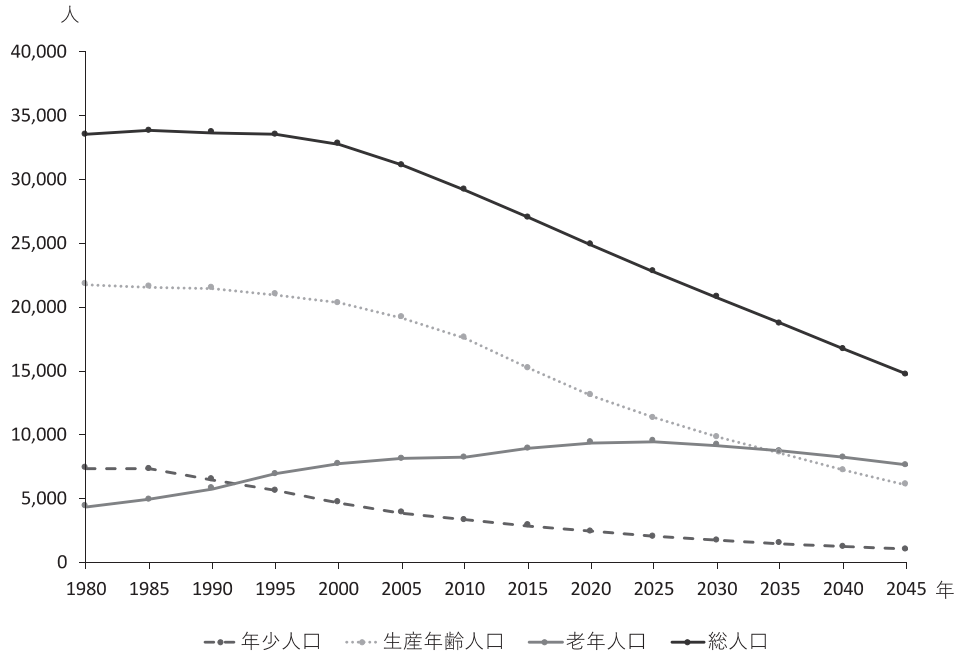


図1 那須烏山市における人口推移

注：2015年以前は『国勢調査』の値で、2020年以降は『日本の地域別将来推計人口』の推計値。

出典：RESAS より

原典：『国勢調査』および『日本の地域別将来推計人口』より

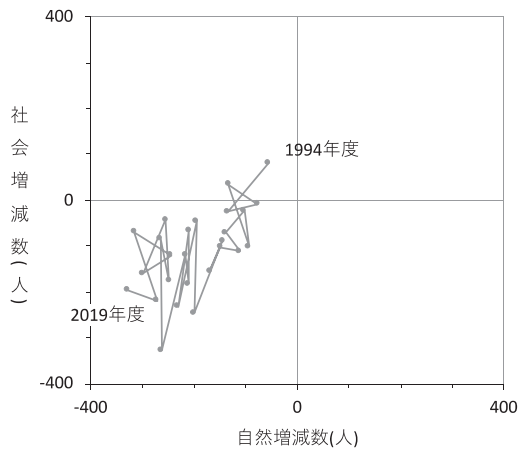


図2 那須烏山市における自然増減・社会増減の推移

出典：RESAS より

原典：『「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より

歳未満の世代で転入が見られ、子育て世代の転入はある。つまり、那須烏山市における転出超過の傾向は、子育て期の教育環境を求めた転出や退職後に子どもとの同居を求めた転出よりも進学・就職期の転出によって説明できる部分が多い。そのため、同市に雇用の場が少ないことが人口減少に影響している可能性を指摘できる。

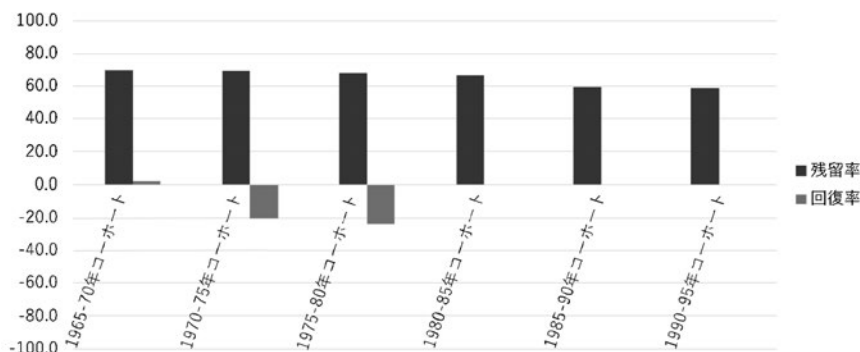


図3 那須烏山市におけるコホート別残留率と回復率

出典：『国勢調査』より

ここで年少人口の転入に関連して子育て世代の転入の量的な影響力を検討する。そこで、谷(2008)が使用した残留率⁵⁾と回復率⁶⁾の概念を用いて、那須烏山市のUターンの状況を把握する。残留率は1965-70年コホートの70.2%から、1990-95年コホートの59.3%まで減少が続いており、これは栃木県全体の残留率⁷⁾よりもかなり低い(図3)。それだけ、地域に残り、就職することが難しいことを示唆している。回復率は1965-70年コホートで2.2%と、1990年代後半には若干のUターンがあったと考えられる。しかし、転出人口の2%分しか回復していないため、その影響は極めて小さい。その後、1970-75年コホート、1975-80年コホートでは回復率は0を割り込み、Uターンは起きていない⁸⁾。これらの特徴から、進学・就職期に転出

した人口の大部分は地域に帰還せず、人口の社会的減少において深刻な影響を与えている。

那須烏山市の人口減少対策をマクロな視座から講じようとするならば、子育て世代の帰還あるいは新規転入者の獲得が重要な課題だと考えられる。子育て世代の転入を促せるような環境づくりに関わる事例は後述するが、この世代にとって少なからず魅力があることを広く情報発信する必要がある。それに並行して、市内の子育て環境の改善にも取り組む必要もある。

次に、人口の将来予測について検討する。中山(2016)は全国の人口ビジョンのデータから、地方創生が進むほど東京一極集中が進むと警鐘を鳴らしている。全国と同様に、栃木県において宇都宮一極集中は進むのか、本稿ではこの点を確認したい。そこで、栃木県内25市町の人口

5) 残留率は、同一コホートの年齢階級人口を用いて求められ、10歳代後半から20歳代前半で地域に残った人数の割合を示す。計算式は、次の通りである。残留率 = (20-24歳人口) / (10-14歳人口) × 100

6) 回復率は、同一コホートの年齢階級人口を用いて求められ、10歳代後半から20歳代前半に減少した人数に対して、20歳代後半から30歳代後半に増加した人数の比を示す。Uターンがあれば、プラスの値を取る。計算式は、次の通りである。回復率 = (35-39歳人口 - 20-24歳人口) / (10-14歳人口 - 20-24歳人口) × 100

7) 1965-70年コホートで87.2%、1990-95年コホートで85.6%である。ほかのコホートにおいてもおしなべて、那須烏山市の残留率は栃木県のそれを下回る。

8) なお、同時期の栃木県の回復率は、1965-70年コホート83.0%、1970-75年コホート52.1%、1975-80年コホート46.6%であった。那須烏山市よりは値が大きく一定のUターンがあったと考えられるが、それでも単純に考えて半数以上の転出者を失ったことになる。

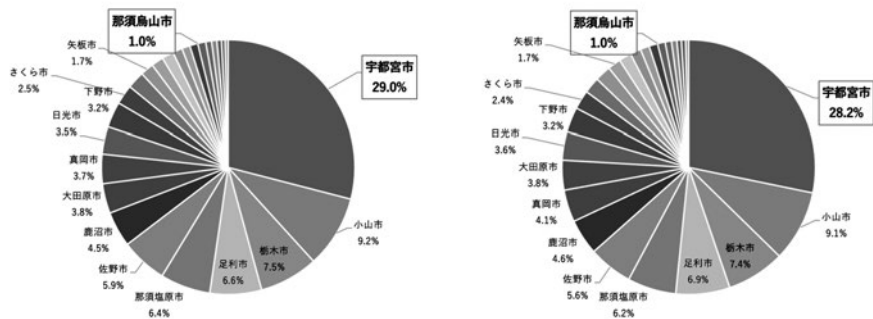


図4 2040年における県内人口の市町別割合

出典：栃木県内各市町の『人口ビジョン』および『日本の地域別将来推計人口』より

ビジョン⁹⁾と国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口¹⁰⁾を比較し、栃木県内における那須烏山市の位置づけの変化を見通す。これから20年後の2040年の時点における県内人口の市町別割合を示したものが図4である¹¹⁾。栃木県内では各市町の地方創生が堅実に進捗するほど栃木県における宇都宮一極集中は若干ではあるが解消の方向に進むことがわかる¹²⁾。他方、栃木県に占める那須烏山市の人口比率は県内の市で最も小さいこととその数値の大きさに変化がみられず、栃木県内における周縁地域としての性格は変わらない。現状の対策を進めても、那須烏山市の状況は好転しないため、那須烏山はより独創性のある対策を考えていく必要がある。

4. 那須烏山流の「ライフデザイン」の調査

那須烏山市における長期的な人口減少は避けられない状況にあるが、こうした中でも、人々の多様な生活や生き方があるはずである。そこで、その多様性あるライフデザインを調べるため、市内に住み続けている方2人、新たに住み始めた方2人、住んではいないけれど関係のある方2人、子育てや働き方改革に関係する組織2か所に対して取材を実施し¹³⁾、それを記事にまとめることにした。2020年度中に紙面媒体を発行し記事の情報発信を行うべく、とりまとめている¹⁴⁾（図5）。あわせて、ゼミ活動の様子や記事をWeb媒体¹⁵⁾でも発信している（図6）。本稿では、取材からみてきた、那須烏山らしい

9) 国のまち・ひと・しごと創生本部の主導により、全国の都道府県と市区町村で地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定が進められている。2019年度末より第2期総合戦略の策定が始まっており、栃木県内では人口ビジョンを改訂している市町とそうではない市町とが混在する。本稿では2020年5月末時点で公表されている地方創生の対策により展望される人口ビジョンのデータを用いた。

10) 平成30（2018）年推計のデータを用いた。

11) 栃木市は2035年と2045年の人口推計を公表している。2040年のデータは両者を単純平均して算出した。

12) 人口ビジョンは各市町が個々に将来人口を推計している。主に、コーホート要因法が用いられていると思われるが、これは出生率、生残率、人口移動率に関する仮定が必要となる。栃木県において宇都宮一極集中が弱まるのは、宇都宮市以外の市町が上記の仮定値を全国推計よりも大きく設定しているためである。換言すればそれは、これらの市町において人口減少対策に積極的に取り組むとの意思表示とも解釈できる。

13) 組織以外の対象者は、那須烏山市まちづくり課に紹介していただいた。

14) この情報発信に対しては、対象者氏名や具体的な活動などの公表について承諾を得ている。その際に個々の事例を詳報したい。

15) SNS（instagram、twitter、facebook）と学内に設置したWebサイト（<http://club.uccl.teikyo-u.ac.jp/~nasukara.teikyo/>）にて、情報を掲載している。

ライフデザインの特徴を紹介したい。

住み続けている方たちは、地域との関係性の中で住み続けることを選択している。「家の農業を継ぐ」「地域の文化に関わる」ことが人生の大きな柱に位置づけられている。こうした地域との関係性は、地域のしがらみとして悪影響を及

ぼす可能性もあるが、かれらは、仕事への生きがいや自らの趣味の時間を見いだすことで回避している。地域に埋め込まれているかのような人生の中に、自らのライフデザインを持つことが、地方暮らしにおいて重要なことであると考えられる。



図5 紙面媒体の作成途中の様子



なすから帝京 — nasukara.teikyo
なすから帝京とは これまでの活動 ゼミ活動のきっかけ リンク集

12/7, インタビューその8



一連のインタビューの最後です。
今回は稲垣の方にお話を伺いました。ライフデザインに大きく関わる子育て支援をしていらっしゃる、NPO法人野うさぎくらぶさんに話をいただきました。
立ち上げの経緯から、現在の活動内容、これからの見通しなど、いろんなことを拝聴できました。

図6 Web媒体での情報発信の例

新たに住み始めた方たちは、自分らしい生き方を表現するために、この場所を選択している。2家族とも那須烏山市に積極的な必然性を感じて選択したわけではないが、なにかしらの縁を得ていることが特筆すべき点であろう。移住するためには仕事の確保が重要なポイントであるが、2家族とも市内で新規就労してはいない。前住地での仕事を継続したり、場所に縛られないWebを介した販売チャネルをもっていたりする。この存在が、雇用の少ない地域への移住を可能にしているようだ。こうした生活基盤があるが故に、かれらにとって真に重要だと思えること、すなわち人生の価値を最大化するためにここで生活をしている。

住んでいないが地域との関係を保ち続けている方は、2人とも市内に生まれ、10歳代後半に、自分の夢を追い東京へ出て行った。その夢と今の仕事は深く関わり、現在の生活基盤は東京にある。その点において、那須烏山を離れることは必然であったといえよう。それでも、かれらは地域との関係を現時点で持っている。1人は家族の事情により2ヶ月に一度は戻り、1人は自らの活動をするため週末ごとに戻ってくる。地元を離れても、地域との交流が存在していることは、同地に関わる人々のライフデザインとして特徴的なものかもしれない。なお、家族を中心とした地域とのつながりは、両親との別離をきっかけに失われてしまうこともその可能性を否定できない。取材した2人は地域との結びつきを自ら創出しているが、そうではない人も中にはいるだろう。那須烏山を離れた人と地域のつながりが絶えないよう、交流に結びつく取り

組みがあってもよいと思う。

NPO法人「野うさぎくらぶ」は、子育て支援に関わる地域団体である。元々、代表者の世代の子育て期の悩みの実体験から2004年に始まった活動で、現在では市から放課後児童クラブの運営を受託している。親同士のつながりが生まれ、さらには地域のつながりが広がることで、子育てをキーワードにしたまちづくりに寄与している。他方、株式会社荒川建設は、事業期間や天候に左右される、残業や休日出勤が多い、従業者が男性に大きく偏るといった、子育て支援や働き方改革が最も推進しづらいと思われる建設業界にありながら、働き方改革に取り込んでいる。たとえば、完全週休2日の制度を取り入れ、子育て期の短時間勤務制度を開始した。こうした取組によって同社は若手の人材獲得につなげたい意向だ。また、栃木県が実施する「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」¹⁶⁾への参加からも、荒川建設の取り組みの積極性を読み取ることができる。こうした取り組みが市内の他事業者にも波及していき、地域全体として子育て支援や働き方改革に積極的となっていくことが求められる。

最後に、取材した個人のライフデザインを①子育てと仕事の両立、②就業・生活環境、③地域愛の3つの軸で整理しておく¹⁷⁾。

①子育てと仕事の両立は、人によって評価がわかれるだろう。それでも子育てと仕事の両立をサポートする組織も成長の途上にあるため、将来性はあると考えられる。他方、②就業・生活環境は、那須烏山で完結できないと思われる。周辺地域や東京との補完的な関係性の中

16) これは、「従業員の仕事と家庭の両立」と「女性の活躍」を応援したい企業や事業者がこれから取り組もうとする内容を宣言したものである。栃木県は2007年度からこの事業を実施しており、2020年9月23日時点で県内708の宣言事例が栃木県のWebサイト上で公開されている（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/roudou/sennngennjirei.html>, 2021年1月14日最終アクセス）。

17) 先ほどまで個人のライフデザインの多様性を重視してきたが、これは個々の人生に対する最大限の尊重として大変重要である。他方で、こうした観点を政策へとフィードバックする際には、何らかのまとまりが必要となってくる。そこで、先述したライフデザインの要素に注目する。

で、それぞれの人の追い求める幸せがあるからだ。これに関連して③地域愛は、那須烏山に生まれたかどうかにかかわらず、地域との関わりの中で各人が有している。

5. まとめ

本報告では、栃木県那須烏山市を事例地として、マクロな視点から人口動態の長期的なトレンドを、ミクロな視点から同地に関係する人々のライフデザインを考察した。

人口減少が続く那須烏山市においても、多様なライフデザインを持つ人々が暮らしている。こうした人生のあり様を那須烏山の魅力としてとらえることができる。長期的な人口減少に少しでもあらがうという視点に立てば、地域の外にいる多くの人々にこうした魅力を伝え、那須烏山の関係人口を増やしていくことが肝要である。我々の活動もその一助になればと願うが、情報発信としての紙面媒体は未完成であるため、その効果検証などは今後の課題としたい。

謝 辞

ゼミ活動と調査を快く受け入れてくださった那須烏山市の方々のおかげです。特に個別にインタビューを受けていただいた方々には大変お世話に

なりました。また、初めてオンラインで実施した地域経済学科のゼミ合同発表会においては、議論を深める有意義な質問・コメントをいただきました。加えて、栃木県総合政策部総合政策課より大学地域連携活動支援事業補助金の助成をいただきました。みなさま、ご協力をありがとうございました。

参考文献

- 柴田悠 (2017) 『子育て支援と経済成長』朝日新聞出版。
- 大学コンソーシアムとちぎ・学生&企業研究発表会実行委員会 (2021) 『2020年度大学コンソーシアムとちぎ 研究発表要旨集』
https://www.tochigi-satellite.jp/ebook_2021/
(最終アクセス: 2021年2月28日)。
- 谷謙二 (2008) 「1920年から2005年にかけての都道府県ごとの年齢構造の変化とその類型化－コーホートごとの人口分布変動－」、『埼玉大学教育学部地理学研究報告』第28巻、pp.1-24。
- 中山徹 (2016) 『人口減少と地域の再編－地方創生・連携中枢都市圏・コンパクトシティ－』自治体研究社。
- 藤山浩 (2015) 『田園回帰1%戦略－地元にと仕事を取り戻す－』農山漁村文化協会。

私たちの暮らしとベーシックインカムについて

宋 宇^{*1}・宋ゼミナール²

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1. はじめに | 3. ベーシックインカムよりベーシックサービス |
| 2. ベーシックインカムとその歴史 | 3.1. 私たちの暮らしに必要なベーシックサービス |
| 2.1. ベーシックインカムとは | 3.2. ベーシックインカムの問題点 |
| 2.2. ベーシックインカムの概史 | 4. おわりに |

要 旨

本稿は、例年の地域経済学科のゼミ合同発表会に向けての活動内容のまとめとは異なり、2020年度2年、3年宋ゼミのもう1つの研究テーマであったベーシックインカムについての学習成果をまとめたものである。2020年4月、新型コロナウイルスの緊急経済対策として、日本は2020年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者（厳密に言うと、「国民」と違う）に一律10万円の特別定額給付金の支給を閣議決定した。これまでの所得制限や対象限定といった選別主義の考えから離れ、無条件に一律の現金給付という普遍主義の考えに踏み込んだことになる。このような動きから、世間ではベーシックインカムの導入に関して、一気に関心が寄せられた。ゼミ生は「ベーシックインカムが導入される場合、私たちの暮らしは何か、どれほど変わるのか」について強い関心をもち、当該テーマに関する研究サーベイを始めた。調査した結果、確かにベーシックインカムは生活に必要な現金を政府が無条件に定期的に給付するといった貧困の撲滅や働き方改革の改善にメリットがある。しかし、その導入に伴って自己責任論がさらに浸透し、社会保障関係の給付に切り下げられることが懸念される。したがって、私たちの暮らしはベーシックインカムより、ベーシックサービスのほうが必要とし、その充実によって暮らしの質も変わるという結論を導いた。

キーワード：ベーシックサービス（BS） ベーシックインカム（BI） 対人社会サービス 財源 租税

1. はじめに

2020年度の宋ゼミは新型コロナウイルスの影響で、ゼミ合同合宿を諦めざるを得なかった

が、コロナ禍でも学びや思考を停止せず、ゼミ活動を行う心構えで進行了。2年、3年の合同ゼミに挑戦し、恒例の輪読に高大連携のプログラムを加え、地域のラジオ番組・ミヤラジに

^{*1} 帝京大学経済学部地域経済学科講師

² この報告論文の作業に関わったゼミ生：星野輝、吉成栞里【2年ゼミ長】、趙志浩、山田滯矢、近江駿太【3年ゼミ長】、加賀修也、落合輝、豊野谷一諒（作業の貢献度順）

出演し、図書館見学における研究サーベイの方法なども学習した。ゼミ生にとって、後期の高大連携プログラムや図書館見学のほうが関心の強い活動であるかもしれないが、指導教員としての教育の観点から、伝統的なゼミ形式である輪読に強くこだわりたいと思った。

近年、「輪読とは何か」から説明し始めないとないように、元来のゼミ形式が希薄になっているように感じられる。その代わりに、校外授業、調査、施設見学といった体験型のゼミの形が多く見受けられる。学生は落ち着いて読書せず、専門書を読み解く能力が衰えていくという現象は、教育者として個人的に危機感を強く抱いている。大学は学問を学ぶ場であり、ゼミは大学ならではの授業形式で、輪読を通じて難しい専門書をゼミメンバー全員で解いていき、解釈研究をすることが欠かせないのではないだろうか。そのうえで、必要に応じて実態調査やボランティア活動などのような体験型の形式を取り組めばよいと考えられる。つまり、輪読なしでの体験型は果たしてどのくらい学習効果があるのか、個人的に疑問に思うところが多い。

そこで、今年度は三木義一氏の『日本の税金(第3版)』と井手英策氏の『いまこそ税と社会保障の話をしよう』の2冊を輪読した。当初、日本の税金についての輪読は、内容の理解に難航しており、教員側からの説明が多かった。しかし、後半の社会保障を加えた輪読内容からは、ゼミ生らは「ベーシックインカムについてもっと知りたい」と能動的に考えるようになった。これが本稿のタイトルの由来でもある。

2. ベーシックインカムとその歴史

2.1. ベーシックインカムとは

ベーシックインカムについて、定められてい

る定義はないが、一般的に以下のように認識されている。

ベーシックインカムとは、政府が国民の最低限の生活を保障するために、定期的に無条件に現金を給付する基礎所得のことを指す。そして、給付される基礎所得に対して、課税しない仕組みとなっている。ここでの無条件とは、労働意欲の有無、所得や財産の多寡、家族構成や同居人、居住地などに関係なく、すべての人に給付することを指す、普遍主義的な考えである。英語のBasic IncomeからBIと略される場合が多い。

実際には、ベーシックインカムに関する議論は200年余りに遡ることができる。アイルランド政府が2002年に出した「ベーシックインカム白書」(山森2009: 21-23)において、その定義について、明白かつ簡潔に書かれており、以下、その内容を紹介したい。

- ・個人に対して、どのような状況に置かれているかに関わりなく無条件に給付される。
- ・ベーシックインカム給付は課税されず、それ以外の所得はすべて課税される。
- ・給付水準は尊厳をもって生きること、生活上の真の選択を行使することを保障するものであることが望ましい。その水準は貧困線と同じかそれ以上として表すことができるかもしれないし、「適切な」生活保護基準と同等、あるいは平均賃金の何割、といった表現となるかもしれない。

上記の定義に加え、同白書では、ベーシックインカムの特徴についてもいくつかの給付条件が挙げられている。①現物給付ではなく¹⁾、現金給付である。②毎月ないし毎週といった定期的な支払とする。③国または地方自治体によって支払われる。④世帯や世帯主に給付するのではなく、個人に支払われる。⑤資力調査なしに支

1) 金ではなく、サービスとして政府が供給することを指す。例えば、義務教育や介護サービスなどが挙げられる。

払われる。それゆえに一連の行政管理やそれにかかる行政費用、既存する労働へのインセンティブを阻害する要因がなくなる。⑥稼働能力調査なしに支払われる。

このようなベーシックインカムについての議論、またはその試みは現今ではわずかしかない。一方日本では、それに関する議論が欧米と比べてはるかに遅れている。ところが、新型コロナウイルス対策の一貫としての一律10万円の特別定額給付金がベーシックインカムの議論を浮上させたと言える。

国民民主党の玉木雄一郎代表は『週刊エコノミスト』のインタビューを受け、「2020年3月上旬から一律10万円の定額給付金を提案した。所得制限のある給付金は社会の分断を生んでしまう」と述べた。そして、公明党の斉藤鉄夫幹事長は、「当初は一定程度所得が減った個人、全体の7から8割を対象とする考えだった。だが、政府は世帯単位でおおむね2割を対象に、30万円を給付する方針を打ち出し、国民から猛反発を受けた。国民生活が日に日に厳しくなる中で、もうこれは一律給付しかないと、首相に提案した」と話した。

上記の証言から読み取れるように、これまでの給付金は景気対策としての意味合いが強く、おそらく当初、所得制限を設けようとした際に、まだその考えが強かった。しかし、結果的に10万円の定額給付金はこれまでの景気対策とは異なり、生存権を保障する憲法の第25条に近い形で行われた。その意味で、10万円の定額給付金はベーシックインカムに近い給付と言える。

そして、一律10万円給付は日本における普遍主義的な政策の試金石ともなった。所得制限を設けず、すべての人を受益者にするという普遍主義的な政策の強さが伝えられ、多くの国民から支持が得られた。実際に、一時的に大型電気商品などへの消費効果が見られ、メディアはそ

の消費行動を報道し、政府はその効果をアピールした。

2.2. ベーシックインカムの概史

そもそもベーシックインカムの考え、またはその議論はいつから始まったのか。この節では、簡単にベーシックインカムの歴史概要をまとめたい。

前述したように、ベーシックインカムの歴史は200年ほどの長さがある。起源は18世紀のイングランドである。イングランドの地方都市で学校長をしていたトマス・スペンスは私有化した土地について、地主から地代を徴収し、コミュニティの出費を賄うと同時に、余りが全住民に平等に配る、と提案した。これは文書として残され、1797年に出版されたパンフレット『幼児の権利』の中に記録されている。これがまさにベーシックインカムの考えの始まりと言われている。

しかし、現在使われているベーシックインカムに近い概念を最初に用いたのは、1953年のオランダの経済学者、ヤン・ティンバーゲンだと言われている。その後、彼の議論が引き継がれることはなかった。1984年に、ロンドンで国際的な研究学会として Basic Income Research Group が結成され、2年ごとに Basic Income Earth Network (BIEN) という会議が開催されるようになった。そして、1992年、学会のグループ名を Citizen's Income Research Group と改称した（伊藤2011：111）。これがベーシックインカムの議論を国際的に広げるきっかけとなった。

ところで、近年、ベーシックインカムについての関心の背後には、AI という人工知能の技術の発達によるものがある。AI の普及により、今後多くの労働者が職に就けないことや、十分な収入が得られない事態が発生することが予想され、既存の社会保障制度は機能不全に陥る可能性が高いと推測される。したがって、社会保険

制度では支援されない弱者が増え、そこで生活保護のような公的扶助の対象者の増加につながるものが想定され、結果としてあらゆる者を漏れなく救済する制度の設計が必要と考えられるようになった。

実際に、試験的にベーシックインカムを制度化した国もある。フィンランドでは、2017年1月から2年間、失業者2,000人に対して月に560ユーロ（約6万8,000円）を給付する社会的な実験が行われた（井上2020）。2019年2月、フィンランド政府は実験の暫定結果を公表した。まず、雇用への影響に関して、給付対象者は統計上、非給付者と比べ、雇用の変化は見られなかった。次に、健康状態やストレスについての自己評価は、給付対象者が56%の肯定評価に対し、非給付者は46%しかなかった。さらに、他者への信頼、法制度の信頼、政治家への信頼などについての調査では、いずれも給付者のほうが非給付者より評価ポイントが高かった（山森2019）。これらを踏まえ、ベーシックインカムの導入により、主観的な幸福度に効果があったとフィンランド政府は結論づけた。

このように、生活に必要な現金を政府が一律に、そして定期的かつ無条件に給付するベーシックインカムは、確かに貧困対策、または働き方の改善に効果があるように見える。しかしながら、今現在、日本で行われているベーシックインカムの議論においては、ある落とし穴に進む懸念があり、それは検討すべき問題点でもあると思われる。次章から、私たちの暮らしに最も必要なベーシックサービス（Basic Service、「BS」と略される）を交えながら、その危険性を提起するうえで、ベーシックインカムの問題点をまとめたい。

3. ベーシックインカムより

ベーシックサービスを

3.1. 私たちの暮らしに必要なベーシックサービス

一見すると、ベーシックインカムの議論は専らメリットが強調されている。しかし、今現在、日本で議論されているベーシックインカムには、論者によってその定義と前提が異なり、落とし穴に陥る可能性が高いことに留意すべきである。まず危惧されるのは、自己責任論の正当化と誰もが必要とする「対人社会サービス」の市場化である。

図1は現状のまま、日本でベーシックインカムが導入される場合の「落とし穴」と、もしベーシックインカムではなく、ベーシックサービスが充実する場合との違いを示している。私たちの暮らしには、誰もが必ず必要とするモノがある。「誰もが」というのは、所得の多寡と関係なく、人間である以上を意味する。そして、「必ず必要とするモノ」を財政上では、「ニーズ」と呼ばれている。例えば、図1の例である教育、医療、年金、介護、福祉などといった対人社会サービスが挙げられる。既に社会人になっている場合は教育が不要と言うかもしれないが、一生無病で元気に働き、誰の助けも必要なく、最後まですべてを自分で賄うと断言できる人はいらるだろうか。答えは当然、ノーである。だからこそ、人は将来に備えるために必死に貯め込み、その代わりに今現在、必要とするものを最小限にしている。

一例を挙げると、1人の子どもの大学の学費を備えるためだけで、毎月10万円貯蓄し、それも10年から15年がかかる。しかし、これはあくまでも「私たちの財布」に余裕があって、貯蓄に回せる場合のみである。政府は教育への公的支出が少なくなると、多くの教育支出は家庭が

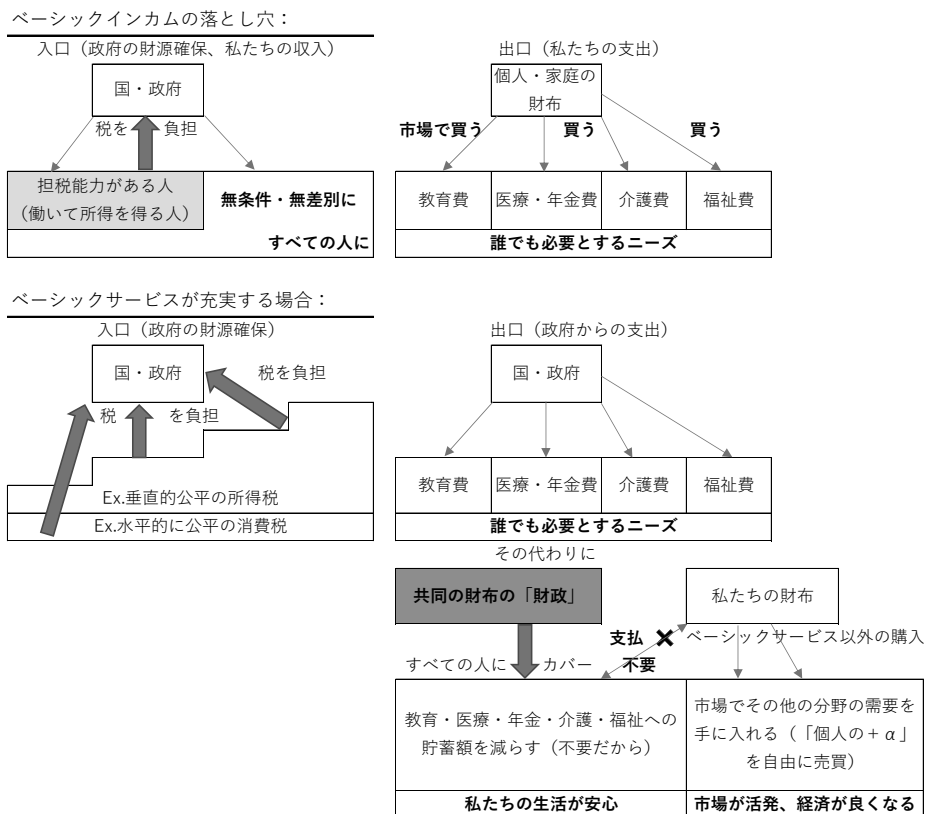


図1 ベーシックインカムとベーシックサービスの充実さの違い

（出所）第1筆者が作成

担うようになる²⁾。そして、教育は家庭の責任だと思わせる自己責任論が既に日本社会に存在している。しかし、教育をはじめとする対人社会サービスの市場任せ、個人任せには限界があり、結果的に様々な格差問題も生まれる。

したがって、図1のように、ベーシックサービスを国・政府でカバーし、国民の皆から出している租税でそれを賄う必要がある。皆のために、また皆が必要としているニーズに使われる。いわゆる、「皆が皆のために」という仕組みづくりが必要である。そうすると、将来のために個人の貯蓄がなくても、安心して暮らせる

ので、得られている所得を今現在の生活に使い、生活の余裕が出てくる。

一方、ベーシックインカムの場合、すべての人に最低限の生活費をカバーするという意味で、一種の社会保障の充実だと感じ取れるが、ベーシックインカムでカバーされる分、あらゆるニーズに関しては「私たちの財布」で解決すればというような風潮になりかねない。政府は現金で基礎所得を給付しているので、教育をはじめとする対人社会サービスの現物給付が不要と設定することができる。そこで、対人社会サービスのニーズは個人の需要とみなされ、

2) 宋（2018）を参照されたい。

ベーシックインカムを基礎所得をもって市場で購入しようと押し付けられる。換言すれば、自己責任論の浸透である。

さらに言うと、ベーシックインカムはあくまでも最低限の生活保障なので、私たちの暮らしは図1の対人社会サービスを含め、月いくらを必要とするのか、考慮されない。前例の10万円給付金ですべてが賄われるはずはない。結局、私たちの暮らしが変わることはなく、むしろ「担税能力がある人」以外、ベーシックインカムの基礎所得のみで生活せざるを得ない人が増えると考えられる。

3.2. ベーシックインカムの問題点

前節では、図1を用いてベーシックインカムの導入による自己責任論の正当化と対人社会サービスの市場化という2点を論じた。実は、ベーシックインカムの論点はこの2点だけではない。その他に警戒論としては、以下の4つの主要な論点に要約することができる。

第1に、何よりも社会保障給付の切り下げが懸念される。この論点は前節の記述とも関連するが、ベーシックインカムによって、これまで社会保障でカバーしている現物給付のみならず、現金給付まで引き下げられたり、合算して据え置かれたりするので、所得格差の是正機能としての再分配政策が機能しなくなる。

第2に、ベーシックインカムの現金給付の財源確保が難しい問題である。例えば、今回の10万円給付金の場合、それを賄うための財政出動は13兆円かかった。この基準で毎月のベーシックインカムを給付する場合、年間150兆円の財政予算を確保する必要がある。周知のように、日本の債務残高は既に対GDP比250%超ほどあり、深刻な財政赤字を抱えている。現行の財政状況では、到底その財源確保ができなく、実施すると財政破綻になる。

加えて、ベーシックサービスが必要とされる

財源の角度も検討してみよう。今回の1人10万円給付、合計13兆円の財源は、幼保無償化14年分、大学無償化5、6年分の必要財源と等しい。そして、13兆円を1ヵ月分とする場合、生活保護費から医療費・介護費などを除いた生活扶助と住宅扶助費は、年間約1.8兆円であり、月割で計算すると、約1,500億円である。今回の13兆円の2%にも満たないのである。つまり、ベーシックインカムと比べ、ベーシックサービスのほうが日本の「共同の財布である財政」の現状に相応しく、実現の可能性が高いのである。

第3に、ベーシックインカムによるインフレの恐れがある。ベーシックインカムによる財政出動が拡大し、一国の供給力が一定とすれば、需要だけが増大してしまうので、需要と供給の原理が働き、短期的なインフレになる。この場合、結局低所得者の負担を増加させ、本来、すべての人に最低限の生活保障から出発した点のベーシックインカム自体も無意味になる。

第4に、ベーシックインカムの給付があっても、一部の人の暮らしは変わらない。例えば、アルコール依存症やギャンブル依存症の問題を抱えている人は、結局ベーシックインカムの金額をそれらの分野に使い切ってしまう、生活の質の改善や最も抱えている問題の解決にならないのである。しかし他方で、それらの問題を抱えている人に、ソーシャルワーカーが付き添い、なぜ依存症になってしまったのかといった根本的な問題点を引き出し、失業による問題であれば、再就職できるように情報提供や職業訓練に導くといった積極的な労働政策を含む対人社会サービスを行えば、その人の生活は間違いなく変わる。要するに、私たちの暮らしの質向上のために、現金で解決できる部分は限りがあり、サービスが充実されると、現金より何倍の効果もあることになる。

4. おわりに

2020年度の地域経済学科におけるゼミ合同発表会は新型コロナウイルスの影響を受け、大学の学内LMSを通じたオンライン形式で行うことになった。本ゼミはオンライン形式の学科ゼミ合同発表に参加し、「宋ゼミにおける1年間の合同活動の紹介」というテーマでオンデマンド形式を用いて動画配信した。コロナ禍でキャンパスでの学習が制限され、合宿もできなく、それでも本ゼミはこの1年間に様々な活動が行った。学科のゼミ合同発表会に関する発表テーマは、ゼミ生から多種多様な提案が出され、絞り込みが難しい程であった。本稿は、あくまでもゼミ合同発表会で詳細な説明ができなかったベーシックインカムについて、学生の発表や討論、レポートを基に学習成果を指導教員がまとめたものである。

本稿の題名はゼミ生らが自主的に考え付いたものである。それはベーシックインカムの導入により、私たちの暮らしはどうなるのか、良くなるのかという問題への関心であった。この問いかけについて、ゼミ生らはそれを解答することを試みた。既に述べたように、私たちの暮らしはベーシックインカムより、むしろベーシックサービスの充実のほうが緊要である。そして、そのベーシックサービスを充実させるための財源として、租税がある。「痛みの分かち合い、助け合い」の租税システムは決して担税者が取られるばかりではないということの理解が改めて

深められた。担税者のゼミ生らにとっても学習の大きな成果であった、と思われる。これは、指導教員としてもゼミ活動による得難い充実感であると言えよう。

文 献

<論文・書籍>

伊藤誠 (2011)「ベーシックインカムの思想と理論」『日本學士院紀要』第65巻2号、pp.109-135。

宋宇 (2018)「歳出削減に特化した財政再建政策元での教育関係費」『経済学研究』帝京大学経済学会、第52巻第1号（通巻81号）pp.61-72。

山森亮 (2009)『ベーシックインカム入門』光文社。

<資料>

井上智洋 (2020)「変わる社会保障 ベーシックインカム導入を主要国が検討する「必然性」」<https://weekly-economist.mainichi.jp/articles/20200526/se1/00m/020/027000c> (2020年12月8日アクセス)。

山森亮 (2019)「フィンランド政府が2年間ベーシックインカム給付をして分かったこと」<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/64706> (2020年12月19日アクセス)。

「特集ベーシックインカム入門」『週刊エコノミスト』第98巻第28号、通巻4659号、(2020年7月21日) 毎日新聞出版、pp.18-40。

新型コロナウイルス問題下での 学生による観光地支援の実践報告

―栃木県足利市での SNS を活用した観光プロモーション―

五 艘 みどり

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1. 調査の背景と目的・内容と体制 | 3. 若者の足利観光促進についてのアンケート調査（2020年8月5日～9月29日） |
| 2. 視察調査および事業者ヒアリングの結果 | 4. 足利市における観光促進の課題 |
| 2.1. 視察調査（2020年6月25日） | 5. Instagram・アカウント「ashikaga_stroll」の運営と情報発信の効果分析 |
| 2.2. 観光事業者・団体へのヒアリング調査（2020年7月9日・16日） | 6. アフターコロナに向けた効果的な情報発信方法の提案 |

要 旨

本論は、新型コロナウイルス問題下で厳しい局面にある足利市の観光地支援として、「新しいライフスタイル」のなかで大学生が活動可能である SNS を活用して情報発信を行い、足利のアフターコロナに向けた効果的な情報発信のあり方を提案したプロジェクトの活動報告である。五艘ゼミ3年生12名によって、足利市での視察調査や事業者ヒアリングを行い、若者へのアンケート調査を通して、足利の観光における課題を整理した。その上で、Instagram を通した情報発信と効果分析を実施し、若者への SNS を活用した際の効果的な情報発信方法について提案した。なお、プロジェクトは栃木県の大学地域連携活動支援事業の補助の採択を受けて実施した。プロジェクトでは、認知度の低い観光資源が若者向けに情報発信されたのみでなく、学生の取り組みの地域への認識にも繋がり、学生自身も地域の方々との関わりから多様な学びを得る機会となった。

キーワード：足利市 新型コロナウイルス 若者 Instagram SNS 観光地支援

1. 調査の背景と目的・内容と体制

足利市は、足利尊氏で知られる足利氏の発祥の地であり、日本最古の学校である足利学校な

ど歴史的資源を活用した観光振興を促進し、近年では映画やドラマの舞台に取り上げられ、ロケ地観光の可能性も高まっている。また、市最多の観光客数を誇るあしかがフラワーパーク

は、海外旅行者からの人気を集め、近年は地域の観光客数が総じて増加傾向にあった。しかしながら、2020年1月以降、日本が新型コロナウイルス問題にさらされると、足利市の観光客数は激減し観光事業者や飲食事業者は厳しい経営状況に直面した。本プロジェクトは、新型コロナウイルス問題下で厳しい局面にある足利市の観光を支援するため、「新しいライフスタイル」のなか大学生が活動可能であるSNSを活用して情報発信を行い、足利のアフターコロナに向けた効果的な情報発信のあり方を提案することを目的としている。具体的に、本プロジェクトでは、①足利市の視察調査、②足利市内の事業者ヒアリング調査、③若者へのインターネット・アンケート調査を実施し、④足利の観光における課題を整理した上で、⑤Instagram（インスタグラム）を通じた情報発信とその分析を行い、⑥アフターコロナに向けた効果的な情報発信方法の提案を行った。なお、新型コロナウイルス感染予防対策として、マスク装着、定期的な除菌、移動の密を避け3名程度のグループに分かれ、混雑しない時間帯に調査を実施した。また調査対象の感染防止対策にも注目した。活動メンバーの議論は、オンライン会議ツールであるZoomを活用して実施した。

2. 視察調査および事業者ヒアリングの結果

2.1. 視察調査（2020年6月25日）

足利市内の視察調査をゼミ生10名で実施した。視察先は、あしかがフラワーパーク、足利学校、^{ほんなじ}鑓阿寺、石畳通り、織姫神社など中心部を対象とした。調査を終えた学生からは、足利市には歴史的資源や自然資源が複数存在するものの、それぞれの認知度が低いことが指摘された。また、それら観光資源としての資源も栃木県内の日光や那須と比較すると印象が弱いため、歴史的町並みや伝統的な文化体験など、複

数の資源をうまく組み合わせて観光促進することが必要であるという意見が出た。

2.2. 観光事業者・団体へのヒアリング調査（2020年7月9日・16日）

新型コロナウイルス問題で現地調査に制約があるなか、足利市役所の紹介から、足利観光協会と市内ゲストハウスへヒアリング調査を実施することが可能となった。足利観光協会では、近年の観光客層がシニア中心で偏りがあることがわかった。また、近年は夜間観光や早朝観光に力を入れ、今後は足利氏の発祥地という歴史の町のアピールの強化に力を入れたいとのこと、地域資源の多面的活用に関心している現状が理解された。市内ゲストハウスは、コロナ禍で休業中にもかかわらず、経営者が快くインタビューに応じてくれた。建物が明治時代の建築物を活用した古民家であることから、新たな観光拠点としての可能性があると考えられた。また、ゲストハウスの経営者は、来訪者の町歩き促進のためにあえて食事を出さないサービスにするなど、まちづくりに高い熱意を持っていることがわかった。

3. 若者の足利観光促進についてのアンケート調査（2020年8月5日－9月29日）

若者における足利観光のニーズを明らかにするため、20歳代を中心とした若者へGoogleフォームを用いたインターネット・アンケート調査を実施し、178の有効サンプルを得た。質問項目は10問と少なくし、若者が簡単に答えやすい設計とした。設問は、若者のコロナ禍での旅行意欲、足利市の観光のイメージ、よく利用する観光情報源、今後の足利での観光に求める機能など10問とした。図1は新型コロナウイルスのもとで希望する旅行形態について示しており、「近場の国内宿泊旅行がしたい」（45.9%）が

最多で、「近場の日帰り旅行がしたい」(30.0%)も多い傾向となった。若者は新型コロナウイルス問題下でも旅行への意欲が依然高い傾向にあることがわかった。図2は、若者が今後の足利市に求める観光の機能について示しており、「おしゃれなカフェやレストラン」(40.0%)、「写真映えスポット」(37.6%)へのニーズが最も高い傾向となった。図3は観光情報収集に使用するツールを聞いたものである。SNS ツールのInstagram が、使用の多い観光情報源であることがわかった。また、ガイドブックや観光パンフレットなど既存の情報媒体も一定の利用があることがわかった。

インターネット・アンケート調査から、新型コロナウイルス問題下でも若者の旅行意欲は高く、大都市圏に近い足利へは若者を誘客することが可能であり、既存の歴史的資源に加え、若者が求める体験プログラムや飲食施設などの情報について、SNS への写真投稿に工夫を重ねながら情報発信することが重要と考えられる。

4. 足利市における観光促進の課題

これまでの視察調査、事業者ヒアリング、インターネット・アンケート調査結果から明らかになった、足利市における観光促進の課題とし

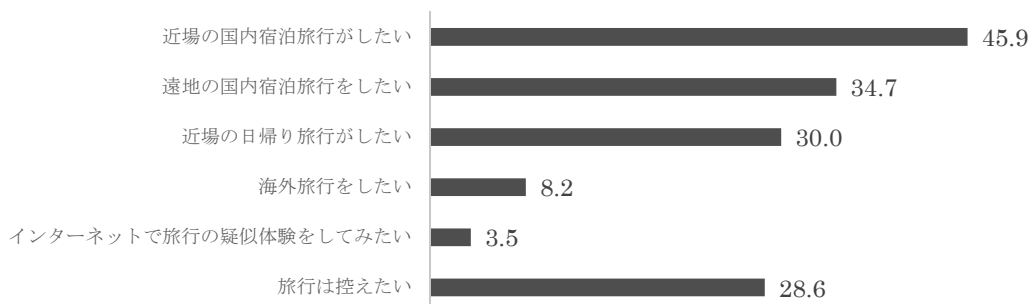


図1 新型コロナウイルスのもとで希望する旅行形態 (n=178、複数回答、単位：%)

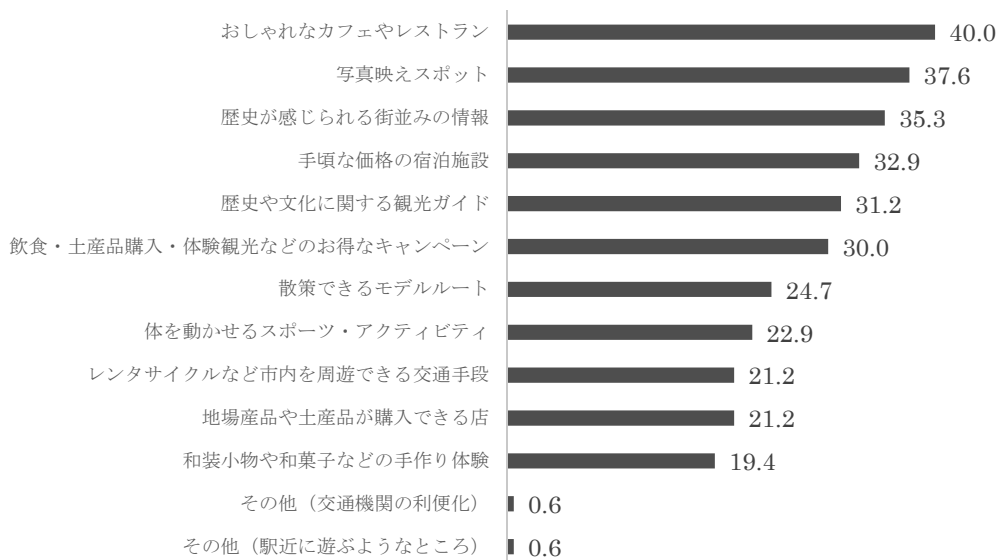


図2 若者が今後の足利市に求める観光の機能 (n=178、単位：%、複数回答)

て主に3点が指摘できる。

第1に、足利市の観光資源に対する若者の認知度は低いため、若者のニーズに合わせた観光資源を抽出し、SNSを活用して情報発信することが重要である。第2点目に、SNSによる観光情報発信では、「写真映え」を意識して投稿に工夫を重ねることが必要で、観光資源も既存の「自然」や「食」に加えて「おしゃれなカフェやレストラン」「歴史的町並みの情報」など体験の要素を発信することが重要である。第3に、若者への観光情報発信には紙媒体であるパンフレットも有効であり、SNSと並行した活用が望ましいと考えられる。つまり、足利市の観光資源は総じて認知度が低いことから、ターゲットを明確にした情報発信が必要であり、潜在的観光客としての若者へは、SNSを活用して、体験や飲食を若者のニーズに寄せて発信することが重要であると言える。これらの課題を受けて、本プロジェクトでは、足利市において主に潜在的観光客である若者に向けて、Instagramやパンフレットを活用した若者向けの情報発信の実施を開始することとした。

5. Instagram・アカウント「ashikaga_stroll」の運営と情報発信の効果分析

2020年10月1日から2021年1月1日にかけて写真投稿系のSNSツールであるInstagramを活用し、足利市の観光情報を発信する「ashikaga_stroll」の運用を行った。当初は写真投稿は100件程度を想定したが、夏期休暇期間中の学生生活が新型コロナウイルス問題を受けて制限されることとなり、目標投稿数を70件に変更した。2020年12月31日時点の投稿数は64件の投稿となっている。「ashikaga_stroll」の運用を開始して、約2.5ヶ月で累積閲覧数は6,417件、フォロワー数は208名となり、短期間にも関わらず情報発信の役割を十分担っていると考えられる（12月21日現在）。情報発信の結果は、Instagramの専用分析ツールである「インサイト」を活用して、好感度の高い投稿にされる反応である「いいね!」の数をもとに、若者に発信する際のキーコンテンツ、投稿時間、発信の工夫などを分析した。写真投稿は、投稿を重ねるごとに閲覧者の反応を見ながら、撮影方法や投稿タイミングなどに工夫を加えた。

図4は、「ashikaga_stroll」に投稿された写真

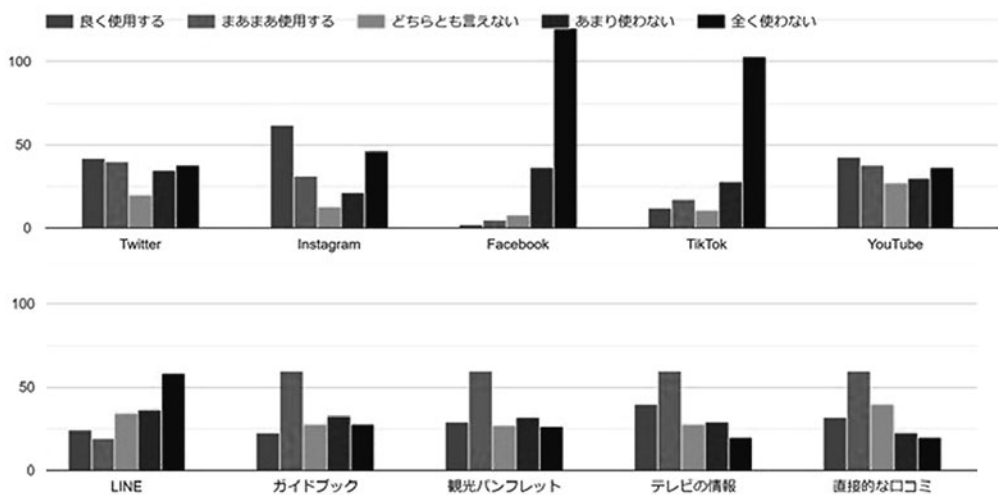


図3 観光情報収集に使用するツール (n=178、単位：人、複数回答)

の一部と「いいね！」の数、および Instagram 発信の例である。左上から右下にかけて「いいね！」が多い順に並んでいる。「いいね！」が多い写真には、着物姿の若者や、歴史的町並み、食べ歩き、カフェ巡りなどが並び、とくにカラフルで「写真映え」する巨大なパフェなど飲食の写真は閲覧数・「いいね！」数ともに高い反応となった。また、紅葉やクリスマス・イルミネーション、地元で人気の定食屋なども高い反応が得られた。若者への観光情報の発信には、既存の観光資源に加え、歴史・文化の体験、飲食情報、季節情報などを、「写真映え」を意識しながら投稿することが重要であることがわかった。

図5は、「ashikaga_stroll」の閲覧数の推移を示している。日ごとの閲覧数には大きな差が発

生している。11月の3連休には紅葉や織姫神社の夜間イベントについての投稿を間際に実施したことから、高い閲覧数となった。また、12月8-10日にかけての閲覧数の増加は、あしががフラワーパークのクリスマス・イルミネーションの写真投稿に対する反応が反映されていると考えられる。このように、写真投稿のタイミングが閲覧数に大きな影響を与えることが、「いいね！」数の分析で明らかになった。この他に、曜日別・時間別の閲覧者数も分析したが、閲覧数が多くなる時間帯は18時から21時が最多で、次いで21時から24時となり、夜間の発信が効果的であることがわかった。また曜日別では、土曜の午前は平日と比較して閲覧数が多いことがわかった。



図4 「ashikaga_stroll」に投稿した写真の一部と「いいね！」の数、および Instagram 発信の例

6. アフターコロナに向けた効果的な情報発信方法の提案

足利市におけるアフターコロナに向けた効果的な情報発信として、キーコンテンツ（中心となるテーマや観光資源）、発信の工夫、発信の時間帯、SNS に記載すべきハッシュタグ（Instagram 上の検索キーワード）について、図

6 のように提案を実施し、帝京大学経済学部地域経済学科の合同ゼミ発表会（2020年12月17日動画配信）で発表を実施した。

提案内容は、若者は等身大の人物、着物や歴史的町並みといった文化体験、散策しながらの食べ歩き、「おしゃれなカフェ」や「カラフルなもの」などに反応していることが明らかになり、これらを被写体に合わせた工夫をもって撮影

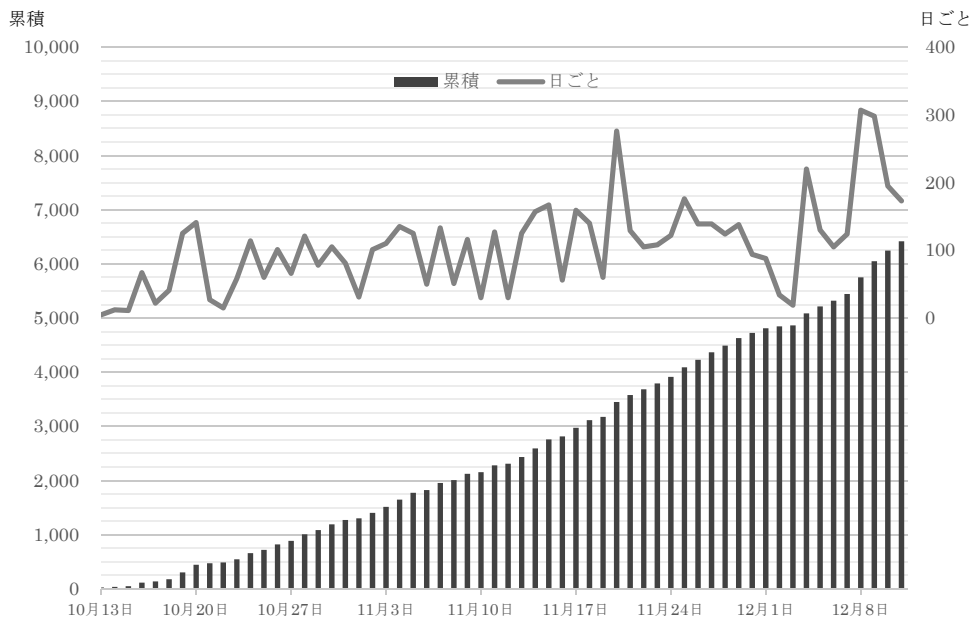


図5 ashikaga_stroll の閲覧数の推移（2020年12月13日現在）



図6 足利市におけるアフターコロナに向けた効果的な情報発信の提案

し、週末の夜間などの閲覧の多い時間を狙って情報発信することが重要とした。また、閲覧数の向上には、認知度の高いハッシュタグの付加も不可欠であるとした。本提案には、今後の活動報告と成果を加えて、栃木県の大学地域連携活動支援事業の最終報告会（2021年2月10日予定）でも発表を実施する予定である。

本プロジェクトでは、認知度の低い観光資源を若者向けに情報発信することができ、それをもとに若者向けの効果的な情報発信方法の提案を行うことができた。また、帝京大学のホームページへの掲載や、地域の新聞取材（渡良瀬通信2020年12月16日掲載）やラジオ出演（ミヤラジオ2020年11月14日出演）を通して、地域住民への周知も図ることができたと考えている。さらに、大学生が活動を通して地域の方々と関わることで、地元の方々の活動や熱意を知るとともに、観光資源の見せ方の工夫を学ぶ機会にも繋がり、学びの機会を多く得たと感じている。新型コロナウイルス問題の下での活動であり、度々活動を中断しながらのプロジェクトの実施であったが、学生の熱意と情報発信技術の活用

により、十分な活動成果を残すことができたと考えている。本プロジェクトは2021年1月31日まで実施され、その間にSNSへ投稿した写真をもとに、若者向けの食べ歩きマップをデジタルマップやパンフレットとして配布予定である。

謝 辞

本プロジェクトにご協力いただいた、足利市産業観光部観光振興課の皆様、取材に応じてくださった地域の皆様に心より感謝いたします。また、本プロジェクトは栃木県の大学地域連携活動支援事業の補助を得て実施しました。

補 注

五艘ゼミ3年生の活動メンバーは、大塚祐大（ゼミ長）、奥川湧太（副ゼミ長）、青柳遥、笠原胡桃、柏倉弘、志賀一迪、チョウコウケン、野口恭彦、橋本龍吾、LIU JUNQIAN、和久智之、和氣啓志、の12名である。また、本論は、2020年度大学コンソーシアムとちぎ研究発表要旨集に掲載予定の原稿の一部を使用して作成した。

静岡県浜松市農業生産法人との 農産物流通に関する連携活動

—宇都宮市内飲食店・小売店への農産物提供・販売を事例として—

林 田 朋 幸^{*1}・林田ゼミナール²

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 2.3. チラシ・POP 広告の作成 |
| 2. 連携活動の内容 | 2.4. プレスリリース原稿の作成 |
| 2.1. 飲食店への浜名湖クレソン提供
支援活動 | 3. まとめ |
| 2.2. 小売店での浜名湖クレソン販売
支援活動 | |

要 旨

本報告は、2020年度の経済学部地域経済学科3年生の林田ゼミにおける取り組みである、農業生産法人新菜園との連携活動について述べる。今回の連携活動では、新菜園のオリジナルブランドである浜名湖クレソンを宇都宮市内の飲食店に提供し小売店で販売することにより、浜名湖クレソンの認知度向上や栃木県内において販売成果を挙げることを目指した。当ゼミでは宇都宮市内の飲食店への浜名湖クレソン提供支援、宇都宮市内の小売店での浜名湖クレソン販売支援、浜名湖クレソンを提供・販売する店内設置用のPOP広告・チラシの作成、栃木県内報道機関へのプレスリリースの原稿作成を行った。今回の連携活動を通して、学生は農業経営や農産物の流通についての理解を深めることや、就職活動や大学卒業後の仕事や地域活動で活かすための経験を得ることができたと思われる。

キーワード：支援活動 農業生産法人 クレソン 宇都宮市 浜松市 飲食店 小売店

1. はじめに

当ゼミのテーマは、「将来的に地域社会を引っ

張る存在として活躍するための考え方を身に付けること」である。学生の主な関心事項として、農業や飲食店の経営、農産物の流通の仕組みや

^{*1} 帝京大学経済学部地域経済学科講師

² 参加学生は学籍番号順に、上田悠貴・小林巧弥・小森花苗・酒井翼人・藤原昇太・栗原大輝・駒津大翔・鈴木理玖・渡辺詩央の3年生9名である。

広告宣伝の手法、栃木県内外の地域振興、が挙げられる。2020年7月、静岡県浜松市の農業生産法人「株式会社新菜園」（以後、新菜園）渥美寿彦代表から新菜園の農業経営の状況や今後の経営計画等について当ゼミで聞き取りを行った際に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自社の主要な農産物であるクレソンの2020年4月の売り上げが前年同比で約12%減少した。自社としては今後、クレソンの売り上げ回復を目指してこれまで以上に浜松市外へ販路を広げる必要があると考えている」という話が出た^{1) 2)}。当ゼミでは新菜園の支援を行うことで、農業経営や農産物の流通・宣伝広告について実践を通して学ぶことができ、結果的に浜松市と宇都宮市の地域振興にもつながるのではないかと考えた。新菜園は以前から大学生との連携活動に関心を持っており、かつ栃木県内の飲食店・小売店への販売実績が無かった。そこで、新菜園と当ゼミで新菜園のオリジナルブランド「浜名湖クレソン」の栃木県内における認知度向上と販売成果を上げることが目標として、連携活動を行うこととなった。

渥美氏は東京都内の大学で農学を専攻し農業メーカーに就職後、2014年に地元の浜松市西区雄踏町で新規就農する際に新菜園を創業した。新菜園は2016年から株式会社となっている。現在、新菜園が生産している作物はクレソン・西

洋ネギ・白ネギ・ハウレンソウである。耕作面積は約1.8ha、ビニールハウスは14棟で、耕作農地は全て浜松市内で借りている。従業員は10名で、そのうち正社員は3名である。

新菜園では創業当初、西洋ネギのみを生産していたが、2015年に取引先からの要望を契機としてクレソンの生産を開始した³⁾。新菜園が栽培するクレソンの特徴としては、天竜川を水源とする農業用水をかけ流した周年での土耕栽培や、浜名湖産牡蠣殻を練りこんだ土・肥料の使用が挙げられる。新菜園が生産しているクレソンは主にサラダ・鍋物用として販売されている。新菜園では2018年から生産しているクレソンを浜名湖クレソンのブランド名で販売している（写真1）⁴⁾。新菜園では主に浜松市内を中心とした静岡県内の小売店でクレソンを販売しており、愛知県・神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県の小売店でもクレソンを販売している。また、新菜園では全国の消費者に向けて浜名湖ク



写真1 浜名湖クレソン（2020年12月12日、筆者撮影）

- 1) 新型コロナウイルスの感染拡大状況や日程的な都合を考慮して、渥美氏への聞き取りはゼミ生の関心に沿って担当教員がWeb会議システムを使用して行い、聞き取りの録音をゼミ生が視聴するという形式を取った。
- 2) 渥美氏と林田ゼミのかかわりは2020年度以前からあり、2018年度と2019年度の林田ゼミでは渥美氏を外部講師として招聘し、新菜園の農業経営等に関する講義を行った。また、2018年度は1年生林田ゼミの3名が新菜園の農場において経営計画や農作業に関する実習を行った。
- 3) 西洋ネギについては渥美氏の祖父と父親もかつて生産しており、渥美氏は父親から引き継ぐ形で西洋ネギの生産を開始した。
- 4) 日本経済新聞「浜名湖クレソン食べて、新菜園、サラダ用に販売、年間を通じ土耕栽培」2018年7月10日。

レソンのインターネット販売も行っている⁵⁾。
現在、新菜園では生産する作物のうちクレソンの売り上げが最も多く、全体の売り上げの約80%を占める。

2. 連携活動の内容

10月15日、当ゼミでは渥美氏を招聘して連携活動に関する打ち合わせを行い、当ゼミでは連携活動において以下の2点に取り組むこととなった（写真2）。1点目は、新菜園が飲食店に食材として浜名湖クレソンを提供する際の支援を行い、店内に浜名湖クレソンの情報が記載されたPOP広告やチラシを設置することで、浜名湖クレソンの認知度向上やインターネット販売の売り上げ増加につなげることである。2点目は、新菜園が栃木県内の小売店で浜名湖クレソンを販売する際の支援を行うことで、栃木県における浜名湖クレソンの販売成果を挙げることである。

ゼミ生が現地へ赴くことができるということや今回の取り組みを宇都宮市の地域振興につなげたいとの思いから、今回の連携活動では宇都宮市内の飲食店・小売店を対象とすることとなった。また、ゼミ生が宣伝広告活動に高い関心を持っていることから、当ゼミでは今回の連携活動について栃木県内の報道機関へのプレスリリースを行うこととなった。

2.1. 飲食店への浜名湖クレソン提供支援活動

新菜園が浜名湖クレソンを提供する飲食店について、当ゼミでは浜名湖クレソンを肉料理の添え物・サラダ・炒め物への使用を想定して鉄



写真2 渥美氏との連携活動に関する打ち合わせの様子（2020年10月15日、筆者撮影）

板焼店を中心として候補を選定した。交渉の結果、宇都宮市内の鉄板焼ステーキ専門店「ステーキ世里花」へ浜名湖クレソンが試験的に提供されることとなった。ステーキ世里花は1982年に創業し、栃木県で唯一の神戸ビーフ指定登録店である⁶⁾。ステーキ世里花では新型コロナウイルス感染拡大により、忘年会等の会食の予約が大幅に減少した等の影響が出ている。ステーキ世里花ではこれまでにクレソンを料理に使用したことはあるが、品質の良いクレソンを安定的に入荷できなかったため、現在は料理にクレソンを使用していない（写真3）。ステーキ世里花が当ゼミの活動に協力することで少しでも地域振興やゼミ生の学びにつながればというオーナーシェフの思いから、当ゼミはステーキ世里花で試験的に料理へ浜名湖クレソンを使用する承諾を得た⁷⁾。

11月20日から11月23日のサラダ・炒め物に使用する浜名湖クレソン300gを新菜園が無料で提供することとなり、当ゼミは浜名湖クレソンの出荷と利用客向けの浜名湖クレソンに関するPOP広告・チラシの準備・撤収作業を行った。

5) 株式会社新菜園 Web サイト「ネットショップ」、<https://www.shinsaien.com/%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%83%E3%83%97/> 2021年1月20日アクセス。

6) ステーキ世里花 Web サイト、<https://steak-serika.com/> 2021年1月20日アクセス。

7) 2020年11月12日、ステーキ世里花オーナーシェフへの聞き取り。



写真3 ステーキ世里花調理の様子 (2020年11月12日、筆者撮影)



写真4 MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店における販売実習の様子 (2020年12月10日、筆者撮影)

また、ステーキ世里花の営業時間等を考慮して、新菜園からステーキ世里花へ使用する浜名湖クレソンを直送するのではなく、学生を中継して浜名湖クレソンが届けられた。

2.2. 小売店での浜名湖クレソン販売支援活動

新菜園が浜名湖クレソンを販売する小売店について、当ゼミでは商品出荷を募集しているスーパーマーケットから候補を選定した。交渉の結果、宇都宮市内の総合ディスカウントストア「MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店」で浜名湖クレソンが販売されることとなった。MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店は青果コーナーがあり地元の農産物も販売されているが、クレソンは常時販売されていない⁸⁾。

今回の浜名湖クレソンの販売は試験的な販売ということもあり、委託販売の形態を取ることとなった。浜名湖クレソンの販売数については運送費用等を考慮して1袋45g入りを110袋、販売期間は鮮度等を考慮して3日間となった。今回の浜名湖クレソンの販売数は、ドン・キホーテで常時クレソンを販売している6店舗の1店

舗あたりの月販売数約80袋より多い。そのため、MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店側から「販売促進のために学生が対面販売をしてはどうか」との提案があり、当ゼミで対面販売を行うこととなった。浜名湖クレソンの価格については新菜園と当ゼミで設定することとなり、渥美氏からは「今回は数量限定の試験販売であること等から200円以下で販売してはどうか」との提案があった⁹⁾。そこで、今回は1袋178円(税抜き)で浜名湖クレソンが販売されることとなった。浜名湖クレソンの配送はMEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店と以前から取引がある流通業者「株式会社エー・トゥー・ビー」を介して行うこととなり、配送の詳細について学生が株式会社エー・トゥー・ビー担当者と調整を行った。

浜名湖クレソンの対面販売は12月10日から12日に行われることとなった。浜名湖クレソンの売り上げは12月10日が約70袋、11日が約40袋で、2日間で110袋となった。そのため、浜名湖クレソンの販売は当初3日間の予定であったが、2日間で販売は終了となった(写真4)。

8) 2020年11月10日、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス担当者とWEB面談。

9) 浜名湖クレソンの小売価格は店舗によって異なり、1袋45gが200円以上で販売されることもある。

2.3. チラシ・POP 広告の作成

浜名湖クレソンを飲食店・小売店へ提供・販売する際の店内用のチラシ・POP 広告の作成については、当ゼミで文章を作成することとなった。チラシ・POP 広告には、浜名湖クレソンの特徴に関する説明や新菜園 Web サイトの QR コードが掲載されることとなった。チラシ・POP 広告のデザインについて、ゼミ内では専門家の助言が必要との意見が出た。そこで、当ゼミでは宇都宮市内にある文星芸術大学デザイン専攻の千葉知司教授にチラシと POP 広告のデザインを依頼した。チラシには浜名湖クレソンのロゴに加え、帝京大学と文星芸術大学のロゴが掲載された（図 1）。

ステーキ世里花では、当ゼミで作成した POP 広告とチラシを設置した（写真 5）。ステーキ世里花オーナーシェフによると、設置された POP 広告とチラシに対して一定の利用客が関心を示し、QR コードをスマートフォンで読み取る利用客もいたとのことであった¹⁰⁾。MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店での浜名湖クレソンの対面販売では当ゼミで作成したチラシを設置し、当ゼミで買い物客へ浜名湖クレソンについて説明する際にチラシを使用した¹¹⁾。

2.4. プレスリリース原稿の作成

プレスリリースについては、飲食店への浜名湖クレソン提供と小売店でのクレソン販売では目的や実施日が異なることから、各活動を実施する約 1 週間前にそれぞれのプレスリリースが行われることとなった。プレスリリースの原稿については、渥美氏が過去に行ったプレスリ



図 1 当ゼミで作成したチラシ



写真 5 ステーキ世里花における POP 広告設置の様子（2020年11月20日、学生撮影）

リースの原稿や、新聞記事として取り上げられ

10) 2020年11月24日、ステーキ世里花オーナーシェフへの聞き取り。

11) 対面販売時の宣伝広告には MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店が作成した浜名湖クレソンの POP 広告やのぼり旗を使用したため、当ゼミで使用した POP 広告は使用しなかった。

ている地域活動の事例を参考にして、当ゼミで作成を行った¹²⁾。プレスリリースは2回とも帝京大学宇都宮キャンパス事務局を通じて栃木県政記者クラブ加盟18団体に対して行った。1回目の11月に行ったステーキ世里花への浜名湖クレソン提供に関するプレスリリースについては新聞記事として掲載されなかった。ゼミ内ではプレスリリースの内容について、「活動目的が具体的に記述されていないので、活動の目的や意義がわかりにくい」という意見が出た。そのため、2回目のMEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店での浜名湖クレソンの販売に関するプレスリリースでは活動目的を具体的に記述することとなった。

12月に行ったMEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店での浜名湖クレソンの販売に関するプレスリリースについても新聞記事としては取り上げられなかった。ゼミ内では2度目のプレスリリースの内容について、「活動の社会的意義について説明が不十分であったのではないか」という意見が出た。

3. まとめ

ステーキ世里花での浜名湖クレソン提供時には、POP 広告のQR コードに反応する利用客が一定数いた。また、MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店では、浜名湖クレソンの販売を行った2日間で、ドン・キホーテでクレソンを常時販売している1店舗あたりの月販売数を上回る110袋を売り上げた。対面販売は当ゼミが

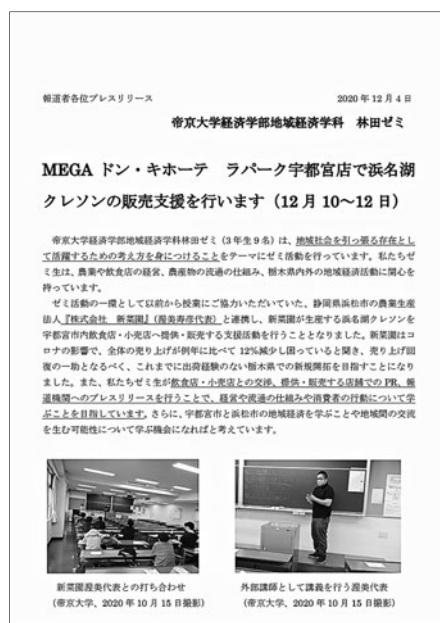


図2 プレスリリース文書 (一部)

担当したが、大学の実習として販売していることは前面に押し出していない。POP 広告やチラシにおいても、浜名湖クレソンや新菜園に関する内容であり、大学に関してはチラシ広告においてロゴを掲載している程度である。以上から、クレソンには一定の潜在的な需要があると考えられる。クレソンのより一層の普及には品質保持や消費者への調理方法の普及が今後の課題と考えられる¹³⁾。

連携活動について、学生からは以下のような感想があった。1点目に、今回の連携活動では宇都宮市と浜松市の地域振興を目的の一つとしていたが、宇都宮市と浜松市を結びつけるのが

12) 地域経済学科のゼミ活動としてプレスリリースを行った事例として、2017年度五艘ゼミにおける栃木県栃木市の蔵の街をインスタグラムを用いて情報発信した活動が挙げられる (五艘・五艘ゼミナール 2018)。この活動は、例えば毎日新聞 Web サイトで2017年9月13日に「帝京大学経済学部地域経済学科 五艘ゼミが「蔵の街 観光情報発信プロジェクト」を始動 - 栃木市を元気に (Digital PR Platform)」(<https://mainichi.jp/articles/20170913/pls/00m/020/254000c> 2021年1月20日アクセス。)として取り上げられた。

13) 消費者への調理方法の普及については、MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店での対面販売において買い物客から「クレソンを料理に使用したことが無いのでどのように調理して良いかわからない」といった、調理方法に関する質問が一定数あった。

難しかったことである。学生は今回の実習を通して、「食品に関しては地産地消が地域活性化に結びつきやすいことを実感した」という、地域振興に関して実践を通して理解を深められたといえる。

2点目に、普段の教室での授業では学生自身がかかわることのない立場の方々とかかわることにより社会勉強になったことである。農業生産法人・飲食店・小売店・流通業者・消費者と様々な立場の方々と実習を通してかかわることで、学生は農業経営や農産物の流通過程について実践的に学べたといえる。また、各学生が大学卒業後の進路を具体的に想定する上でも貴重な機会になったといえる。

3点目に、飲食店・小売店との交渉やプレスリリースの原稿作成や対面販売を通して、自分の意見を他者に適切に伝えることの難しさを実感したことである。今回の活動は学生にとって、地域社会におけるコミュニケーションの重要性や難しさについて学ぶ機会になったといえる。今回の経験が、各学生が今後レポートを作成する際や大学卒業後に社会人として企画書や報告書を作成する際や他者とのコミュニケーションの際に活かされることが期待される。

2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、当ゼミの実習は必ずしも当初の計

画通り行うことができなかった。そのような中でも当ゼミでは新菜園と連携し活動を行うことで、各学生は農業経営や農産物の流通について理解を深めることや、就職活動や大学卒業後の仕事や地域活動で活かすための経験を得ることができたと思われる。今回の連携活動は学生に対する教育的な意味合いが強く、来年度以降の継続性は不確かな状況であるが、今回の活動が各学生の今後の大学での学びや地域活動への参加につながることを期待される。

謝 辞

当ゼミにおける今回の活動は、株式会社新菜園、ステーキ世里花、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス、MEGA ドン・キホーテラパーク宇都宮店、株式会社エー・トゥー・ビー、文星芸術大学、帝京大学事務局の皆様の多大な配慮により行うことができた。ご協力いただき、感謝を申し上げたい。

文 献

五艘みどり・五艘ゼミナール(2018)「Instagramで栃木市蔵の街を情報発信・「とち蔵」プロジェクト」『帝京大学地域活性化研究センター年報』第2巻、pp.64-67.

◆◆ 地域活性化研究センター記事 ◆◆

帝京大学地域活性化研究センターは本学経済学部地域経済学科及び大学院経済学研究科地域経済政策学専攻の教育研究活動と密接に関連している。そこで、上記の学科・専攻に関する事項を記事として掲載する。なお、地域経済政策研究会は2017年度まで地域経済研究会という名称で開催されてきた。例年に比べてこの研究会の開催数が少ないのは、COVID-19感染拡大を考慮したためである。

2020年度地域経済政策研究会

第1回 2021年2月10日(水) 13時30分～15時30分

開催場所：地域経済学科棟2階会議室

報告者と報告タイトル：

大平佳男「日本のエネルギー政策の変化に関する経済分析——国のエネルギー政策から地域のエネルギー事業へ」

山川充夫「福島原発事故と地域経済復興——イノベーション・コースト構想の可能性——」

加瀬和俊「官民ファンドの失敗の原因について——A-FIVE を事例として」

経済学部地域経済学科2020年度卒業論文

小高滉司「ふるさとが自立し、永続的に発展するために」、指導教員：内貴滋教授

大島諒也「ポストコロナ時代の小売業～UberとUber Eatsを素材として～」、指導教員：玉真之介教授

石川大輔「NPOと協働」、指導教員：夜久仁教授

❖❖❖ 帝京大学地域活性化研究センター年報の編集・投稿に関する規程 ❖❖❖

(目 的)

第1条 この規程の目的は、帝京大学地域活性化研究センター設置規程第2条及び第3条に則って、『帝京大学地域活性化研究センター年報』(以下、年報と略記する)の編集と投稿に関する基本的事項を定めることにある。

(編集委員会)

第2条 編集委員会は、帝京大学地域活性化研究センターコアメンバーである教員によって構成する。編集委員長はセンター長が務める。センター長は、必要に応じて、帝京大学経済学部専任教員の中から編集委員を追加することができるものとする。

(著作権)

第3条 すべての著作権は帝京大学地域活性化研究センターに属する。

(原稿の種類・長さ・執筆要領)

第4条 原稿の種類は①地域活性化に関わる原著研究論文、②地域活性化に関わる実践報告・紹介等、③書評、④地域活性化研究センター記事・その他、とする。原稿種類に応じた長さと執筆要領については、別に定める。

(投稿権者)

第5条 年報に掲載する論文・報告・紹介等、書評の投稿権者は、帝京大学の専任教員及び地域活性化研究センター研究員とする。連名での論文・報告・記事の場合、少なくとも一人は帝京大学専任教員あるいは研究センター研究員でなければならない。編集

委員会は、研究センター設置規程第2条と第3条に則って、教員以外の帝京大学職員や学外者に論文・報告等の寄稿を依頼することができる。

(投稿の手続きと採否の決定)

第6条 投稿は、投稿申し込み書式に必要な事項を記入し、これと原稿とを電子データで編集委員会事務局に、別に定める期日までにe-mail添付ファイル等により行うこととする。原稿に添付する図が電子化できない場合、原稿本文のコピー・送付状とともに、郵便等の手段で地域活性化研究センター事務局に送付することとする。

2 投稿された原稿に不備や改善すべき点がある場合、編集委員会は投稿者に対して修正を要請することができる。

3 原稿の掲載受理は編集委員会が決定する。

4 掲載受理が決定された原稿は著者に返却しない。ただし、オリジナルな図や写真の返却を投稿申し込みの際に求めた場合にはその限りでない。

(校 正)

第7条 著者校正は再校までとする。念校は編集委員会が行なう。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は研究センターコア会議の議を経て行なう。

付則 この規程は平成30年7月1日から発効する。

❖❖ 執筆要領 ❖❖

1. 原稿の電子データ

WORD のデフォルト、即ち A4用紙横書きで、1 行あたり全角40字×36行 (1 ページ) で原稿を作成すること。

2. 文章表現・綴り等

原則として常用漢字・新字体・新仮名づかいを用いること。ただし、固有名詞や引用等の原典に則る場合にはこの限りでない。

3. 原稿のまとめ方

標題、著者名、所属名、目次、要旨、キーワード、本文、注、文献を1つのファイルにまとめること。図、表、写真は上のファイルの中に組み込んでもよいし、それぞれ別ファイルとしてもよい。図、表、写真を本文とは別ファイルにする場合、図や表の番号を付して本文中の装入場所に図1、表1などの文字を記し、その前後を各1行あけること。

書評と「その他記事」については目次、要旨、キーワードを付さない。

研究論文の場合、英語での標題、著者名、所属名、キーワード、英文要旨を1つのファイルで作成すること。

上記の原稿とは別に、投稿申し込み票の書式に必要事項を記入して送付すること。

4. 文字の字体と大きさ

和文については全角明朝体とし、アルファベットについては半角 Times New Roman とする。数字は2桁以上の場合に半角とするが、1桁の場合には全角とする。

論文標題	14ポイント
著者名	12ポイント
目次	10.5ポイント
要旨	10ポイント
キーワード	10.5ポイント
本文・注・文献	10.5ポイント

英文要旨の文字の大きさも上に準ずる。

5. 原稿の長さ

①原著研究論文：24,000字以内を目安とする。

②地域活性化に関わる実践報告・紹介等：12,000字以内を目安とする。

③書評：4000字以内を目安とする。

④研究センター記事・その他：2000字以内を目安とする。

和文要旨は400字以内を目安とする。

キーワードの語数は4以上、8以下を標準とする。

6. 章節項の構成

章は1、2、3などを用い、節は1.1、1.2、1.3などを、項は1.1.1、2.3.1などの形式とする。

7. 注

注番号には1)、2)などの片括弧を付する。本文中では上肩付きとする。

8. 文献

文献リストに掲載するものは、必ず本文または注記、または図・表などの出典に明示したものに限定すること。本文や注記などで文献に言及する場合には、著者の姓に西暦での刊行年を付し、必要に応じて参照ページも明記すること。例えば、佐藤 (2015)、田中 (2017: 51)、(鈴木2008: 21) の形式とする。

文献リストでの文献の書き方は、下記の例に倣うこと。また和文文献を先に掲載し、著者姓名のアイウエオ順で並べること。欧文文献はそのあとに著者姓名のa,b,c順に並べること。同一著者の同一刊行年の文献については、刊行年の後にa,b,c等を付して区別すること。

日本語文献の例

岩佐卓也 (2012) 「2004年プフォルツハイム協

定とIGメタル」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第6巻第1号、pp.63-83.

岩本晃一 (2016) 「ドイツ経済を支える強い中小企業『ミッテルシュタンド (Mittelstand) 』」、独立行政法人経済産業研究所ホームページから入手可能。http://www.rieti.go.jp/users/iwamoto-koichi/serial/013.html 2017年11月3日アクセス。

田中素香 (2016) 『ユーロ危機とギリシャ反乱』 岩波書店。

ドーア、R. (2001) 『日本型資本主義と市場主義の衝突―日・独対アングロサクソン―』 (藤井真人訳) 東洋経済新報社。

中川秀一 (2018) 「農村の内発的発展の位相」、小田切徳美・橋口卓也 (編) 『内発的農村発展論―理論と実践―』 農林統計出版、pp.23-41。

欧語文献の例

Audretsch, David B. and Erik E. Lehmann (2016) *The Seven Secrets of Germany. Economic*

Resilience in an Era of Global Turbulence. New York: Oxford University Press.

Dustmann, Christian, Bernd Fitzenberger, Uta Schönberger and Alexandra Soitz-Oener (2014) From sickman of Europe to economic superstar: Germany's resurgent economy. In: *Journal of Economic Perspectives*. Vo.28, No.1, pp.167-188.

Nelson, Richard (1988) Institutions supporting technical change in the United States. In: Dosi, Giovanni, Christopher Freeman, Richard Nelson, Gerald Silverberg and Luc Soete (eds.) *Technical Change and Economic Theory*. London and New York: Pinter Publishers, pp.312-329.

Simon, Hermann (2010) Hidden Champion in the 21st Century. The Success Strategy of Unknown World Market Leaders. https://www.deginvest.de/DEG-Englische-Dokumente/PDFs-Download-Center/Presentation-Herrmann-Simon.pdf 2017年10月19日アクセス。

❖❖ 編集後記 ❖❖

2020年は、COVID-19感染拡大によって大学での教育と研究も大きな影響を受けた。それが本誌や、その土台となる各教員の教育・研究に及んだことは否定できない。しかし、それにもかかわらず、こうして第5巻を発行できるのはひとえに投稿していただいた諸先生のおかげである。感謝申し上げる。

ところで、本誌は外部レフェリーによる査読制度を取っていない。しかし、編集委員が手分けして投稿された原稿を読み、修正した方がよいと考える箇所があれば、投稿者に対して再考をお願いしている。それは修正要求ではなく、あくまでも再考依頼である。結果として修正されることもあれば、修正されないこともある。

学術雑誌に掲載される論文に関して、編集委員会が一定の責任を負うのは当然であるが、掲載された論文が著者と読者との間で、あるいは読者どうしの間で議論の材料として役立つということに意義を求めるとすれば、投稿者に対していたずらに不要なあるいは過大な修正要求をするのは望ましくない。外部レフェリー制度はより優れた論文を掲載するための1つの方法であるが、逆に、せっかく芽生えた新しい考え方や、既存の常識に挑戦する考え方を圧殺する可能性をそれが持ちかねないことを否定しきれないのでなかろうか。むしろ、本誌は地域活性化に関わる様々なトピックスをめぐる学問的議論の活性化に寄与することを目的としている。この目的を、読者や将来の投稿者にご理解いただければ、と思う。

(編集委員長 山本健児)

編集委員 山本健児（委員長） 荒井良雄 玉真之介 丹羽孝仁 林田朋幸

ISSN: 2433-7234

帝京大学地域活性化研究センター年報 第5巻 2021年

2021年3月31日発行

編集・発行 © 帝京大学地域活性化研究センター
〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台1-1
帝京大学宇都宮キャンパス
電話 028-627-7106（直通）
Fax 028-627-7184
e-mail: rcrr@riko.teikyo-u.ac.jp
URL: <https://www.teikyo-u.ac.jp/affiliate/laboratory/rcrr/>

印刷所 鈴木印刷株式会社
〒321-0901 栃木県宇都宮市平出町3751-11
電話 028-660-3555
Fax 028-663-1320

Annals of Research Center for Regional Revitalization Teikyo University

2021

Vol. 5

◆ ARTICLES

Development Factors of Tourism Industry in Switzerland as a Host Country of Tourism	Yoshitaka MIZOO	1
Thoughts and Feelings on Six Years of Evacuee Life, following Fukushima Nuclear Power Plant Accident in 2011 -Unrestricted Written Comments from 1,381 Namie Town Residents-	Mitsuo YAMAKAWA	17
The Reason of the Failure of Public-private Fund ~ Case of Fund for Agriculture ~	Kazutoshi KASE	30

◆ REPORTS

A study about local energy production for consumption by renewable energy: case study in Katsurao village, Fukushima	Yoshio OHIRA	48
Cooperative Project for the “Research Program” for Students of Tochigi Prefectural Oyama High School	Yu SONG	57
Demographic Analysis and Life Design Survey in the City of Nasukarasuyama, Tochigi Prefecture, Japan	Takahito NIWA and Niwa Seminar	65
Our Lives and Basic Income	Yu SONG and Song (Sou) Seminar	73
The supporting project for tourism destination by university students under COVID-19 situation in Ashikaga city	Midori GOSO	80
Cooperative activity with an agricultural production corporation in Hamamatsu —Support for distribution of agricultural products to a restaurant and a supermarket in Utsunomiya—	Tomoyuki HAYASHIDA and Hayashida Seminar	87
◆ MISCELLANEOUS NEWS		94